

軽井沢町緑の基本計画 報告書

平成 12 年 9 月
株式会社トデック

目 次

はじめに	1
調査・解析編	
第1章 現況調査	2
1. 軽井沢町の位置	3
2. 自然的条件調査	5
3. 社会的条件調査	12
4. 緑地現況・緑化状況調査	22
5. レクリエーション施設調査	36
6. 景観調査	38
7. 緑に対する意向・要望把握	40
8. 現況調査のまとめ	47
第2章 緑の役割と課題の整理	49
1. 役割別の緑の抽出	49
(1) 環境保全系統の緑の抽出	49
(2) レクリエーション系統の緑の抽出	52
(3) 防災系統の緑の抽出	56
(4) 景観構成系統の緑の抽出	58
2. 軽井沢町の緑の特性	60
3. 緑に関する課題の整理	63
計画編	
第3章 計画の基本方針	65
1. 緑の基本理念	65
2. 基本方針	68
3. 施策の体系	70
第4章 緑地の配置方針	71
1. 環境保全系統配置方針	71
2. レクリエーション系統配置方針	76
3. 防災系統配置方針	86
4. 景観構成系統配置方針	88
5. 総合的緑地配置方針	91
第5章 緑地の保全及び緑化の目標	97
1. 計画フレーム	97
2. 緑地の確保目標水準	98
3. 都市公園等の施設緑地として整備すべき緑地の目標水準	98
第6章 緑地の保全及び緑化の推進のための施策	101
1. 整備保全する緑地の種類	101
2. 施設緑地の整備目標及び整備方針	102
3. 地域制緑地の指定目標及び指定方針	105
第7章 緑化重点地区計画	113
1. 緑化重点地区の設定	113
2. 地区の現況	114
3. 課題の整理	117
4. 地区緑化の基本方針	118
5. 地区緑化計画	119

調査・解析編

はじめに

1. 緑の基本計画の目的

軽井沢町は、国内有数の保健休養地として緑豊かなまちであるが、別荘地における敷地の細分化や企業保養所の撤退、さらにはゴルフ場の建設により、保健休養地にとって最も重要な緑が失われつつある。特に、最近の経済社会動向や少子・高齢化が続くと別荘敷地の管理が充分にできなくなり、緑が荒廃していくことが懸念される。

こうした中、軽井沢町がその都市計画マスタープランで述べている「豊かな自然環境に囲まれた国際保健休養地：軽井沢」のまちの将来像を実現するためには、今後のまちづくりの中で、公園緑地を体系的に整備・保全していくことが課題となっている。

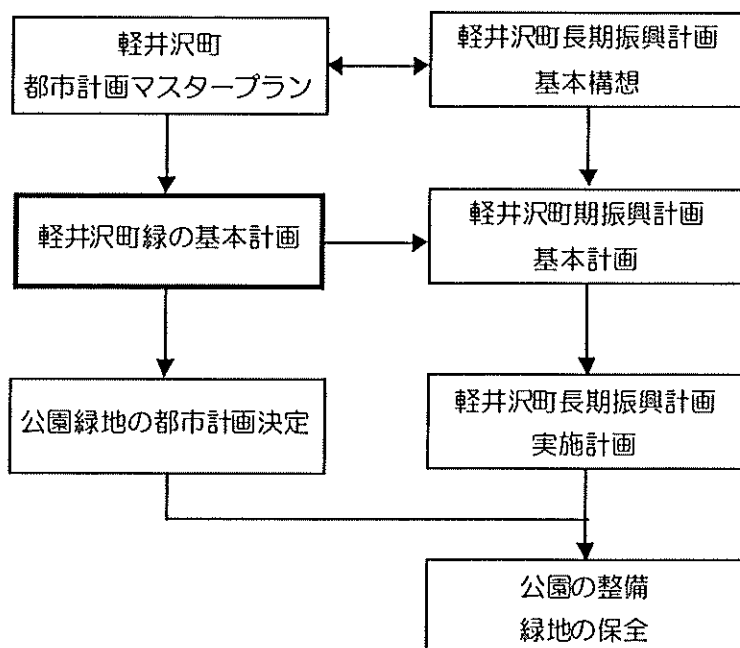
緑の基本計画は、これらの課題に対処するために、まちの骨格の形成、保健休養環境の維持、自然とのふれあいを通しての人間形成に対する諸効果、レクリエーション利用効果、防災に資する効果、景観構成効果などの機能を有する緑地について、その総合的な整備又は保全を図るために定める都市計画における基本的な計画の一つである。

そのため「軽井沢町緑の基本計画」はこの主旨に沿って、「軽井沢町都市計画マスタープラン」のまちづくりの方針を前提とした21世紀に向けた軽井沢町の緑地配置の方針とその実現のための施策の方針を定めることを目的とする。

2. 緑の基本計画の位置づけ

「軽井沢町緑の基本計画」は、「軽井沢町長期振興計画の基本構想」及び「軽井沢町都市計画マスタープラン」を上位計画として公園緑地に関する具体的な配置及び整備計画を定めたものである。今後、軽井沢町において公園緑地の整備又は保全を実施していくときのガイドラインとなるものである。

図-1 軽井沢町緑の基本計画の位置づけ

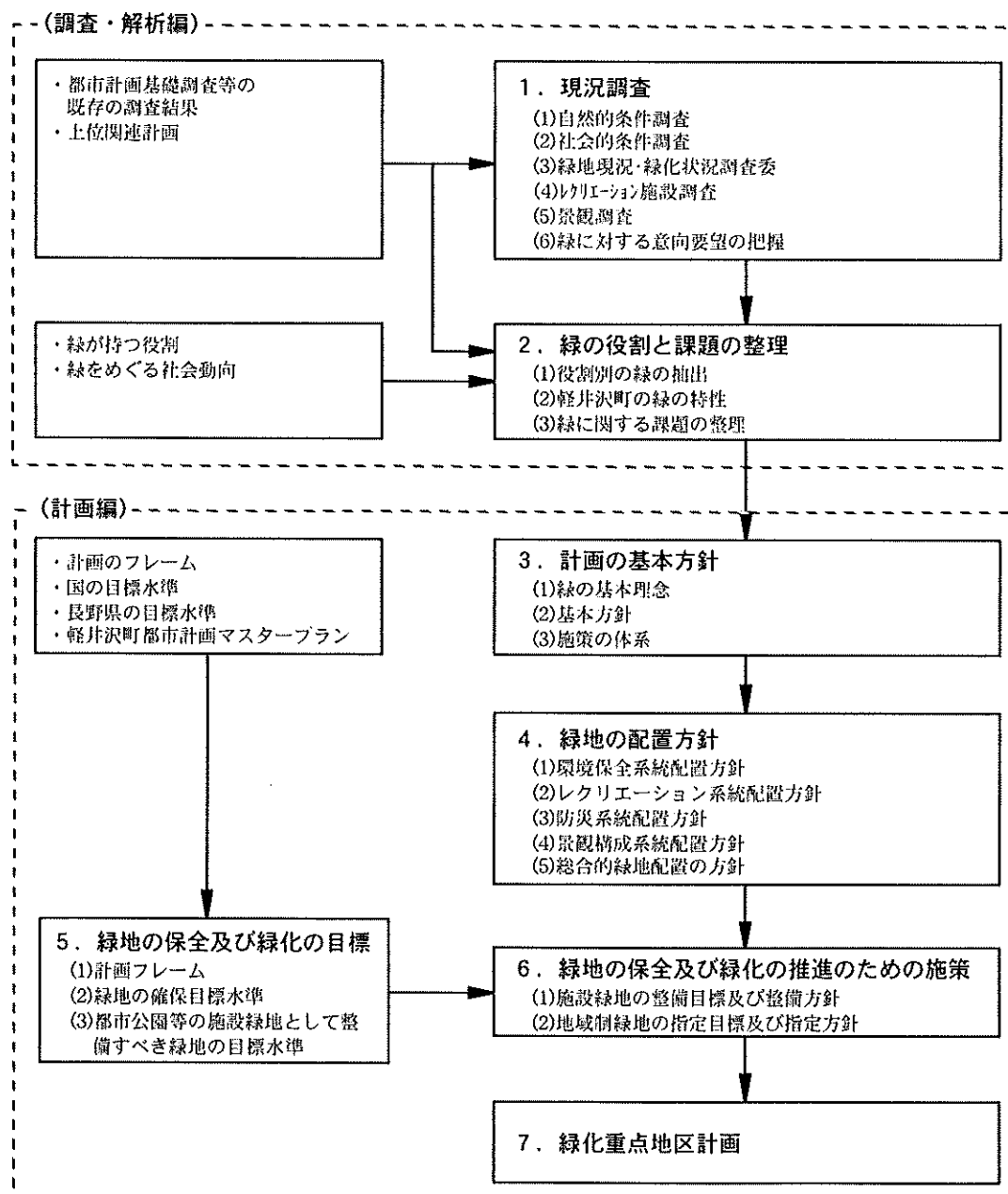


3. 緑の基本計画の構成と策定手順

「軽井沢町緑の基本計画」は「調査・解析編」と「計画編」により構成され、「調査・解析編」は、「現況調査」及び「緑の役割と課題の整理」の2章となっている。「計画編」は、軽井沢町の緑の基本理念を示した「計画の基本方針」、具体的な公園緑地の配置を示した「緑地の配置方針」、将来の人口フレームにしたがい必要な公園緑地を設定した「緑地の保全及び緑化の目標」と「緑地の保全及び緑化の推進のための施策」及び中軽井沢駅周辺地区を緑化重点地区として位置づけた「緑化重点地区計画」の5章となっている。

また、「軽井沢町緑の基本計画」は、「軽井沢町都市計画マスタープラン」の策定と同時に検討作業を進めており、「住民意向調査」、「まちづくり交流会」及び「都市計画マスタープラン懇談会」等により、地域住民の意向や要望を把握しながら策定したものである。

図-2 緑の基本計画の構成と策定手順



第1章 現況調査

1. 軽井沢町の位置

(1) 地理的位置

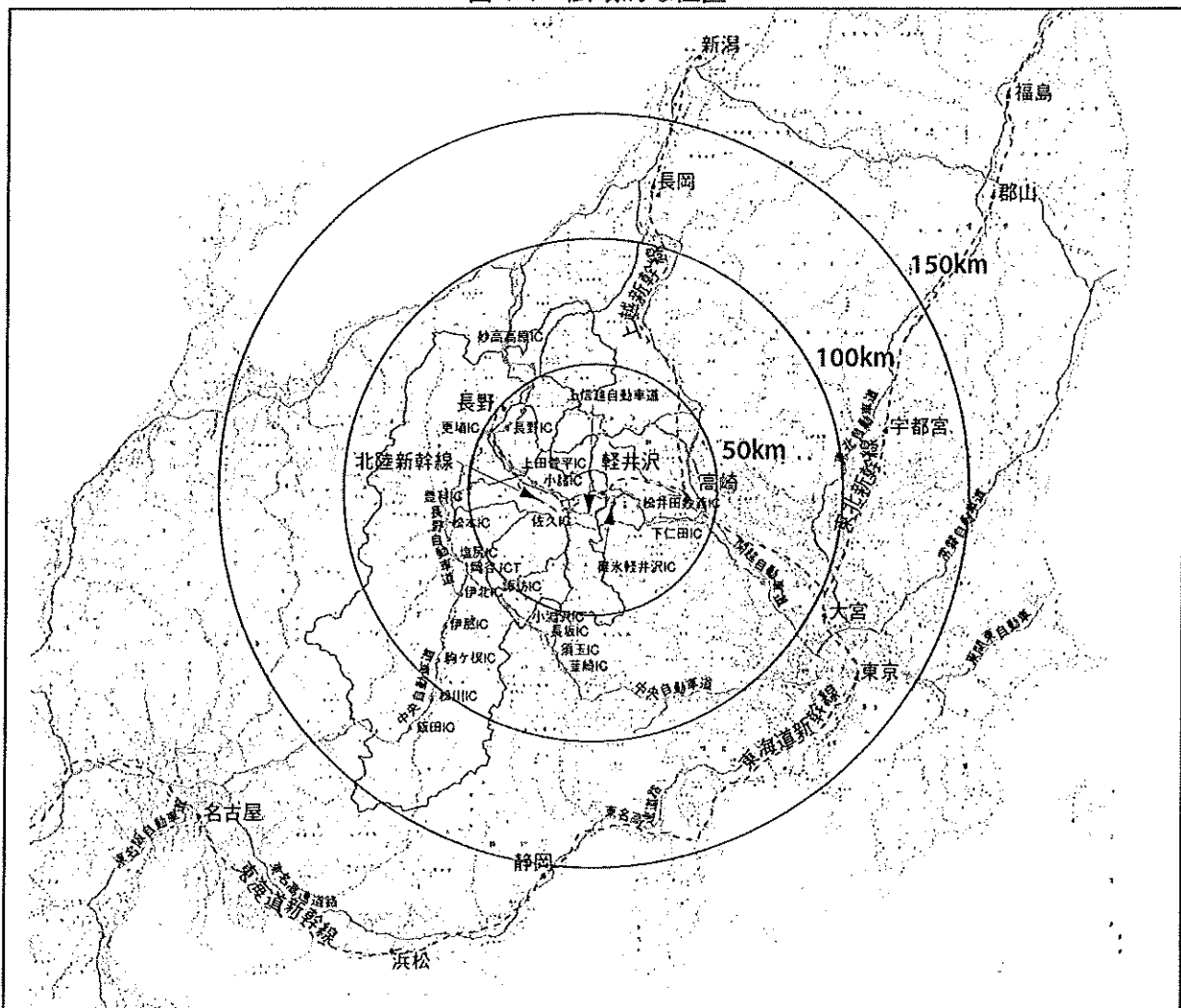
軽井沢町は、標高 2,568m の浅間山のすそ野に広がる浅間高原の東部に位置し、その面積は 156.05km² である。西は北佐久郡御代田町に、東及び南は群馬県碓氷郡松井田町、下仁田町に、北は群馬県吾妻郡長野原町、嬬恋村に隣接している。

長野県の県都である長野市とは約 50km の距離にあり、長野県の東端にある。また、上信越高原国立公園及び妙義荒船佐久高原国立公園に一部含まれる。

(2) 広域的な交通条件

軽井沢町は昔から交通の要衝地であり、信州への玄関口となっていたため、現在でも町内や周辺地域には主要な広域交通網があり、交通の便には恵まれている。鉄道については、北陸新幹線としなの鉄道が町の中央部を東西に通過し、軽井沢駅、中軽井沢駅、信濃追分駅の3駅がある。東京とは新幹線で約 70 分、長野市とは約 30 分で連絡されている。道路については、国道 18 号、国道 18 号バイパス、国道 146 号、主要地方道下仁田軽井沢線などにより周辺都市と結ばれている。また、上信越自動車道及び関越自動車道により、長野市、高崎市、前橋市さらには首都圏の主要都市と連絡されている。

図 1-1 広域的な位置

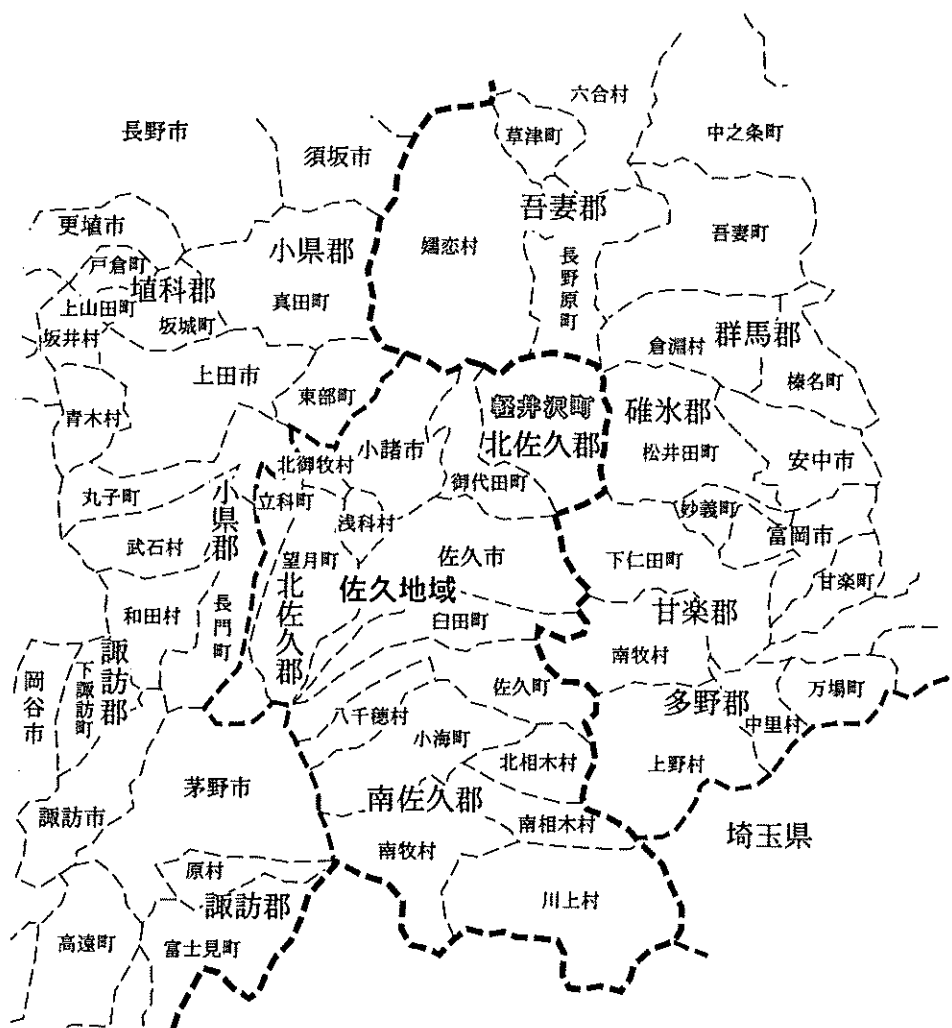


(3) 周辺市町村との関係

「2010 年長野県長期構想」において、軽井沢町は、小諸市、佐久市と北佐久郡、南佐久郡の2市7町7村で構成される佐久地域に属している。佐久地域は、「新しい活力がみなぎる千曲川高原の快適都市圏域」を目指しており、この中で軽井沢町の役割は、豊かな自然環境との調和に留意しながら、冷涼な気候を活かした観光リゾート地として、文化・技術の交流の場の形成を進める地域と位置づけられている。

さらに、群馬県に接していることから、群馬県長野原町、嬬恋村、松井田町及び下仁田町を含めた社会・経済的な連携も期待されている。

図 1-2 周辺地域の構成



2. 自然的条件調査

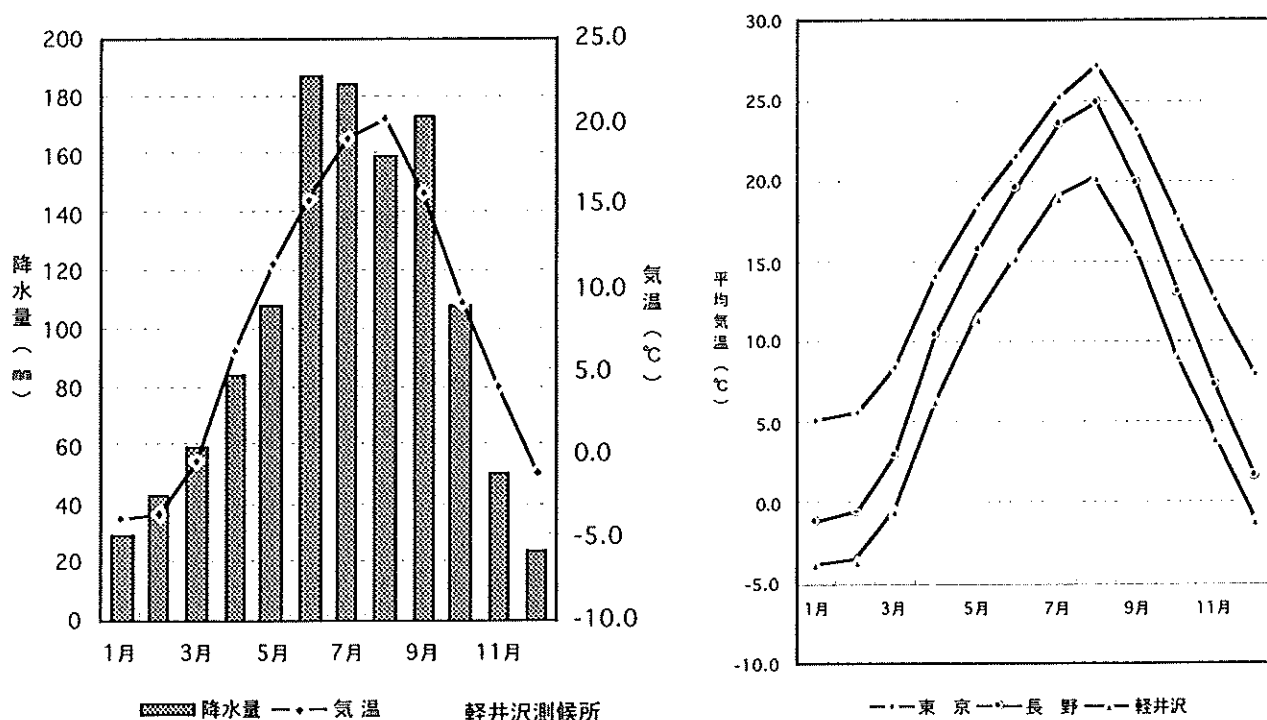
(1) 気象環境調査

1) 気象概要

軽井沢町は冷涼な気候であり、8月の平均気温が22.1℃と高原の保健休養地としてふさわしい気候条件となっている。

月別の気温と降水量の変化をみると、典型的な太平洋型気候となっている。夏期の東京との気温差が7℃近く涼しくなっており、軽井沢町が国内有数の保健休養地として発展してきた最大の条件ともなっている。地域特有の風はないが、4～9月には東ないし東北東の風が多く、10～3月の冬期には南西ないし西南西の風が多くなっている。

図 1-3 気象概要（平成7年）と月別平均気温の地域比較



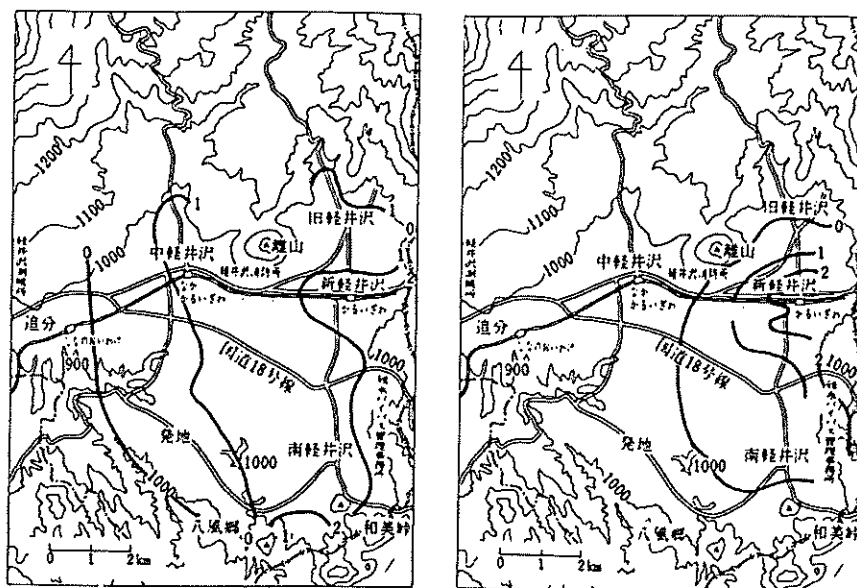
資料：東京管区气象台、長野地方气象台、軽井沢測候所

2) 霧の発生

軽井沢の気候が周辺地域と際立って異なっているのは霧の発生が多いことであり、旧軽井沢周辺の別荘地の落葉松林の中の苔は、霧なくしては維持されないと考えられている。

碓氷峠を越える気流によって生じる霧は新軽井沢から旧軽井沢にかけて良く発生し、その強度も強い。また、追分や南西部に霧が流れ込むのはまれである。

図1-4 霧の強度分布



(1984.5.15-17:00-18:30)

0 - 視界 1000-501m

1 - 視界 500-200m

2 - 視界 200m未満

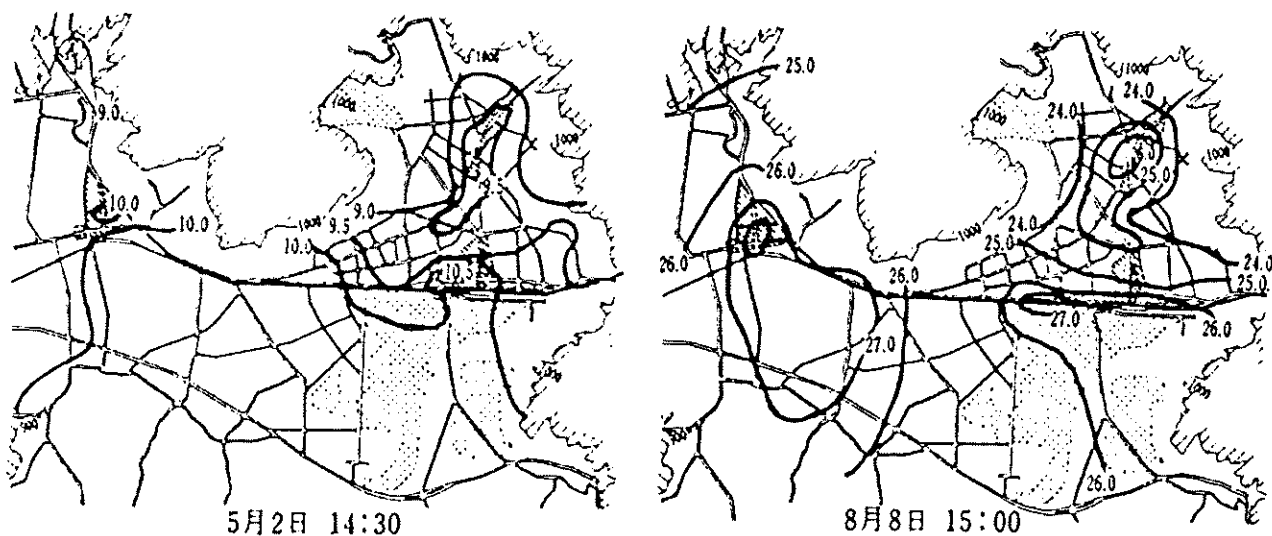
(1984.5.16-14:00-14:35)

出典:軽井沢町誌(自然編)

3) 気温分布

軽井沢町の地域の気温分布をみると、緑の多い地域と住宅や商業施設が多い居住エリアでは気温差がみられ、夏期において顕著である。大都市のように顕著ではないにしても、建物が多く人が集まる場所や緑が少ない場所において、ヒートアイランド現象が出現している。

図1-5 軽井沢町内の気温分布(昭和59年)



5月2日 14:30

8月8日 15:00

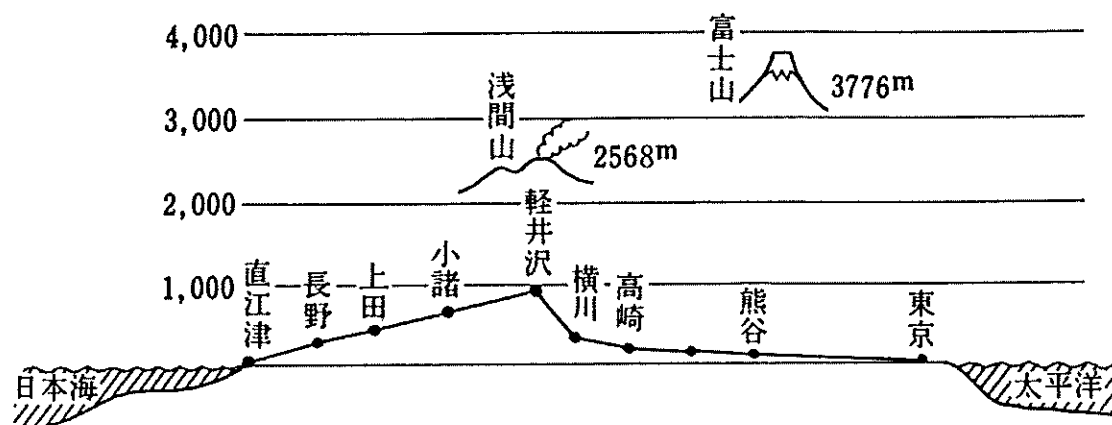
出典:軽井沢町誌(自然編)

(2) 地形調査

町の北部には浅間山がそびえ、東南にかけては鼻曲山、留夫山、一ノ字山、矢ヶ崎山、八風山が連なっており、その山間には碓氷峠、入山峠、和美峠等がある。西側は佐久平に通じるなだらかな標高約 1,000m の高原となっている。軽井沢町の中心に近い位置に、浅間山の寄生火山の離山があり、山頂は直径約 300m の広さがある溶岩円頂丘となっている。

軽井沢町の北から東にかけての県境は本州の分水嶺となっており、群馬県側は利根川水系として太平洋に流れ込み、長野県側は千曲川水系として日本海に注いでいる。軽井沢町を境にして、群馬県側は急峻であるため深い谷あいの特徴的な地形をしているのに対して、長野県側はなだらかであるため、侵食作用を受けにくく、高原状の地形となっている。

図 1-6 軽井沢町の標高



(3) 地質・土壌調査

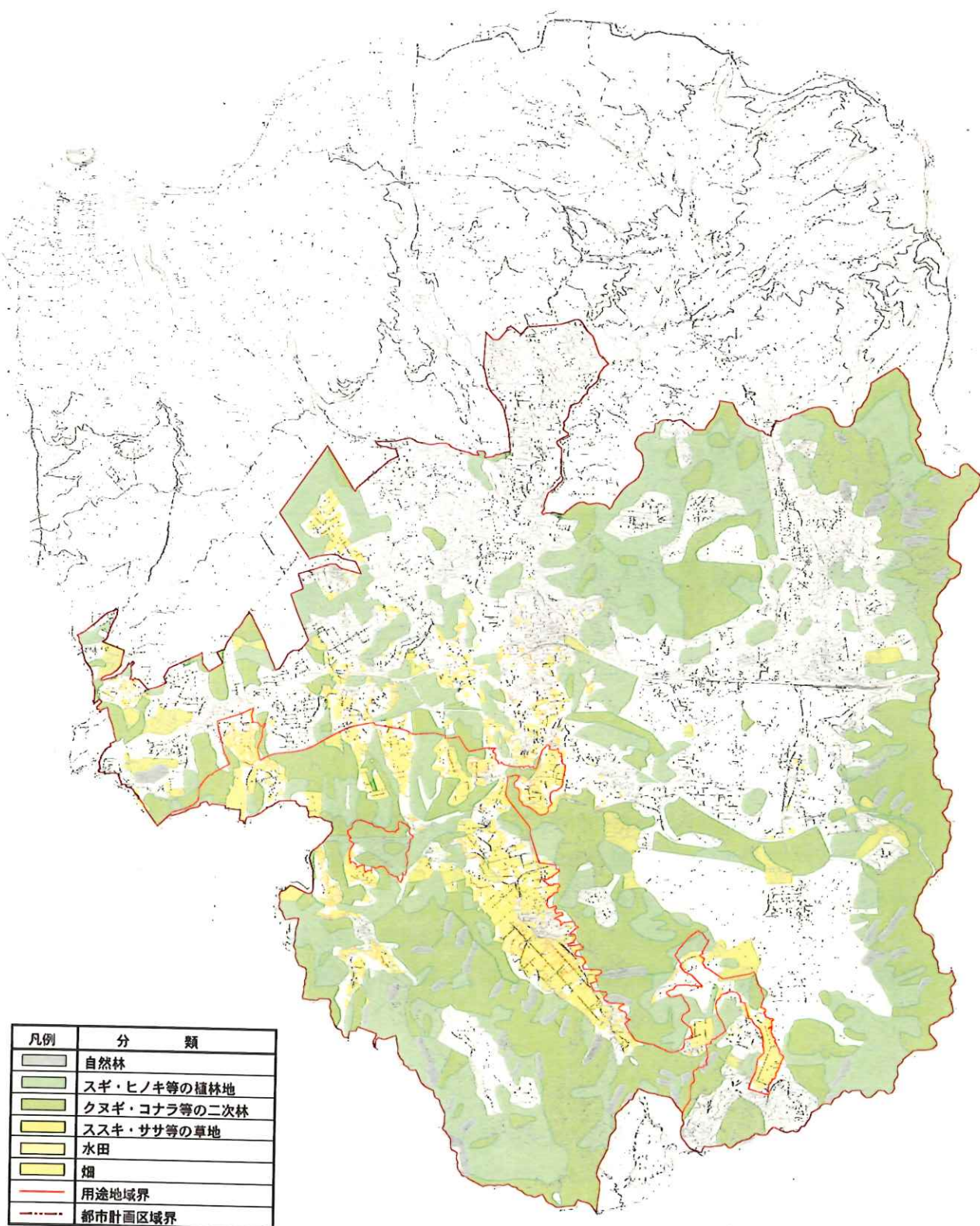
表層地質は、北部から北西部にかけては浅間山による火山碎屑物と溶岩類から構成されており、南部の山地は第三期火山岩・堆積岩類、中央部の平坦地は湖底堆積物となっている。また、湯川等の河川周辺地は河川堆積物が分布している。

土壌は、黒ぼく土壌を主体とし、南西部山地には褐色森林土壌が分布している。その他の地域には湯川流域の一部を中心に灰色低地土が分布し、南部の平坦地には岩石土、グライ土、泥炭土が分布している。

(4) 植生現況調査

浅間山山頂付近は高山帯の高山ハイデ及び風衝草原となっており、亜高山帯の植生ササ群落を以て、標高 1,600m 以下はクリ・ミズナラ群落とカラマツ、アカマツ等が広範に分布している。南部の山地にはコナラ群落、低木群落が多く分布している。都市計画区域内には自然林が少なく、スギ・ヒノキ等の植林地とクヌギ・コナラ等の二次林が植生の大部分を占めている。南部の山地のコナラ群落やクヌギ・コナラ等の二次林は極相林であり、ブナ、シラカシ等の天然林に淘汰されていくものと考えられる。また、落葉松などの豊かな緑に囲まれた別荘地の植生は、植林によるものであり、本来は草地である。

図 1-7 植生分布図



出典：軽井沢町都市計画基礎調査（平成7年度）

(5) 動物相調査

野鳥は約 120 種が確認されており、富士山麓、奥日光とともに日本三大野鳥繁殖地となっている。また、蝶も浅間山系に生息する高山蝶のアサマモンキチョウ、ミヤマシロチョウ、ベニヒカゲ等 75 種が確認されている。

ほ乳類としては、ニホンザル、カモシカ、ツキノワグマ、イノシシ、キツネ、タヌキ、アナグマ等が確認されており、近年ニホンザルの生息地が広がり、別荘地や居住エリアにも出てきている。

図 1-8 野鳥の繁殖地

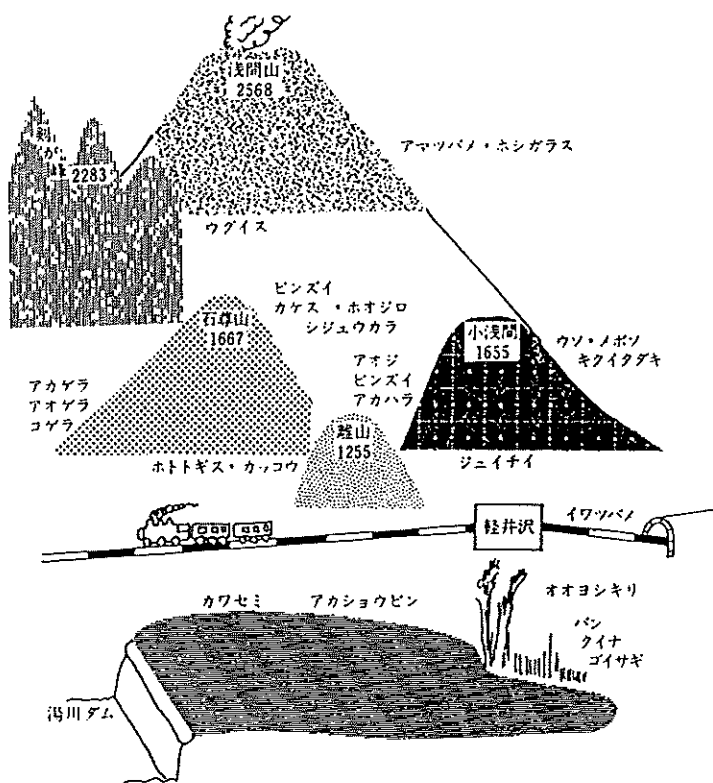
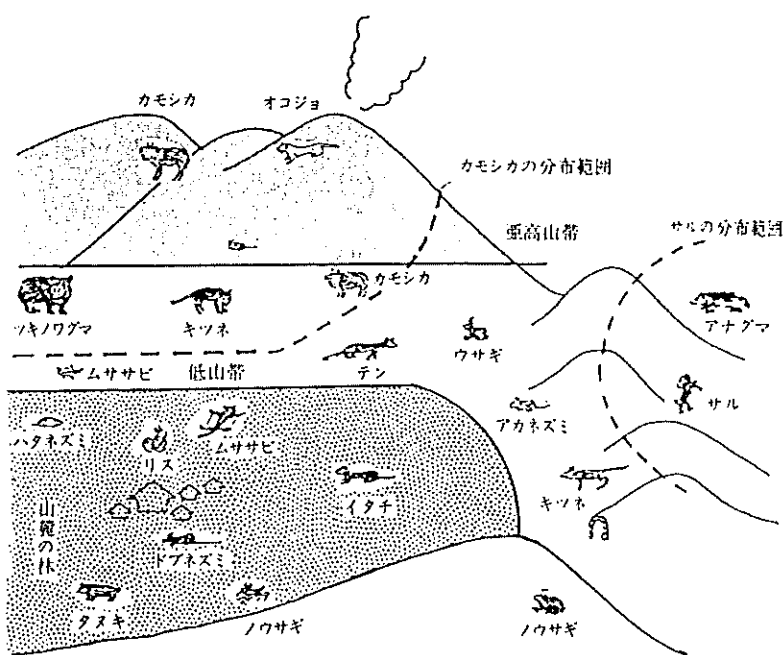


図 1-9 軽井沢町のほ乳類

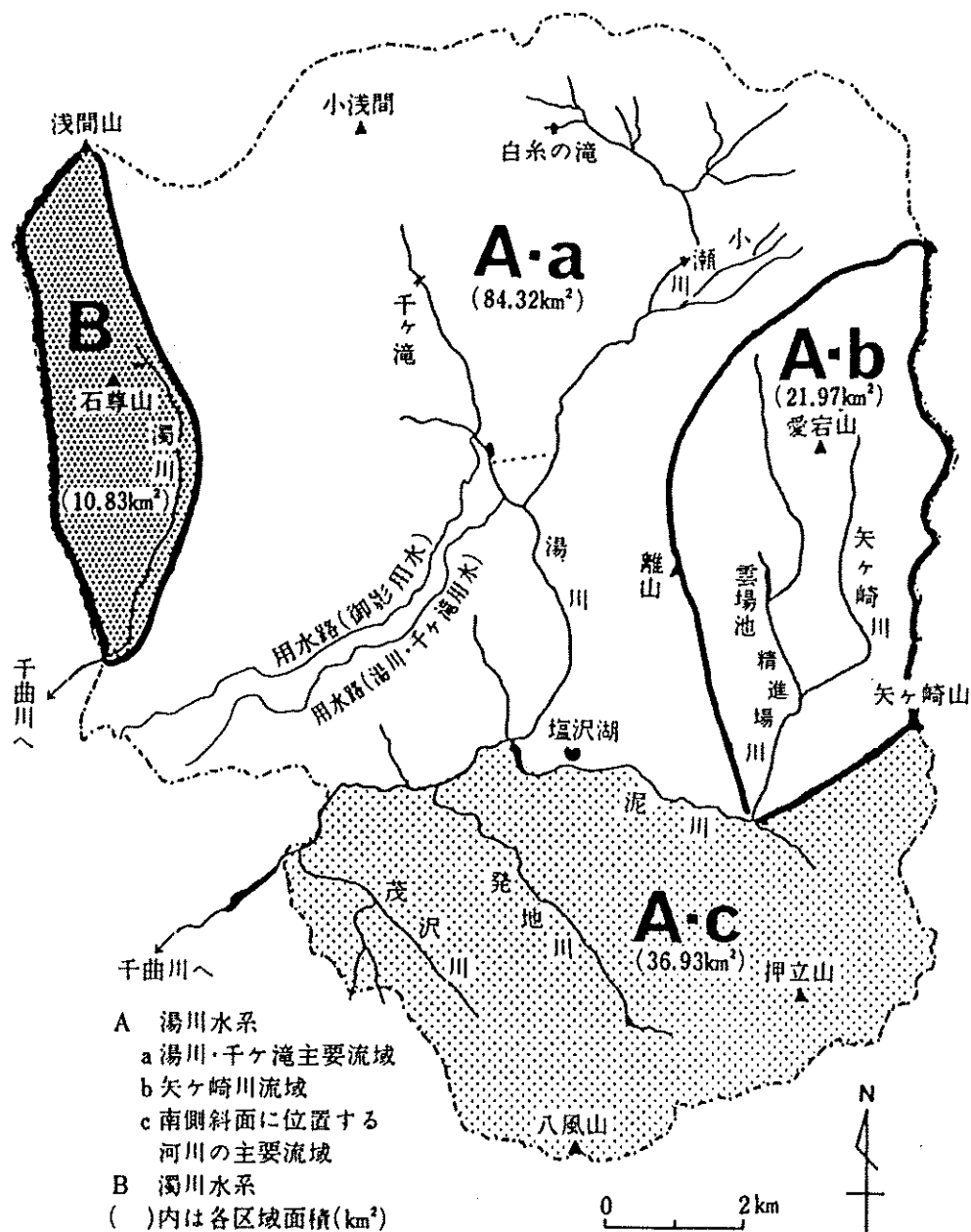


(6) 水系調査

軽井沢町は千曲川水系に含まれており、その支流である湯川水系と濁川水系に区分される。湯川水系が軽井沢町の総面積の約93%を占めており、湯川が町の主要河川となっている。

浅間山麓からは濁川、千ヶ滝・湯川本流及び矢ヶ崎川が、南部山岳地からは泥川、発地川、茂沢川が流下している。

図 1-10 河川水系



- A 湯川水系
 a 湯川・千ヶ滝主要流域
 b 矢ヶ崎川流域
 c 南側斜面に位置する河川の主要流域
 B 濁川水系
 ()内は各区域面積(km²)

出典: 軽井沢町誌(自然編)

(7) 土地自然特性調査

自然環境保全の視点から、軽井沢町の土地自然特性を見ると次の2つがあげられる。

1) 多数の野生動物の生息が確認されている北部山麓

北部山麓部は野生動物の生息地であるとともに、白糸の滝や竜返しの滝、千ヶ滝、濁川の血の池などの特色ある地形が多く分布しており、一部観光資源としても使われている。また、多数の湧水が水道原水や農業用水として使用されており、北部山麓部は軽井沢町の生活を支えるための重要な自然環境となっている。

2) 落葉松林のなかの広大な別荘地

軽井沢の別荘地は、明治中期から昭和初期（戦前）にその大部分が形成され、落葉松などの植林があわせて行われたことから、現在では良好な自然環境を有する土地利用となっている。その別荘地内には、雲場川が堰止められてできた雲場池などの貴重な水辺も点在している。

その他には、貴重な植物群落として、「長倉のハナヒョウタンボク群落」が軽井沢スケートセンター西側周辺にあり、しなの鉄道と国道18号バイパスの間の湯川に沿って、軽井沢町の標高からみて珍しい「ハルニレ林」が自生している。また、昔から地域コミュニティの中心となってきた寺社が各地域にあり、現在も祭りが行われている。

3. 社会的条件調査

(1) 人口・面積調査

1) 人口規模

軽井沢町の人口は、昭和20年以降横ばい傾向が続き、昭和45年から増加傾向に転じて、平成7年には15,345人まで増加している。また、平成11年時点で約16,100人（毎月人口移動報告）となっている。

世帯数の推移は人口と同様に微増であり、平成7年には5,657世帯となっている。一方、世帯規模は低下傾向にあり、昭和50年の3.65人から平成7年の2.71人に減少している。

軽井沢町の総人口の約80%が北陸新幹線の北側に居住しており、エリア別の人口推移は、5つのエリアのうち軽井沢東エリアと中軽井沢北エリアで減少、他のエリアは増加傾向にある。また、用途地域指定区域内の人口密度は2.5人/haであり、ゆとりある居住エリアを形成している。

図1-11 人口及び世帯数の推移（行政区域）

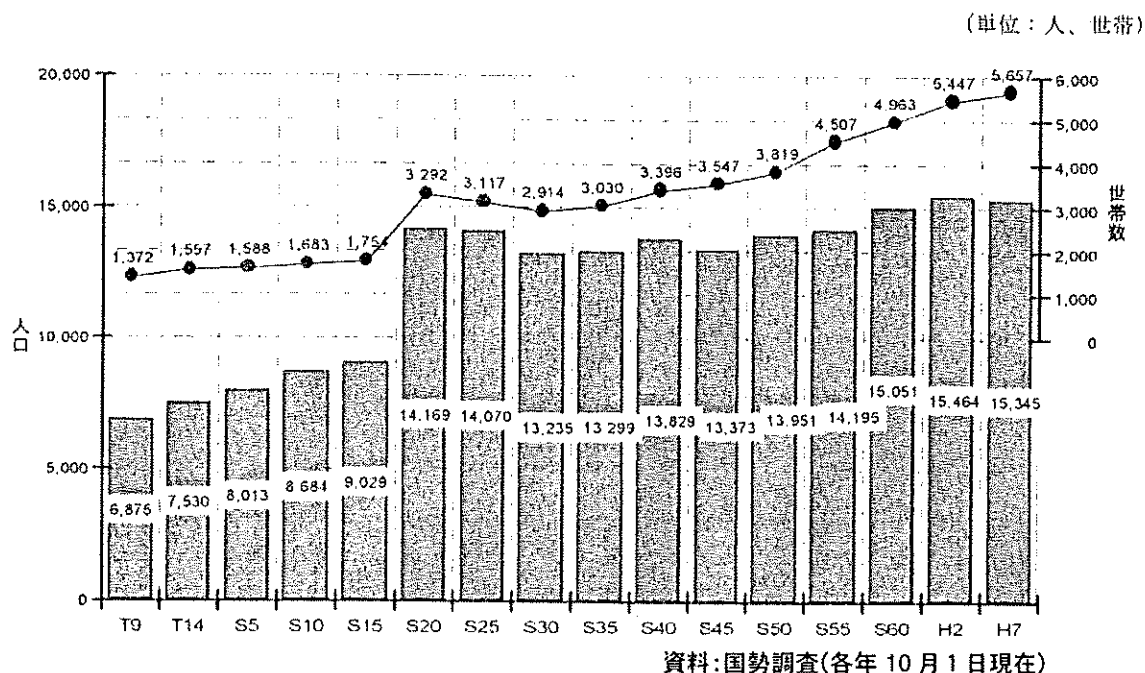


表1-1 区域別人口推移

区分	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年
行政区域	13,951 (100.0%)	14,195 (100.0%)	15,051 (100.0%)	15,464 (100.0%)	15,345 (100.0%)
都市計画区域	13,951 (100.0%)	14,149 (99.7%)	15,022 (99.8%)	15,443 (99.9%)	15,329 (99.9%)
用途地域指定区域	12,387 (88.8%)	12,738 (89.7%)	13,607 (90.4%)	14,094 (91.1%)	13,964 (91.0%)
用途地域指定外区域	1,564 (11.2%)	1,411 (10.0%)	1,415 (9.4%)	1,349 (8.8%)	1,365 (8.9%)
都市計画区域外	0 (0.0%)	46 (0.3%)	29 (0.2%)	21 (0.1%)	16 (0.1%)

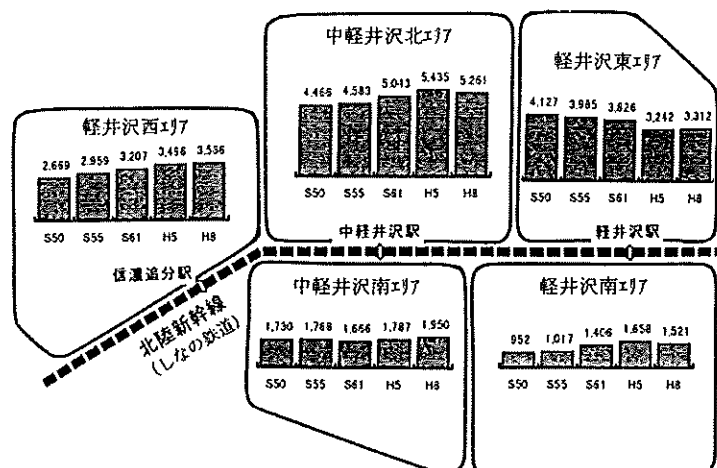
資料：国勢調査(各年10月1日現在)

表 1-2 人口及び世帯数の推移

年 度	人 口 (人)	世帯数 (世帯)	1世帯当たり人員 (人／世帯)	備 考
" 40 年	13,829	3,396	4.07	○昭和 46 年：大字追分池田・草越界を 御代田町に編入 御代田町中峰・追分道を編入
" 45 年	13,373	3,547	3.77	
" 50 年	13,951	3,819	3.65	
" 55 年	14,195	4,507	3.15	
" 60 年	15,051	4,963	3.03	
平成 2 年	15,464	5,447	2.84	
" 7 年	15,345	5,657	2.71	「毎月人口移動報告」(10月1日現在)
" 8 年	15,406	5,734	2.69	
" 9 年	15,454	5,831	2.65	
" 10 年	15,708	6,024	2.61	
" 11 年	16,068	6,230	2.58	

資料：「国勢調査」(各年 10 月 1 日現在)
「軽井沢町の統計」(平成 12 年度)

図 1-12 エリア別人口の推移

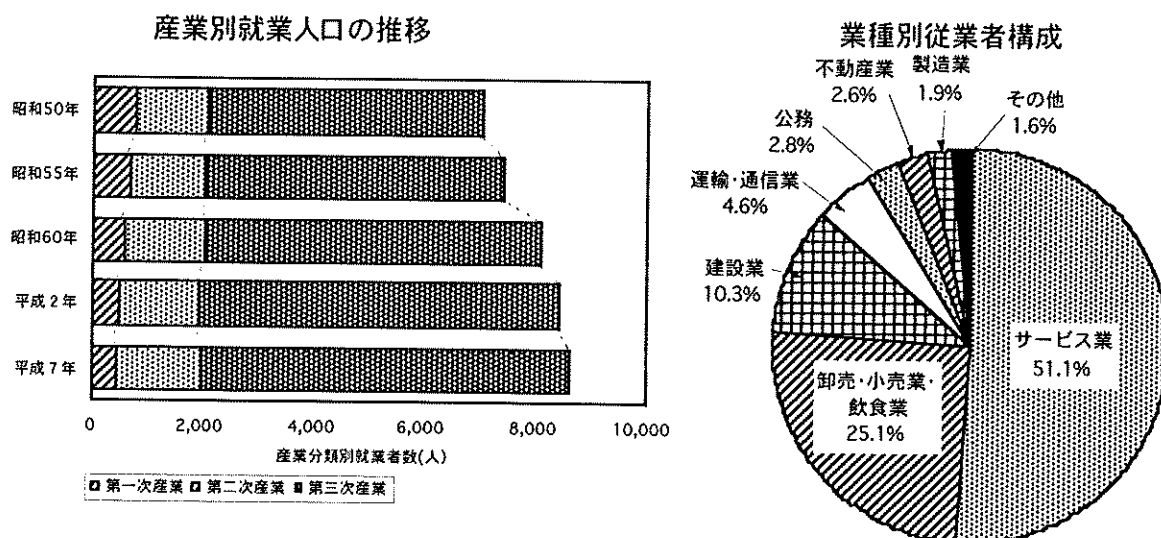


2) 人口構成

①産業別就業人口

就業者総数の推移は、昭和50年から増加傾向にある。産業別にみると、農業を主体とする第1次産業が減少傾向にあり、第2・3次産業が増加傾向にある。業種別従業者は、別荘滞在者へのサービスや宿泊業を中心としたサービス業と観光客を対象とした小売店・飲食業が多くの比率を占めている。

図 1-13 産業別人口構成

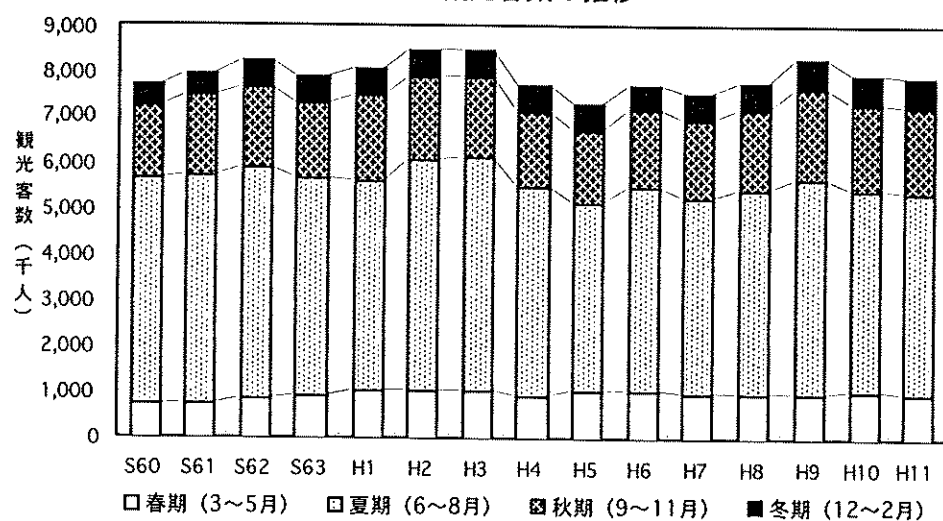


②観光客の推移

昭和60年から平11年における軽井沢町の年間観光客数は7,300～8,500千人で推移しており、平成11年の一日平均観光客数は夏期47千人、秋期20千人、春期11千人、冬期6千人となっている。

観光客数の季節変動をみると夏期(6～8月)に約60%の観光客が集中しており、夏期の構成比が減少し、春期(3～5月)、秋期(9～11月)の構成比が増加している。

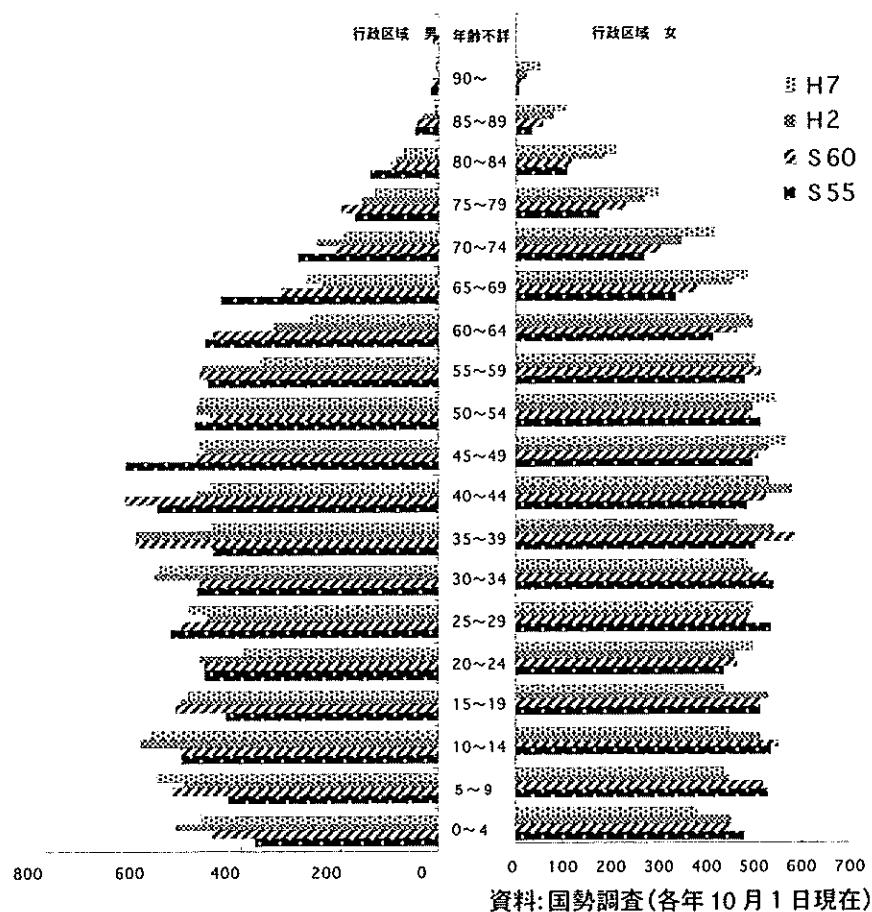
図 1-14 観光客数の推移



③年齢別人口

軽井沢町の年齢別人口は、平成7年国勢調査結果で、年少人口（0～14歳）16.9%、生産年齢人口（15～64歳）65.6%、老年人口（65歳以上）17.5%である。老年人口については、長野県平均の19.0%を下回っている。

図 2-15 年齢階層別人口



(2) 土地利用調査

1) 土地利用現況

用途地域指定区域内では、住宅用地、商業用地などの都市的土地利用 2,655.7ha (42.2%) に対して、自然的土地利用は 3,632.3ha (57.8%) となっており、ゆとりのある居住エリアを構成している。その分布状況は、国道 18 号をはじめとして従来からの幹線道路を軸として広がっている。また、都市的土地利用 2,823.9ha のうちの 94%にあたる 2,655.7ha が用途地域指定区域内にある。

用途地域指定外区域では、自然的土地利用 1,865.1ha (92.7%) に対して、都市的土地利用が 147.9ha (7.3%) となっており、南部の田園地帯に広く分布している。都市計画区域外についても観光・保養施設以外は自然的土地利用となっている。

軽井沢町の土地利用のうち山林が占める面積が多く、用途地域指定区域内の別荘地では、敷地規模が大きく宅地内の緑が多くなっている。

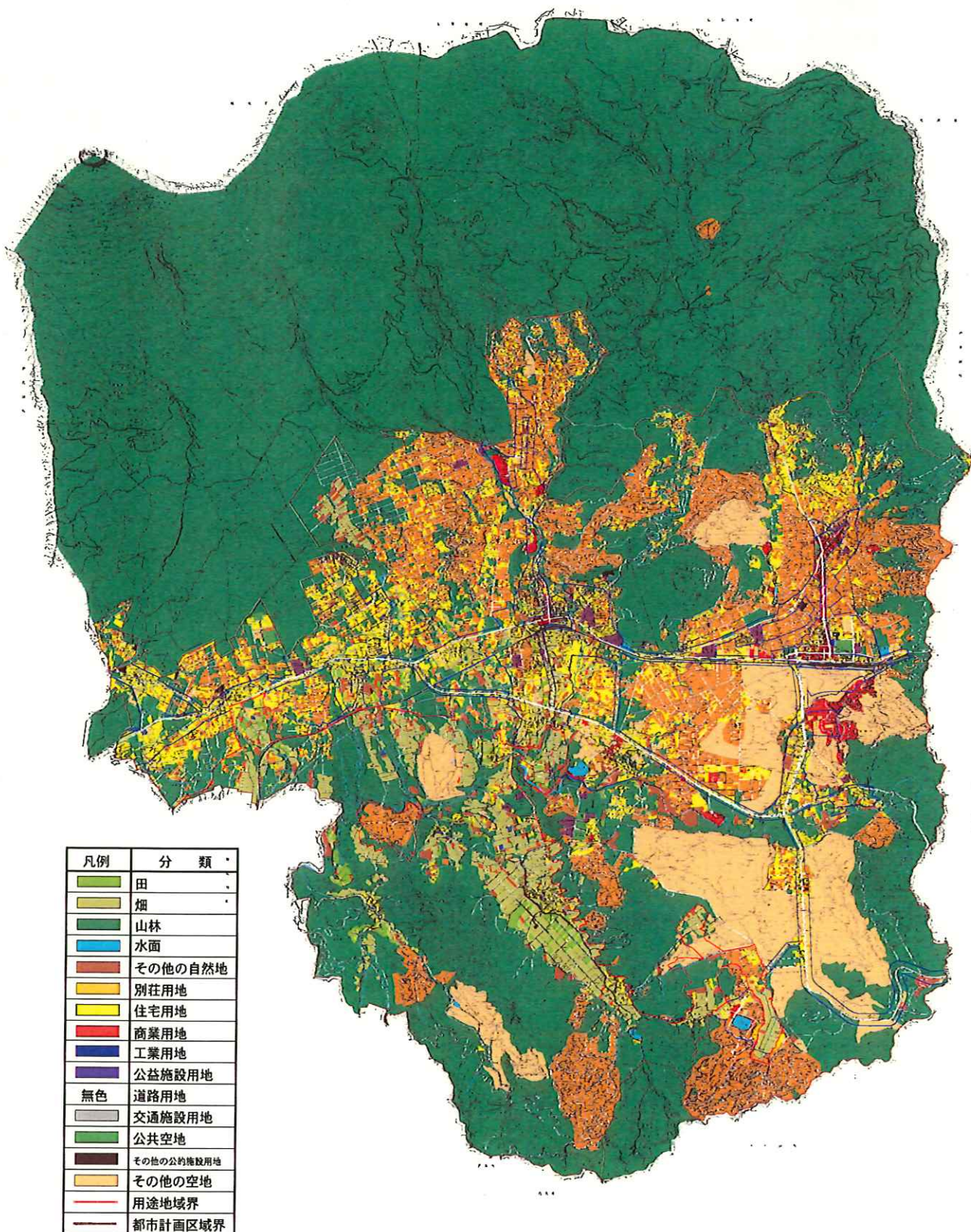
表 1-3 土地利用現況面積

(単位: ha, %)

市街地区分			用途地域指定区域 (1)		用途地域指定外区域 (2)		都市計画区域 (3)=(1)+(2)		都市計画区域外 (4)		行政区域 (3)+(4)	
自然的 土地 利用	農 地	田	66.6	1.1%	139.5	6.9%	206.1	2.5%			206.1	1.3%
		畑	166.1	2.6%	299.7	14.9%	465.8	5.6%			465.8	3.0%
	小 計		232.7	3.7%	439.2	21.8%	671.9	8.1%			671.9	4.3%
	山 地	林	3,136.1	49.9%	1,342.0	66.7%	4,478.1	53.9%	6,358.9	87.1%	10,837.0	69.4%
		水面	69.6	1.1%	17.5	0.9%	87.1	1.0%	0.3	0.0%	87.4	0.6%
	その他の自然地		193.9	3.1%	66.4	3.3%	260.3	3.1%	924.5	12.7%	1,184.8	7.6%
	小 計		3,632.3	57.8%	1,865.1	92.7%	5,497.4	66.2%	7,283.7	99.7%	12,781.1	81.9%
都市 的 土 地 利 用	宅 地	住宅用地	1,459.3	23.2%	91.6	4.6%	1,550.9	18.7%			1,550.9	9.9%
		商業用地	195.6	3.1%	8.1	0.4%	203.7	2.5%	0.4	0.0%	204.1	1.3%
		工業用地	45.9	0.7%	2.1	0.1%	48.0	0.6%			48.0	0.3%
		小 計	1,700.8	27.0%	101.8	5.1%	1,802.6	21.7%	0.4	0.0%	1,803.0	11.6%
	公共・公益用地		146.1	2.3%	6.6	0.3%	152.7	1.8%	0.1	0.0%	152.8	1.0%
	道路用地		283.0	4.5%	35.5	1.8%	318.5	3.8%	6.5	0.1%	325.0	2.1%
	交通施設用地		12.5	0.2%	0.9	0.0%	13.4	0.2%			13.4	0.1%
	その他公的施設用地		23.0	0.4%	1.6	0.1%	24.6	0.3%			24.6	0.2%
	その他の空地		490.3	7.8%	1.5	0.1%	491.8	5.9%	13.3	0.2%	505.1	3.2%
	小 計		2,655.7	42.2%	147.9	7.3%	2,803.6	33.8%	20.3	0.3%	2,823.9	18.1%
合 計			6,288.0	100.0%	2,013.0	100.0%	8,301.0	100.0%	7,304.0	100.0%	15,605.0	100.0%

資料:「軽井沢町都市計画基礎調査」(平成 7 年度)

図 1-16 土地利用現況図



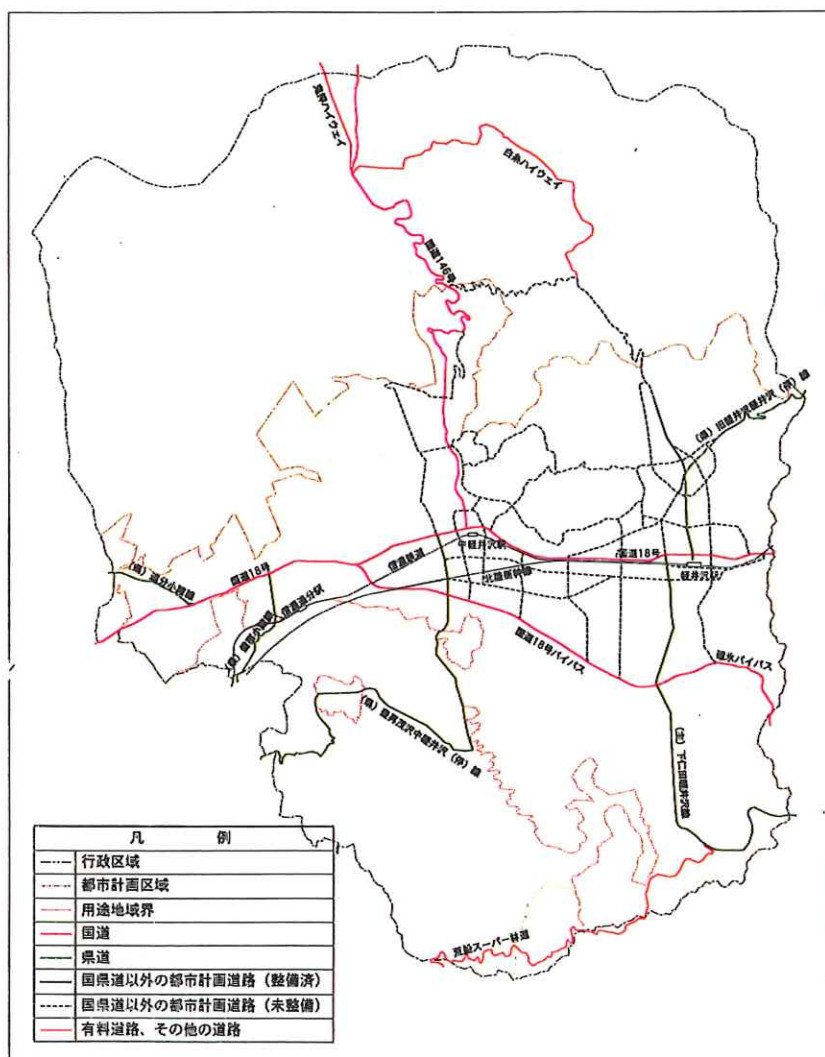
資料:「軽井沢町都市計画基礎調査」(平成7年度)

(3) 都市施設調査

1) 交通施設

軽井沢町の道路網の骨格は、国道18号、国道18号バイパス及び国道146号により形成されており、上信越自動車道とは主要地方道下仁田軽井沢線により連絡されている。また、鉄道は北陸新幹線としなの鉄道が東西に走り、両線の接続駅であり、町の玄関口ともなっている軽井沢駅のほか、中軽井沢駅及び信濃追分駅の3駅がある。このように軽井沢町は、広域交通施設に恵まれているまちである。

図 1-17 主要道路網図

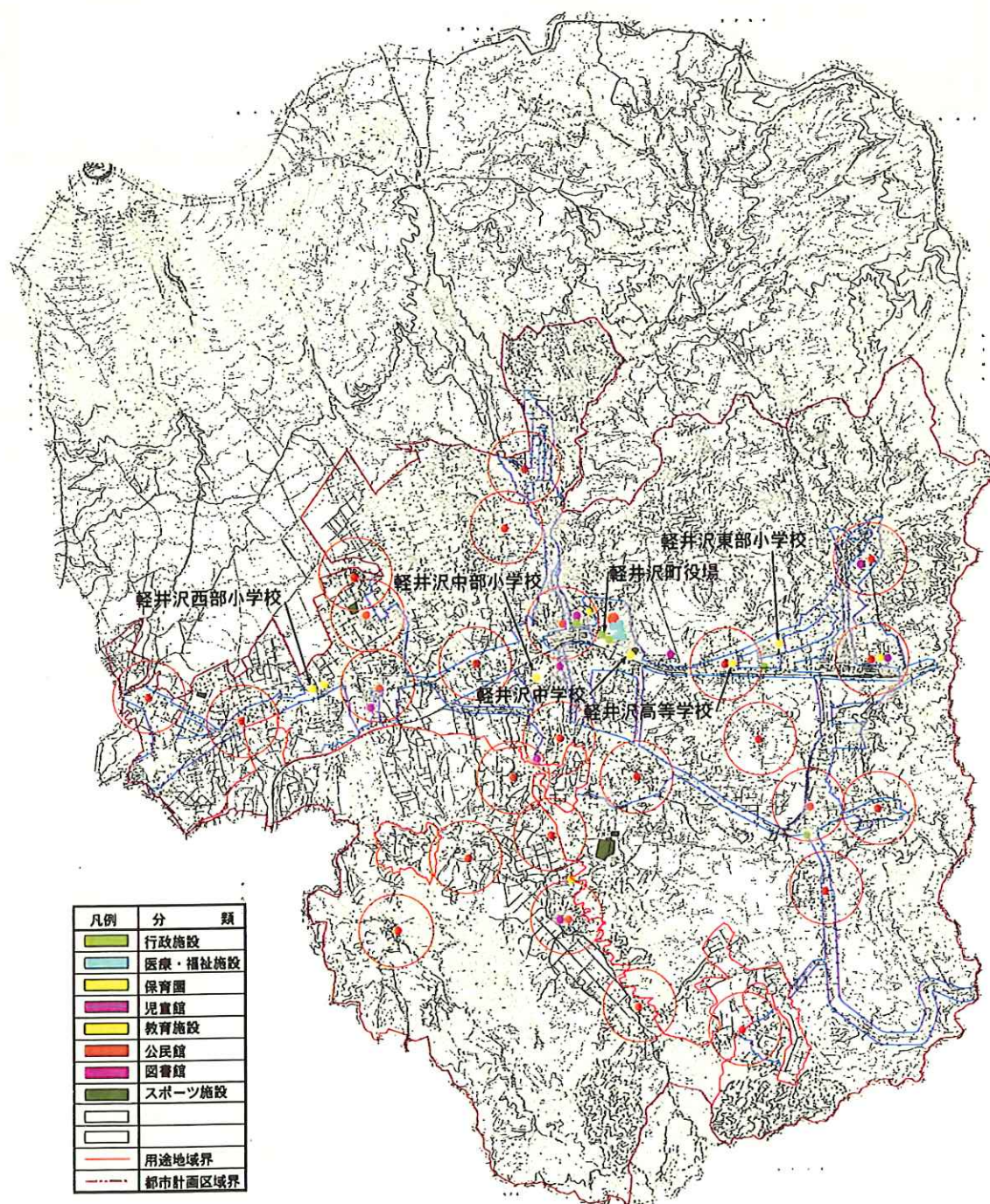


2) その他の公共公益施設

主要な公共公益施設は、町役場をはじめとして官公署、教育・文化施設、福祉・医療施設が中軽井沢駅周辺に立地している。

教育施設としては、小学校が3校、中学校が1校及び県立軽井沢高等学校がある。また、各地区にある公民館分館や児童館が地区コミュニティの中心施設となっており、児童遊園などが併設されているところが多い。

図 1-18 主要公共公益施設分布図



(注) 公民館・コミュニティセンター・集会所の円は半径500mで、徒歩で容易に到達できる範囲である。

(4) 市街地開発事業等調査

市街地開発事業は、軽井沢駅北側地区、中軽井沢駅北側地区等において土地区画整理事業が完了している。また、軽井沢駅前地区には、良好な街並み形成を目的として地区計画が決定されている。

表 1-4 市街地開発事業等の実施状況

事業方法	地区名	事業主体	事業面積 (ha)	事業期間	備 考
土地区画整理事業	軽井沢駅前	長野県	51.8	S.39 ~ H.1	
〃	杓掛	軽井沢町	10.6	S.26 ~ S.34	中軽井沢
〃	旧軽井沢	〃	4.5	S.31 ~ S.45	
地区計画	軽井沢駅前	〃		H.10 ~	

資料：「軽井沢町都市計画基礎調査」（平成7年）

(5) 防災調査

1) 災害履歴

昭和61年から平成7年の過去10年間に軽井沢町で発生した災害は、水害が8件、がけ崩れ・地滑りは2件、火災（焼損面積が100m²を超えるもの）は10件である

軽井沢町は北部山地部から連なる尾根や谷が多くあるため、局地的にがけ崩れ・地滑りが発生する恐れがある。また、過去に大火の発生があったように、乾燥期に延焼火災が発生する恐れがある。

表 1-5 災害履歴（昭和61年度～平成7年度）

年 度	水 害	がけ崩れ 地滑り	火 災	備 考
昭和61年度			10	
昭和62年度	1			
昭和63年度				
平成元年	4			
平成2年	1	1		
平成3年	2			
平成4年				
平成5年				
平成6年				
平成7年		1		

資料：軽井沢町都市計画基礎調査（平成7年）

2) 指定避難地等の整備状況

軽井沢町地域防災計画において下記の75箇所の指定避難所が整備されている。これらは災害復旧のための施設として計画されており、浅間山が活火山であることに配慮して火山の噴火物から人体を保護するための避難小屋も整備されている。

表 1-6 軽井沢町地域防災計画の指定避難所

収容地区	番号	名 称	規模(m ²)	収容人員	収容地区	番号	名 称	規模(m ²)	収容人員
小 瀬 ・ 長 日 向 付 近	1	軽井沢会館			大 日 向 ・	44	大日向公民館	300	
	2	レクの森避難小屋	25	150	浅 間 台	45	大日向運動場		
	3	小瀬避難小屋	25	150	付 近	46	浅間台集会所	66	
峠 付 近	4	見晴台			借 宿 ・	47	借宿公民館	286	
	5	見晴台避難小屋	25	150	つ く し 丘	48	西地区コミュニティセンター	88	
旧 軽 井 沢 付 近	6	軽井沢町営駐車場	11,842		付 近	49	西地区児童館	65	
	7	旧軽井沢公民館	642		50	軽井沢西部小学校	14,499		
	8	軽井沢観光会館	462		51	軽井沢西保育園	97		
	9	旧軽井沢児童館	91		52	遠近宮			
	10	諏訪の森公園							
	11	三笠避難小屋	25	150					
新 軽 井 沢 付 近	12	軽井沢東部小学校	20,328		追 分 ・	53	軽井沢町第二運動場		
	13	新軽井沢児童館	68		三 ツ 石	54	追分公民館	277	
	14	軽井沢東保育園	134		付 近	55	三ツ石公民館	220	
	15	矢ヶ崎公園管理棟	700		56	追分宿郷土館	88		
	16	矢ヶ崎公園	28,000		57	浅間神社			
	17	軽井沢高等学校			油 井 ・	58	鳥井原公民館	89	
離 山 付 近	18	軽井沢町立図書館	127		鳥 井 原	59	油井公民館	229	
	19	軽井沢町立資料館	37		付 近	60	長倉地区児童館	68	
	20	離山地区コミュニティセンター	136		塩 沢 付 近	61	軽井沢風越公園アリーナ	800	
成 沢 ・ 南 ヶ 丘 付 近	21	成沢地区コミュニティセンター	132		62	軽井沢町総合運動場	17,000		
	22	南ヶ丘公民館	140		63	勤労者体育センター	820		
千 ヶ 滝 西 区 付 近	23	千ヶ滝西区公民館	88		64	塩沢公民館	257		
	24	軽井沢スケートセンター			上 発 地 ・	65	上発地公民館	148	
千 ヶ 滝 中 区 ・ 星 野 ・ 塩 壺 付 近	25	テニスコート及び駐車場			南 軽 ・ 馬	66	南軽井沢公民館	84	
	26	峰の茶屋避難小屋	25	150	取 ・ ニュータ ウ ン 地 区	67	馬取公民館	200	
	27	方山望避難小屋	25	150	68	軽井沢72ゴルフ場			
	28	千ヶ滝中区公民館	78		下 発 地 ・	69	下発地公民館	410	
	29	星野野球場			風 越 団 地	70	軽井沢南保育園	143	
					付 近	71	南地区児童館	68	
中 軽 井 沢 付 近	30	軽井沢町役場			72	風越公民館	66		
	31	軽井沢中部小学校	13,209		73	浅間農協軽井沢支所 野菜出荷センター			
	32	軽井沢中学校	16,819		杉 瓜 ・	74	茂沢公民館	300	
	33	軽井沢中保育園	138		茂 沢 付 近	75	杉瓜公民館	207	
	34	中軽井沢児童館	75						
	35	軽井沢町中央公民館	2,459						
	36	軽井沢町老人福祉センター	107						
	37	屋内多目的運動場							
	38	軽井沢町社会体育館	2,415						
	39	古宿公民館	145						
	40	中軽井沢区民会館	1,169						
	41	長倉公園	12,000						
	42	狩野公園	2,400						
	43	中軽井沢南児童館	109						

資料:「軽井沢町地域防災計画」

資料:「軽井沢町地域防災計画」

4. 緑地現況・緑化状況調査

(1) 緑地現況調査

都市計画区域内において、施設緑地として都市公園 13 箇所・125.68ha、公共施設緑地 22 箇所・9.58ha の計 35 箇所・135.26ha が整備されている。このうち用途地域指定区域内には、30 箇所・134.89ha が整備されている。

また、地域制緑地としては、風致地区 4 箇所・183.9ha、上信越高原国立公園と妙義荒船佐久高原国定公園 748.2ha、農用地区域 298.7ha、河川区域 8 箇所・50.0ha、保安林区域 476.0ha、地域森林計画対象民有林 3,015.6ha の計 3,849.4ha（地域制緑地間の重複を除く）が指定されている。

都市計画区域内における緑地の総量は 3,872.96ha（施設・地域制緑地間の重複を除く）であり、都市計画区域面積（8,301ha）の約 47% を占める状況になっている。

また、都市計画決定されている都市計画公園は、19 箇所・263.56ha である。平成 11 年 10 月現在、13 箇所・125.68ha の整備が完了しており、整備率は 47.7% となっている。

表 1-7 緑地現況調査

			用途地域指定区域 (1)		用途地域指定外 (2)		都市計画区域 (3) = (1) + (2)		都市計画区域外 (4)		行政区域 (3) + (4)	
			箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)
		街区公園	9	2.26	—	—	9	2.26	—	—	9	2.26
		近隣公園	1	1.20	—	—	1	1.20	—	—	1	1.20
		地区公園	1	4.60	—	—	1	4.60	—	—	1	4.60
		総合公園	1	8.72	—	—	1	8.72	—	—	1	8.72
		基幹公園計	12	16.78	—	—	12	16.78	—	—	12	16.78
		風致公園	1	108.90	—	—	1	108.90	—	—	1	108.90
		都市公園計	13	125.68	—	—	13	125.68	—	—	13	125.68
		公共施設緑地	17	9.21	5	0.37	22	9.58	—	—	22	9.58
		施設緑地計	30	134.89	5	0.37	35	135.26	—	—	35	135.26
		風致地区	4	183.90	4	—	4	183.90	—	—	4	183.90
		自然公園	—	737.00	—	11.20	—	748.20	—	7,269.80	—	8,018.00
		農振・農用地区域	—	—	—	298.70	—	298.70	—	—	—	298.70
		河川区域	8	43.80	2	6.20	10	50.00	1	1.30	11	51.30
		保安林区域	—	237.20	—	238.8	—	476.00	—	7,269.80	—	7,745.80
		地域森林計画対象民有林	—	1,606.10	—	1,409.50	—	3,015.60	—	—	—	3,015.60
		地域制緑地間の重複	—	725.90	—	197.00	—	923.00	—	7,271.10	—	8,194.10
		地域制緑地計	8	2,082.10	2	1,767.30	10	3,849.40	1	7,269.80	11	11,119.20
		施設・地域制緑地間の重複	—	111.70	—	—	—	111.70	—	—	—	111.70
		緑地現況総計	38	2,105.29	7	1,767.67	45	3,872.96	1	7,269.80	46	11,142.76

表 1-8 緑地現況内訳表

単位: ha

公園種別	公園番号	図面 対照 番号	公園名称	用途地域 指定区域 (1)	用途地域 指定外区域 (2)	都市計画 区域 (3)=(1)+(2)	都市計画 区域外 (4)	行政区域 (3)+(4)
街区公園	2. 2. 2	街1	諏訪ノ森公園	0.30		0.30		0.30
	2. 2. 3	街2	雲場公園	0.16		0.16		0.16
	2. 2. 5	街3	狩野公園	0.24		0.24		0.24
	2. 2. 6	街4	追分公園	0.58		0.58		0.58
	2. 2. 7	街5	北野沢原公園	0.18		0.18		0.18
	2. 2. 8	街6	西野沢原公園	0.13		0.13		0.13
	2. 2. 9	街7	借宿公園	0.25		0.25		0.25
	2. 2. 10	街8	追分中央公園	0.19		0.19		0.19
	2. 2. 11	街9	長倉北公園	0.23		0.23		0.23
近隣公園	3・3・2	近1	長倉公園	1.20		1.20		1.20
地区公園	4・4・1	地1	矢ヶ崎公園	4.60		4.60		4.60
総合公園	5・5・2	総1	風越公園	8.72		8.72		8.72
風致公園	7・6・2	風1	離山公園	108.90		108.90		108.90
公共施設緑地	運動場	公1	大日向運動場	1.30		1.30		1.30
		公2	第2運動場(追分)	0.70		0.70		0.70
		公3	軽井沢中学校校庭	1.50		1.50		1.50
	教育施設グラウンド	公4	軽井沢東部小学校校庭	1.80		1.80		1.80
		公5	軽井沢中部小学校校庭	1.40		1.40		1.40
		公6	軽井沢西部小学校校庭	1.60		1.60		1.60
	児童遊園	公7	塩沢児童遊園	0.09		0.09		0.09
		公8	離山児童遊園	0.03		0.03		0.03
		公9	中軽井沢南児童遊園	0.28		0.28		0.28
		公10	古宿児童遊園	0.03		0.03		0.03
		公11	借宿児童遊園	0.06		0.06		0.06
		公12	大日向児童遊園	0.14		0.14		0.14
		公13	三ッ石児童遊園	0.15		0.15		0.15
		公14	鳥井原児童遊園	0.03		0.03		0.03
		公15	馬取児童遊園		0.06	0.06		0.06
		公16	上発地児童遊園		0.07	0.07		0.07
		公17	茂沢児童遊園		0.12	0.12		0.12
		公18	浅間台児童遊園	0.03		0.03		0.03
		公19	風越児童遊園		0.07	0.07		0.07
		公20	つくしヶ丘児童遊園	0.07		0.07		0.07
		公21	杉瓜児童遊園		0.05	0.05		0.05
施設緑地計				134.89	0.37	135.26	0.00	135.26
	風致地区	風致1	熊沢風致地区	29.00		29.00		29.00
		風致2	湯川風致地区	39.70		39.70		39.70
		風致3	離山風致地区	46.50		46.50		46.50
		風致4	雲場川風致地区	68.70		68.70		68.70
	自然公園	自1	上信越高原国立公園	737.00		737.00	7,128.00	7,865.00
		自2	妙義荒船佐久高原国定公園		11.2	11.20	141.8	153.00
	農業振興地域農用地区域				298.70	298.70		298.70
	河川区域	河1	湯川	13.10		13.10		13.10
		河2	矢ヶ崎川	8.00		8.00		8.00
		河3	泥川	5.10		5.10		5.10
		河4	濁川			0.00	1.30	1.30
		河5	発地川		3.20	3.20		3.20
		河6	茂沢川		3.00	3.00		3.00
		河7	精進場川	13.10		13.10		13.10
		河8	熊沢川	1.00		1.00		1.00
		河9	西ノ河原川	1.00		1.00		1.00
		河10	塩沢川	2.00		2.00		2.00
		河11	古川	0.50		0.50		0.50
		河12	中沢川			0.00		0.00
保安林			水源かん養		185.90	185.90	7,269.80	7,455.70
			土砂流出防備	125.90	52.40	178.30		178.30
			土砂崩壊防備		0.30	0.30		0.30
			水害防備	8.90	0.20	9.10		9.10
			干害防備	51.20		51.20		51.20
			保健	51.20		51.20		51.20
地域森林計画対象民有林				1,606.10	1,409.50	3,015.60		3,015.60
地域制緑地間の重複				725.90	197.10	923.00	7,271.10	8,194.10
地域制緑地計				2,082.10	1,767.30	3,849.40	7,269.80	11,119.20
施設・地域制緑地間の重複				111.70		111.70		111.70
公園・緑地合計				2,105.29	1,767.67	3,872.96	7,269.80	11,142.76

図 1-19 都市公園等図

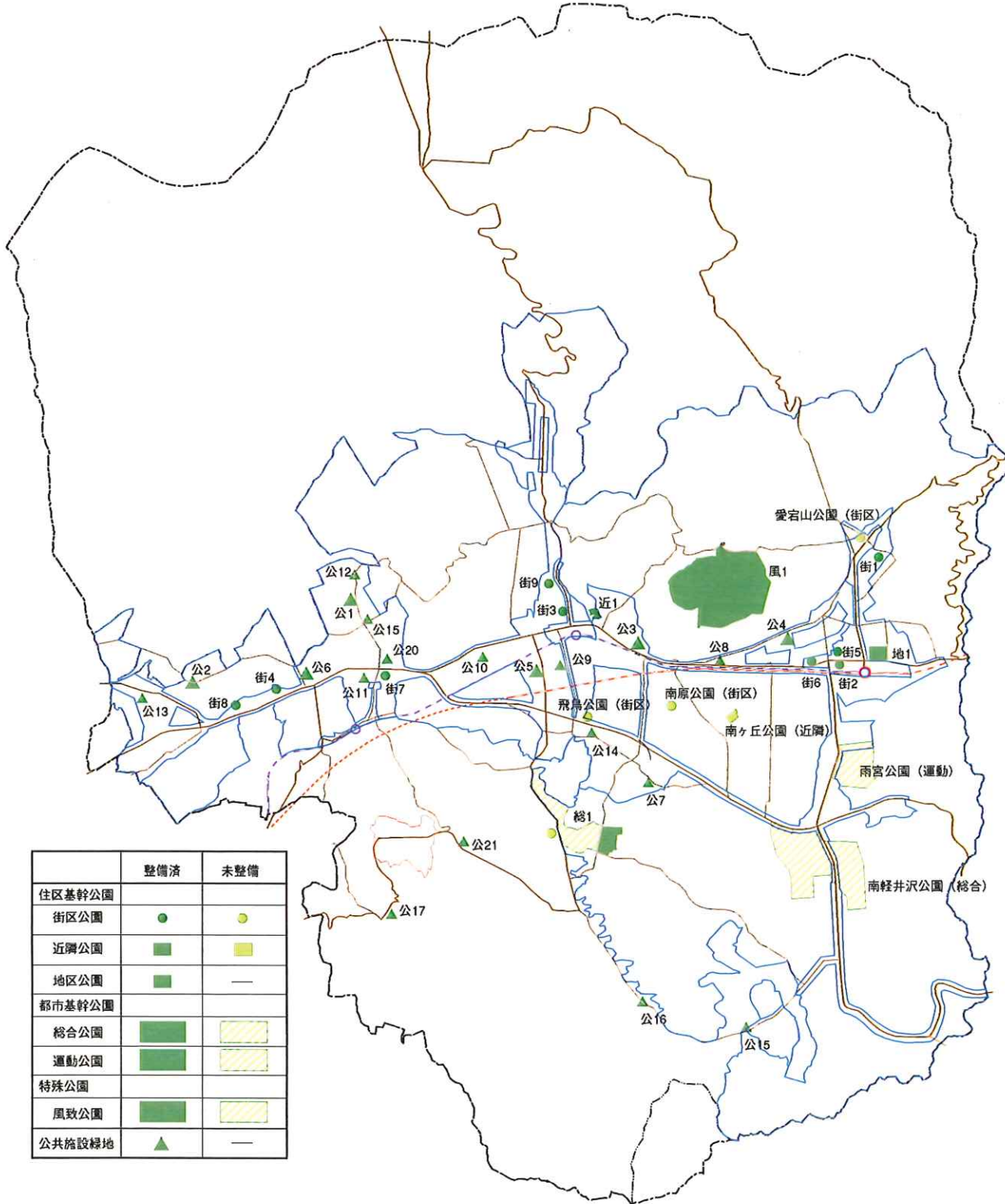


図1-20 地域制緑地現況図

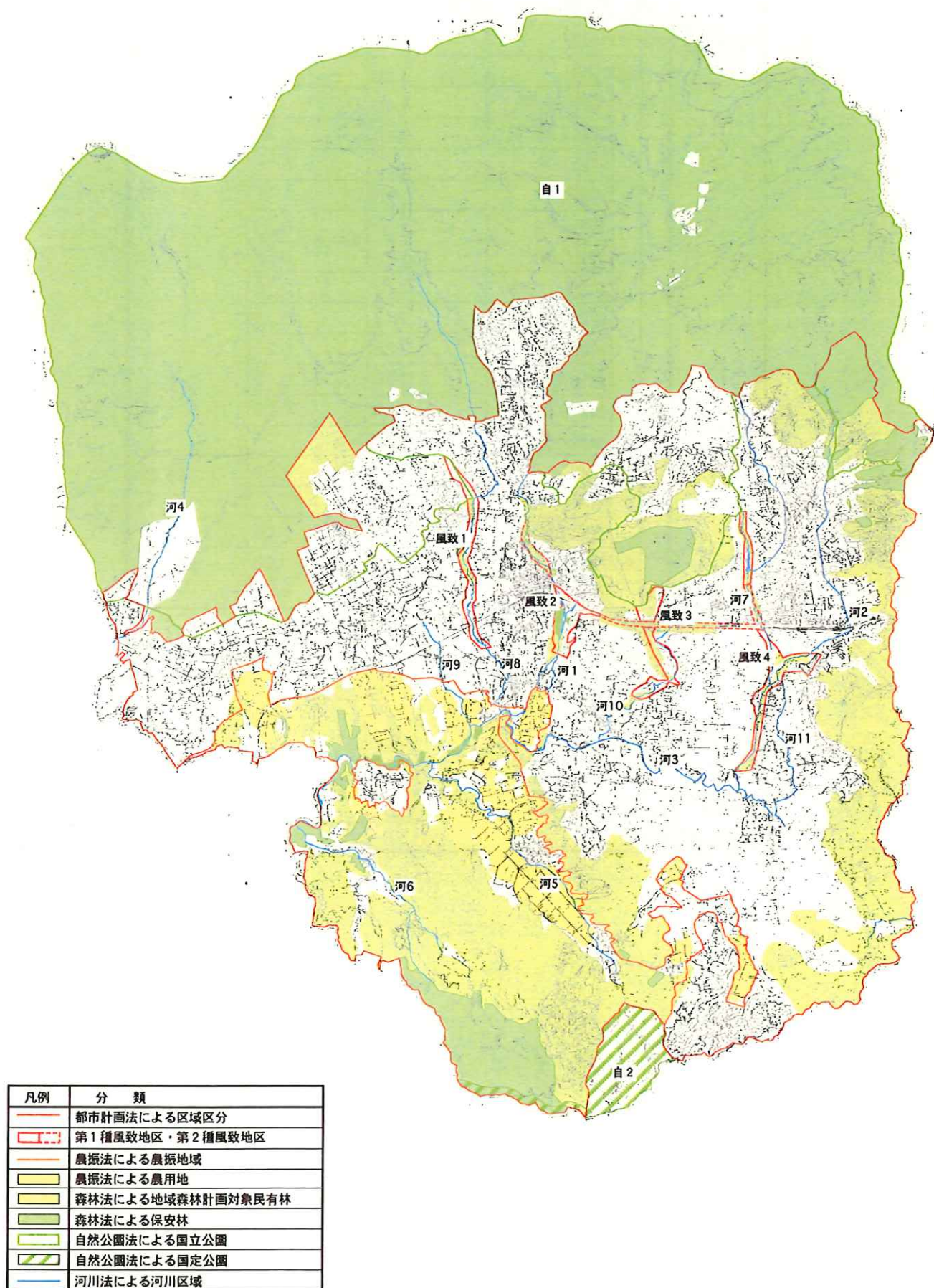


表 1-9 都市計画公園の整備状況

公園種別		計画決定(ha)	現況量(ha)	整備率(%)
基幹公園	住区基幹公園	10.66	8.06	75.6%
	街区公園	3.36	2.26	67.3%
	愛宕山公園	0.40		
	諏訪ノ森公園	0.30	0.30	
	雲場公園	0.16	0.16	
	南原公園	0.30		
	狩野公園	0.24	0.24	
	追分公園	0.58	0.58	
	北野沢原公園	0.18	0.18	
	西野沢原公園	0.13	0.13	
	借宿公園	0.25	0.25	
	追分中央公園	0.19	0.19	
	長倉北公園	0.23	0.23	
	飛鳥公園	0.40		
	近隣公園	2.70	1.20	44.4%
	南ヶ丘公園	1.50		
	長倉公園	1.20	1.20	
	地区公園	4.60	4.60	100.0%
	矢ヶ崎公園	4.60	4.60	
	都市基幹公園	144.00	8.72	6.1%
	総合公園	113.30	8.72	7.7%
	南軽井沢公園	74.20		
	風越公園	39.10	8.72	
	運動公園	30.70		0.0%
	雨宮公園	30.70		
特殊公園（風致公園）	離山公園	108.90	108.90	100.0%
都市計画公園合計		263.56	125.68	47.7%

平成11年10月現在

(2) 緑化状況調査

公共公益施設及び民有地の緑化の現状や特性について、現地踏査にもとづき整理する。

1) 公共公益施設の緑化状況

①都市公園・公共施設緑地

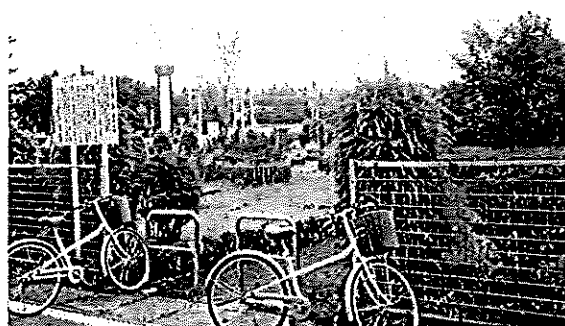
【主な都市公園・公共施設緑地】

- ・街区公園：9箇所 ・総合公園：1箇所 ・児童遊園：15箇所
- ・近隣公園：1箇所 ・大日向運動場
- ・地区公園：1箇所 ・第二運動場（追分）

【緑化状況】

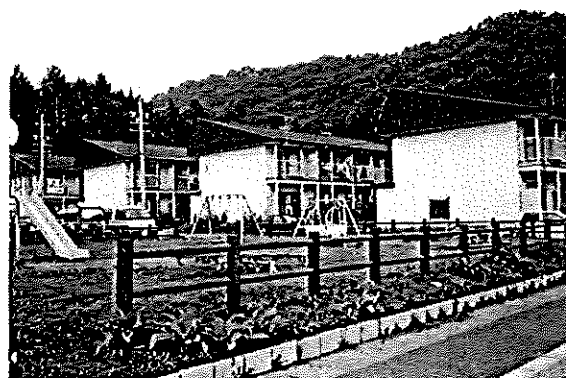
- ・街区公園では、主に敷地縁辺部における低中木の植栽となっている。園内には花壇と休憩施設や遊技施設があり、観光客の休憩所にも使われている。

(西野沢原公園)



- ・児童遊園では、敷地が狭いため遊技施設が主となっており、植栽は芝生程度となっている。

(風越児童遊園)



- ・風越公園などの都市基幹公園では、テニスコートや野球グラウンド、体育館の施設間に低中木を主とした植栽となっており、周辺の緑地を借景している。

(風越公園)



②道路

【主な緑化道路】

- ・ 国道：国道 18 号（軽井沢駅周辺～追分宿周辺），国道 146 号（中軽井沢駅周辺）
- ・ 主要地方道：下仁田軽井沢線（軽井沢駅周辺～南軽井沢交差点付近）
- ・ 一般県道：旧軽井沢軽井沢停車場線（軽井沢駅～旧軽井沢ロータリー付近）
- ・ 一級町道：離山線（旧軽井沢周辺），風越線（国道 18 号バイパス～風越公園周辺）
- ・ その他道路：軽井沢駅南側道路

【緑化状況】

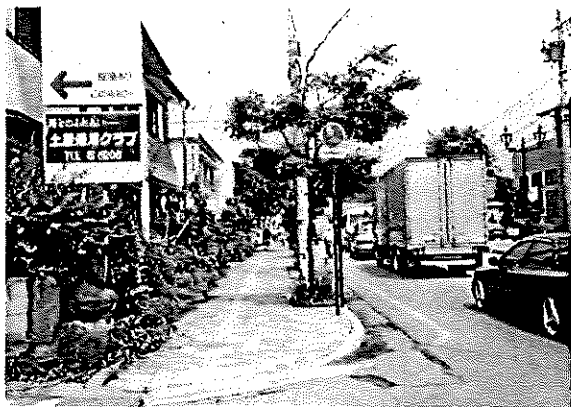
国道 18 号（軽井沢駅周辺）



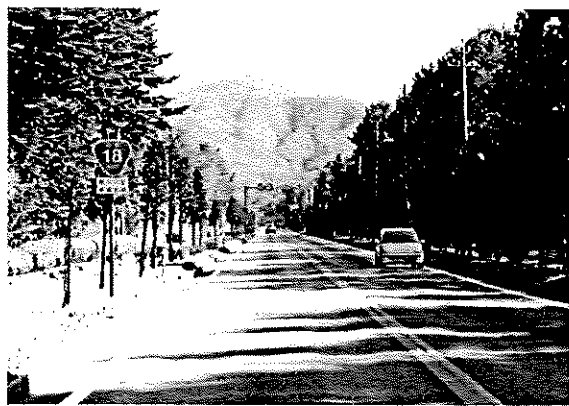
国道 18 号（町役場前周辺）



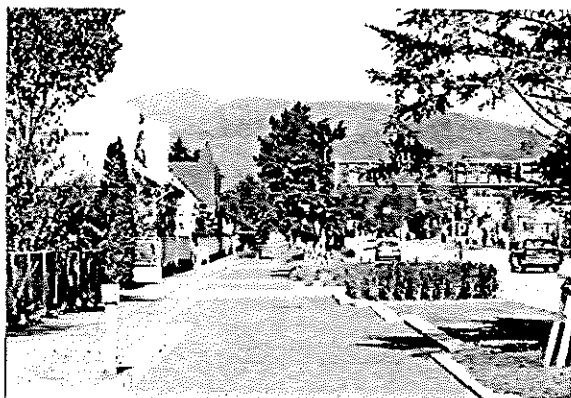
国道 18 号（中軽井沢駅周辺）



国道 18 号バイパス（南ヶ丘付近）



主要地方道下仁田軽井沢線（軽井沢駅南側）



一級町道風越線（塩沢湖周辺）

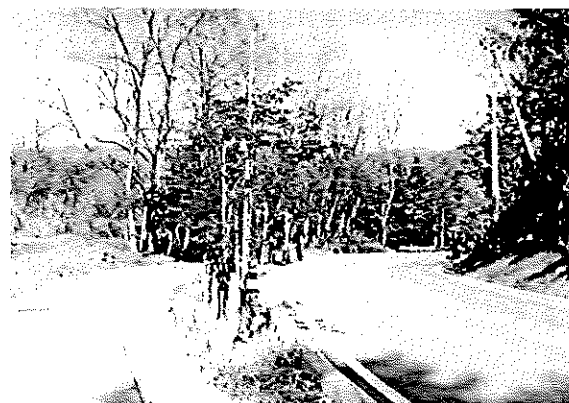
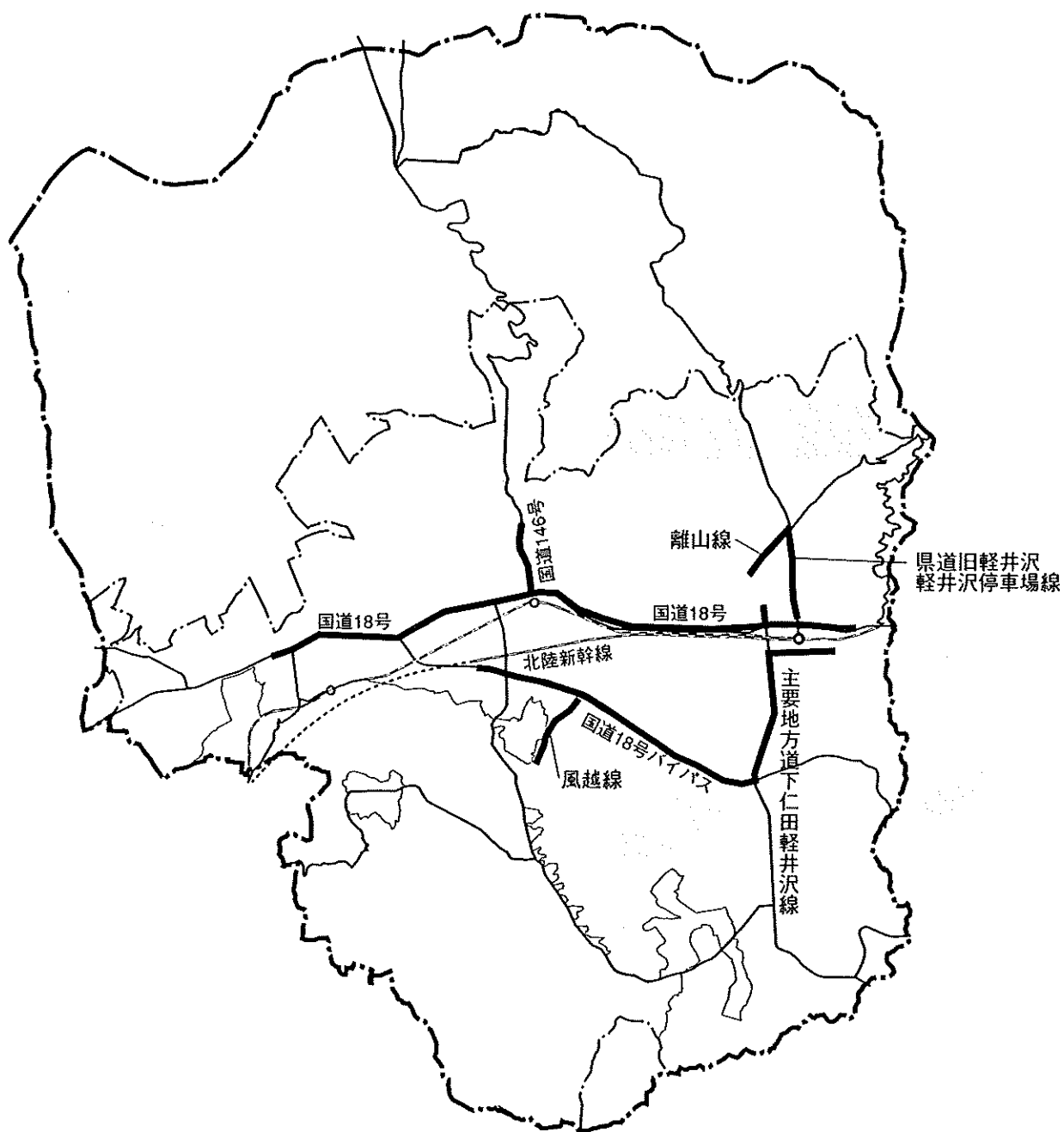


図 1-21 主な道路緑化路線



③河川

【主な河川】

- ・ 一級河川：湯川，泥川，矢ヶ崎川，濁川，精進場川，発地川，茂沢川
- ・ 準用河川：西ノ河原川，熊沢川，塩沢川，古川，茂沢川（一部）
- ・ その他：農業用水路

【緑化状況】

湯川（長倉公園付近）



湯川（国道 18 号～同バイパス間）



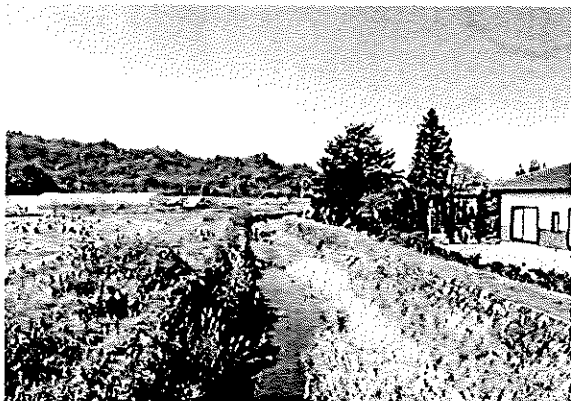
泥川（塩沢付近）



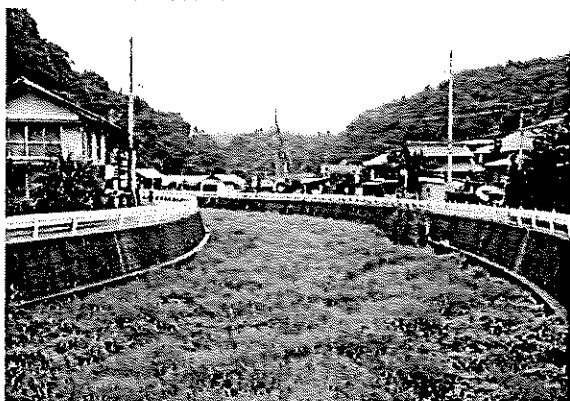
精進場川（西野沢公園付近）



発地川（下発地付近）



茂沢川（茂沢付近）

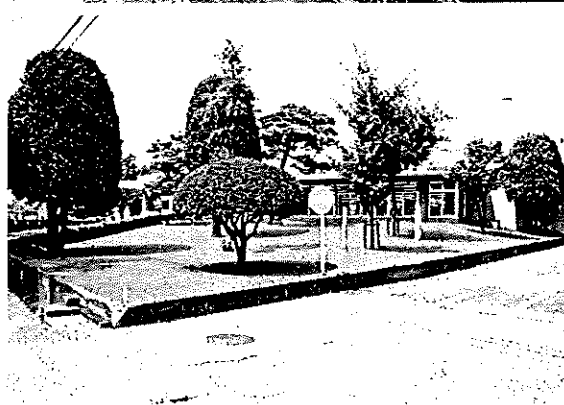


- ・ 軽井沢町の河川沿いは、良好な緑地が多く残されている。

④主要な公共公益施設

■町役場

- ・町役場入口付近の植栽は手入れが良くされており、公共施設緑化のモデルとなっている。



■軽井沢病院

- ・病院建物の入口付近の植栽は高木や中低木の植栽が整備されている。また、駐車場と歩行者空間は芝生の土盛りを利用して区切られている。



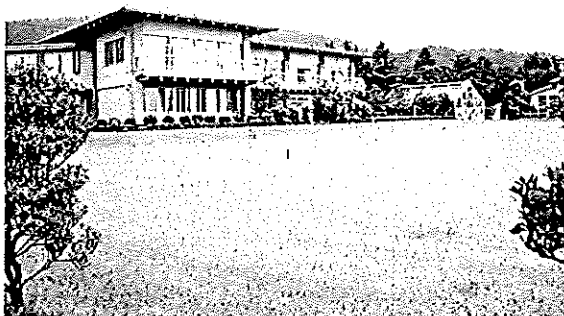
■福祉施設

- ・老人福祉センターの庭は芝生広場となっており、高齢者のスポーツレクリエーションや催し物の場として活用されている。

[主な施設]

- ・老人福祉センター
- ・デイサービスセンター
- ・共同作業所 など

老人福祉センター



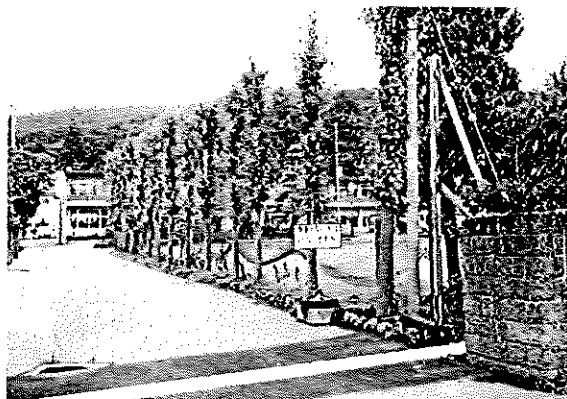
■教育施設

- ・ 軽井沢中学校では、校庭の周囲に高木の植栽が整備されており、周囲からの視線の遮断し緑の街並みを形成している。
- ・ 小学校では豊富な植栽が整備されており、周辺の緑の街並み形成の役割も果たしている。

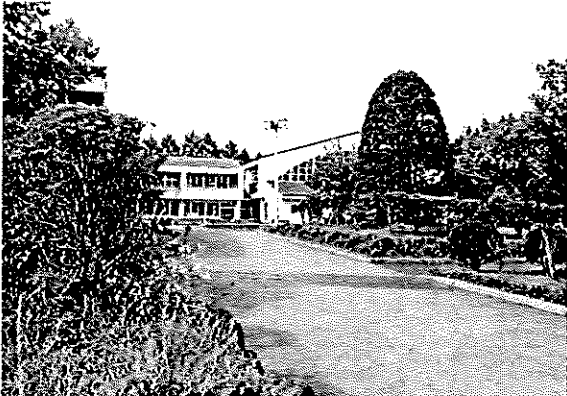
[主な施設]

- ・ 軽井沢高等学校
- ・ 軽井沢中学校
- ・ 軽井沢東部小学校
- ・ 軽井沢中部小学校
- ・ 軽井沢西部小学校

軽井沢中学校



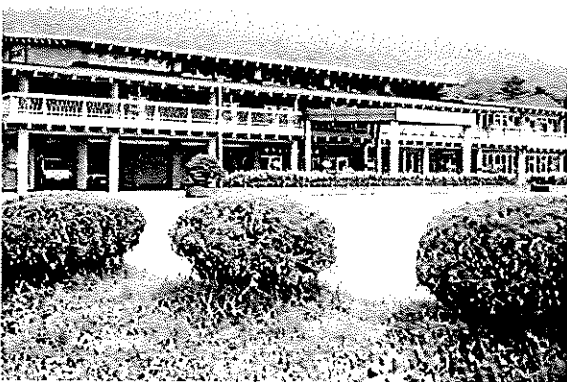
軽井沢東部小学校



■公民館

- ・ 中央公民館では敷地や建物に沿って低木の植栽が整備されており、背景となる山並みの緑を借景している。
- ・ 各地区の公民館分館では、敷地によゆうがないため植栽は少ない。

中央公民館



古宿公民館分館



2) 民有地の緑化状況

ここでは、軽井沢町における住宅地、別荘地、商業地の緑化状況について整理する。また、市街地にある大木の状況についてもまとめる。

①住宅地

■区画整理地区

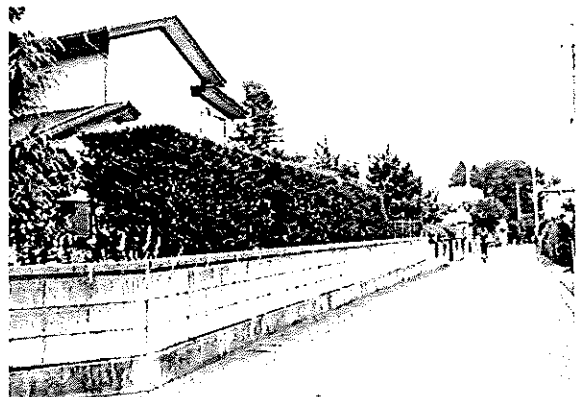
【住宅地の概況】

- ・軽井沢町の住宅地は国道18号を軸として旧宿場などを中心に形成されており、区画整理が行われた軽井沢駅や中軽井沢駅周辺地区では、整然とした住宅地となっている。その周辺は低密のゆとりある住宅地が広がっている。
- ・軽井沢町南部の農業地帯では古くからの集落地が点在し、その集落地では農家住宅が主となっている。

【緑化状況】

■区画整理地区

- ・区画整理地内では、整然とした街区で宅地内も緑化されているが、道路沿いは石積や化粧ブロックの塀が多い。



■一般戸建住宅地

- ・一般戸建住宅地では、きれいな生垣が多くなっているが、建物やガレージが道路に面している箇所もある。



■公営住宅

- ・公営住宅地内では、よゆうのある敷地に良好な緑化がされている。建替え時にも活かしていくことが望まれる。



■農家住宅

- ・近年、一般住宅と同じような建物が増えてきており、敷地内の緑も減少する傾向にある。



②別荘地

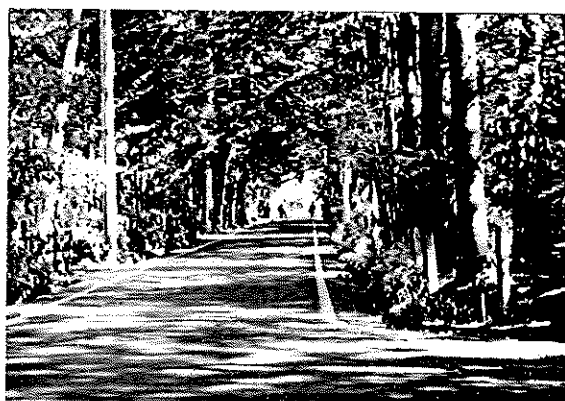
【別荘地の概況】

- ・軽井沢町の別荘地は、明治後期から昭和初期（戦前）に形成された古い別荘地と、昭和後期（戦後）に開発された別荘地がある。

【緑化状況】

■旧軽井沢などの古い別荘地

- ・敷地内の緑も大きく育っている。霧が多い地区であるため地面は苔などで覆われており、落ち着いた別荘地となっている。



■戦後に形成された新しい別荘地

- ・敷地内の緑が充分育っていない。斜面地が多いため、明るい別荘地となっている。



③商業地

【商業地の概況】

- ・商業地は軽井沢駅や中軽井沢駅周辺の商業地に加え、旧軽井沢を代表とする観光商業地が形成されている。

【緑化状況】

■軽井沢駅・中軽井沢駅周辺商業地

- ・駅前広場や幹線道路の歩道の植栽など公共空間での緑化はみられるが、店舗などの建物が敷地いっぱいに建てられているため、緑化スペースがない。



■旧軽井沢の観光商業地

- ・夏期の歩行者が多く、道路幅員がせまいため、緑化はほとんど行われていない。



④大木の状況

【市街地内の大木】

- ・市街地内にある大木は、地区のランドマークや目印としての役割を担っている。



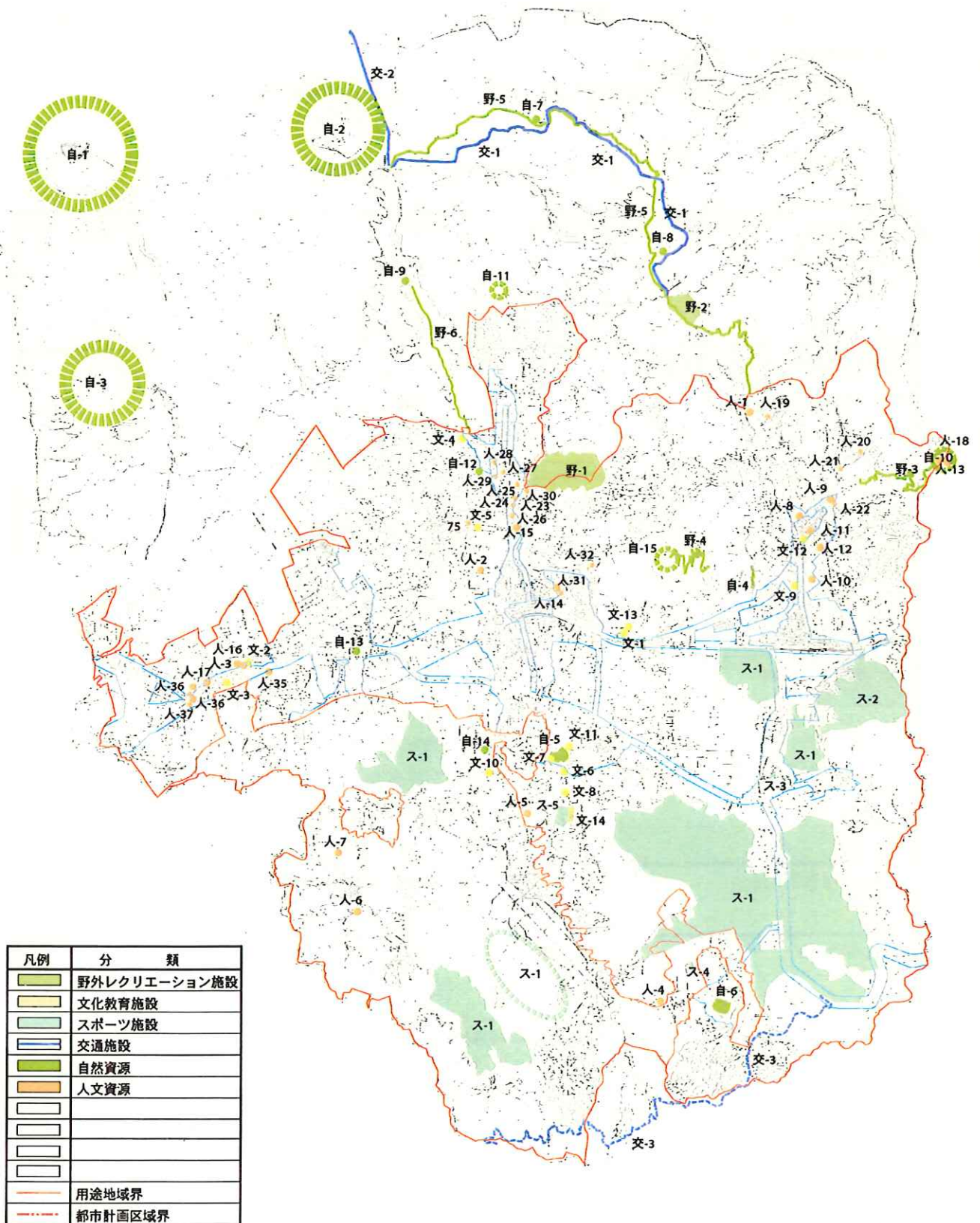
5. レクリエーション施設調査

恵まれた気候条件や自然資源を中心に、軽井沢町には主に観光を目的とするゴルフ場やテニスコートなどのスポーツ施設、サイクリングなどのレクリエーション施設が多く立地しており、点在する文人の資料館や美術館などとあわせて観光のまちとして定着している。定期的に開催される若葉まつり・紅葉まつり・ウィンターフェスティバル（氷まつり）などのイベントには、首都圏のみならず北陸・関西・中京方面から観光客が訪れている。

表 1-10 レクリエーション施設調書

図面対象番号	分類	施設名称	図面対象番号	分類	施設名称
野-1	野外レクリエーション施設	軽井沢野鳥の森	自-13	自然資源	遠近宮
野-2	"	軽井沢レクの森	自-14	"	甕穴
野-3	"	碓氷峠遊覧歩道	自-15	"	離山
野-4	"	離山登山道	人-1	人文資源	旧三笠ホテル
野-5	"	信濃路自然歩道	人-2	"	長倉の牧（牧場跡）
野-6	"	千ヶ滝せせらぎ遊歩道	人-3	"	本陣跡・高札場
文-1	文化教育施設	軽井沢町資料館	人-4	"	馬取の石仏群
文-2	"	追分宿郷土館	人-5	"	発地の石仏群
文-3	"	堀辰雄文学記念館	人-6	"	茂沢五輪塔
文-4	"	セゾン現代美術館	人-7	"	茂沢南石堂先住民遺跡
文-5	"	田崎美術館	人-8	"	聖パウロカトリック教会
文-6	"	軽井沢高原文庫	人-9	"	日本聖公会・ショー氏記念碑
文-7	"	ペイネ美術館	人-10	"	旧軽井沢礼拝堂
文-8	"	軽井沢絵本の森美術館	人-11	"	軽井沢教会
文-9	"	脇田美術館	人-12	"	諏訪神社
文-10	"	ル・ヴァン美術館	人-13	"	熊野皇大神社
文-11	"	野の花美術館	人-14	"	長倉神社
文-12	"	軽井沢トリックアート美術館	人-15	"	軽井沢高原教会
文-13	"	軽井沢町立図書館	人-16	"	浅間神社
文-14	"	軽井沢町立植物園	人-17	"	泉洞寺
ス-1	スポーツ施設	ゴルフ場	人-18	"	碓氷峠の文学碑
ス-2	"	プリンスホテルスキー場	人-19	"	有島武郎終焉地の碑
ス-3	"	軽井沢総合乗馬テニス倶楽部	人-20	"	正宗白鳥文学碑
ス-4	"	軽井沢プリンス乗馬倶楽部	人-21	"	室生犀星文学碑
ス-5	"	風越公園	人-22	"	芭蕉句碑
交-1	交通施設	白糸ハイランドウェイ	人-23	"	北原白秋文学碑
交-2	"	鬼押ハイウェイ	人-24	"	六川水声句碑
交-3	"	妙義荒船スーパー林道	人-25	"	与謝野鴛鴦の歌碑
自-1	自然資源	浅間山	人-26	"	沖野岩三郎歌碑
自-2	"	小浅間山	人-27	"	弘田龍太郎曲碑
自-3	"	石尊山	人-28	"	弘田龍太郎君を弔う碑
自-4	"	雲場池	人-29	"	吉田絃堂歌碑
自-5	"	塩沢湖	人-30	"	中西悟堂歌碑
自-6	"	レマン湖	人-31	"	沓掛時次郎の碑
自-7	"	白糸の滝	人-32	"	朱楽管江狂歌碑
自-8	"	竜返しの滝	人-33	"	五島夫妻の歌碑
自-9	"	千ヶ滝	人-34	"	追分分去れの碑
自-10	"	碓氷峠見晴台	人-35	"	追分一里塚
自-11	"	万山望	人-36	"	シャーロックホームズ像
自-12	"	長倉のハナヒョウタンボク群落	人-37	"	森羅亭万象の歌碑

図 1-22 レクリエーション施設現況図



6. 景観調査

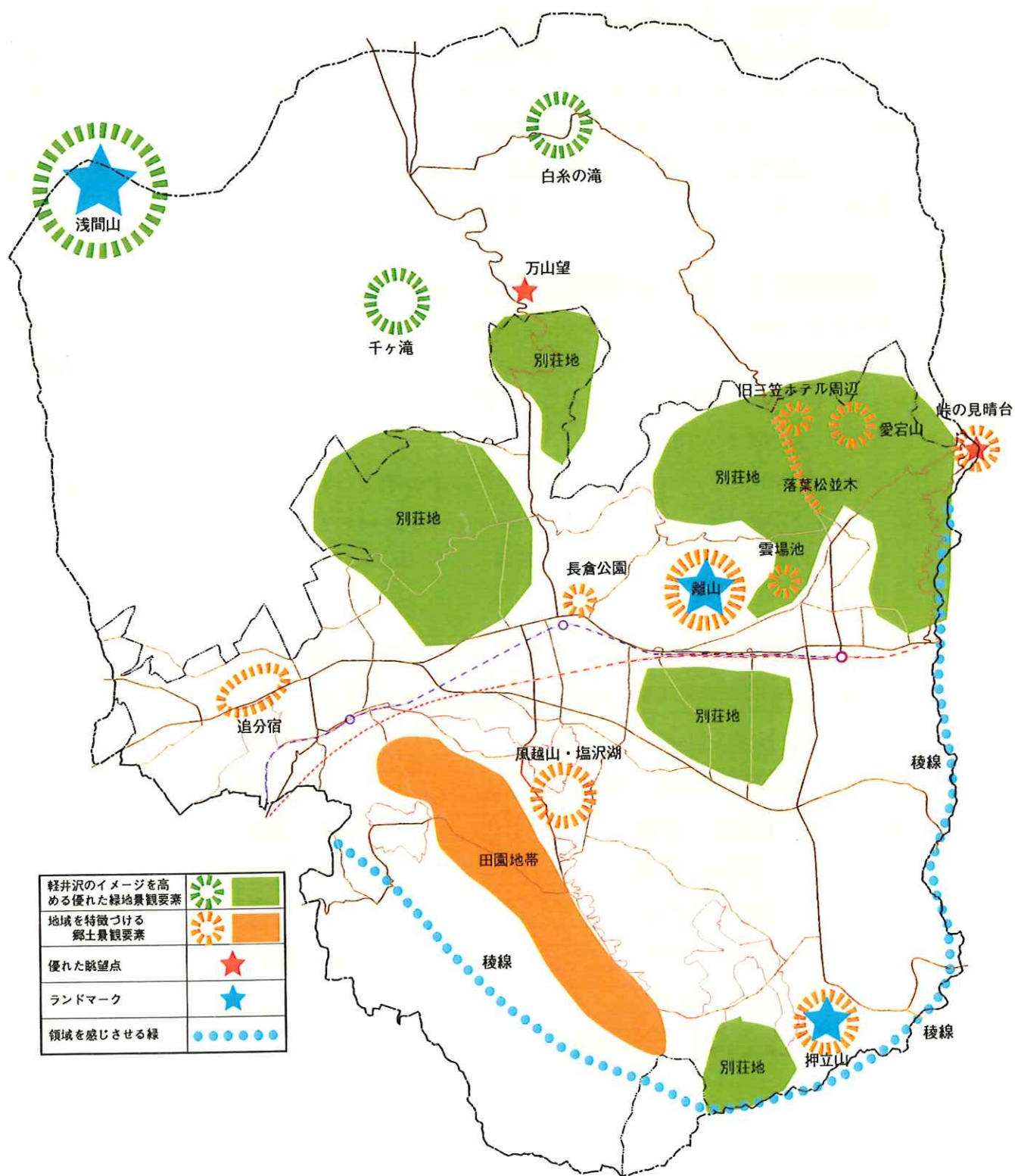
軽井沢町は、高原の保健休養地という特性を持っており、樹林の中の別荘地の景観が軽井沢町のイメージを形成している。また、浅間山から連なる山並みは町のどこからでも眺められ、山々で囲まれた景観領域を形成している。

このような軽井沢町の景観特性に留意して、軽井沢町の景観構成要素を分類して次に示す。

表 1-11 軽井沢町の景観構成要素

①軽井沢のイメージを高める優れた緑地景観資源	・浅間山 ・別荘地の緑 ・白糸の滝周辺 ・千ヶ滝周辺
②地域を特徴づけ、郷土景観資源	
■軽井沢東部地域	・雲場池周辺 ・旧軽井沢の並木道 ・旧三笠ホテル周辺 ・愛宕山 ・旧碓氷峠見晴台周辺 ・離山
■軽井沢中部地域	・長倉公園（長倉神社）
■軽井沢西部地域	・追分宿周辺
■軽井沢南部地域	・風越山 ・塩沢湖周辺 ・押立山 ・八風池 ・発地地区の田園風景
■その他	・各地域、集落の社寺周辺
③優れた景観の眺望点	・旧碓氷峠見晴台周辺 ・万山望
④ランドマーク	・浅間山 ・離山 ・押立山
⑤領域を感じさせる緑	・市街地、集落地に隣接する斜面緑地 ・市街地、集落地から見える稜線

図 1-23 景観構成要素現況図



7. 緑に対する意向・要望の把握

緑の基本計画は、軽井沢町都市計画マスタープランと並行して検討策定を行った。都市計画マスタープランの検討過程において、「住民意向調査」を実施するとともに、素案の検討が完了した時点で、常住者に対しては「都市計画マスタープラン懇談会」、別荘所有者に対しては「意見・要望用ハガキ」によって、素案に対する意見・提案を確認した。

このような都市計画マスタープラン検討過程において出された公園緑地に関する意見・提案は、具体的なものが多く含まれており、これらを「緑の基本計画」において位置づけていくこととする。

(1) 住民意向調査における公園緑地に関する事項

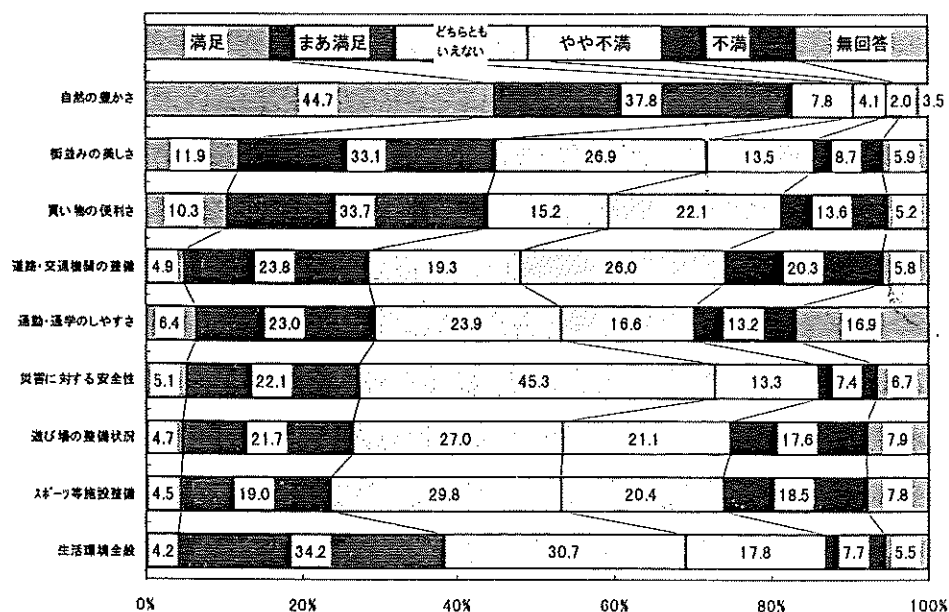
平成9年10月に、常住者及び別荘所有者を対象として実施した住民意向調査の中から、1)「居住地・別荘の周辺環境」、2)「町の将来の土地利用」、3)「都市基盤整備の重要施策」、4)「町の発展方向」及び5)「別荘定住の社会条件」について整理する。

1) 居住地・別荘の周辺環境

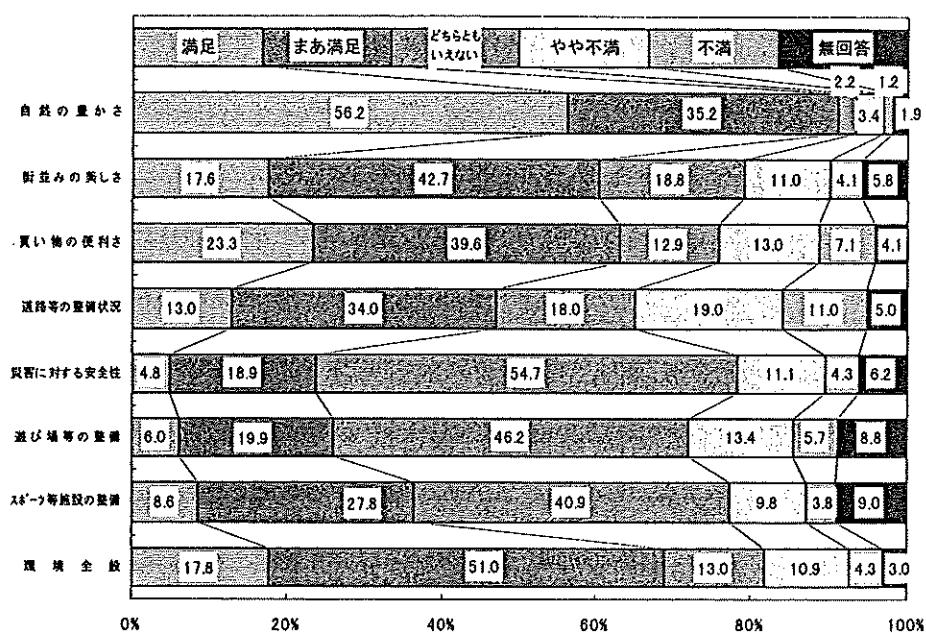
常住者、別荘者とも「自然の豊かさ」に対する評価が高く、年齢別では、若年から中年層に「公園・広場・子供の遊び場」、「スポーツレクリエーション施設」に対する不満が多い。

「街並みの美しさ」に対する評価は、常住者に比べ別荘者の評価が高くなっている。

[常住者]



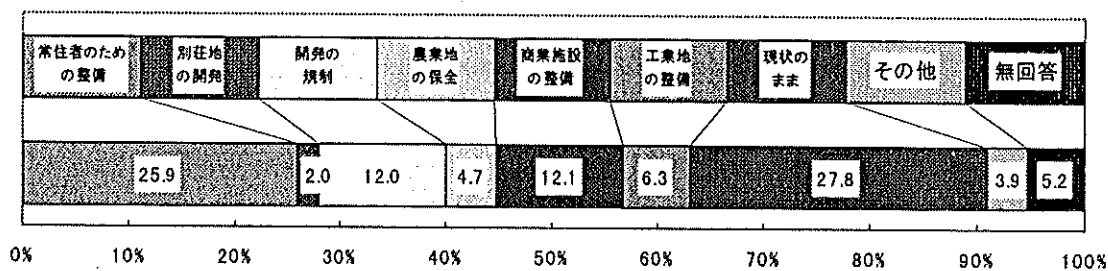
〔別荘者〕



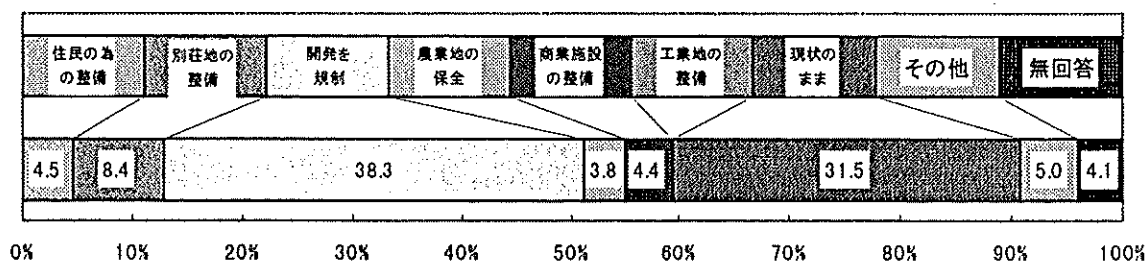
2) 町の将来の土地利用

常住者、別荘者とも「現状維持」、「開発規制」を望んでいる人が多く、大きな土地利用の転換は望まれていない。

〔常住者〕

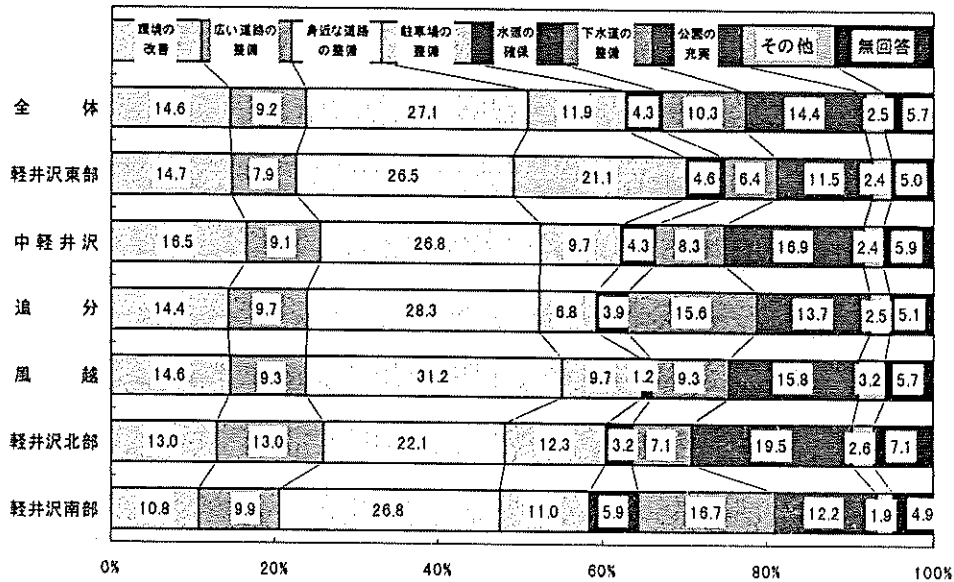


〔別荘者〕



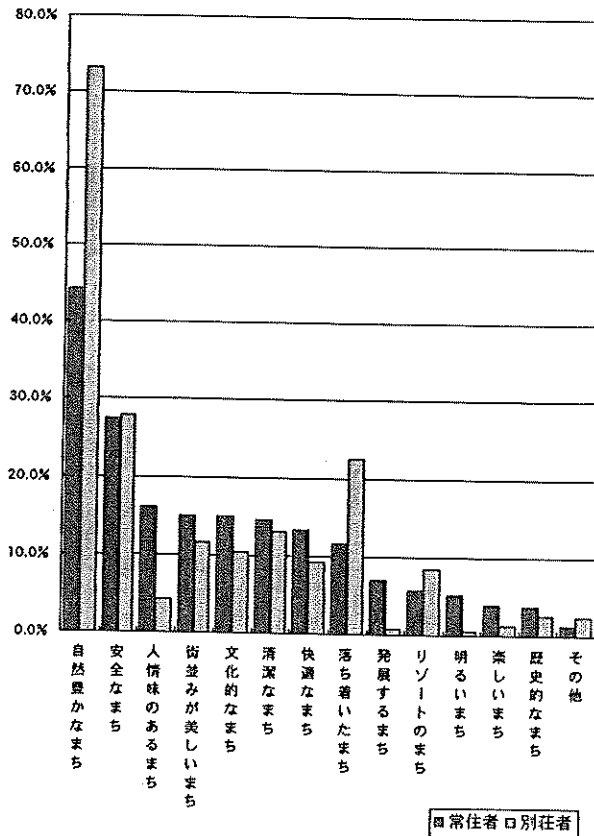
3) 都市基盤整備の重点施策

常住者において、「公園緑地の充実」は14.4%の人が望んでおり、「身近な道路」「住宅地・商業地の環境改善」について3位となっている。居住地域別では「追分」及び「軽井沢南部」において多くなっている。



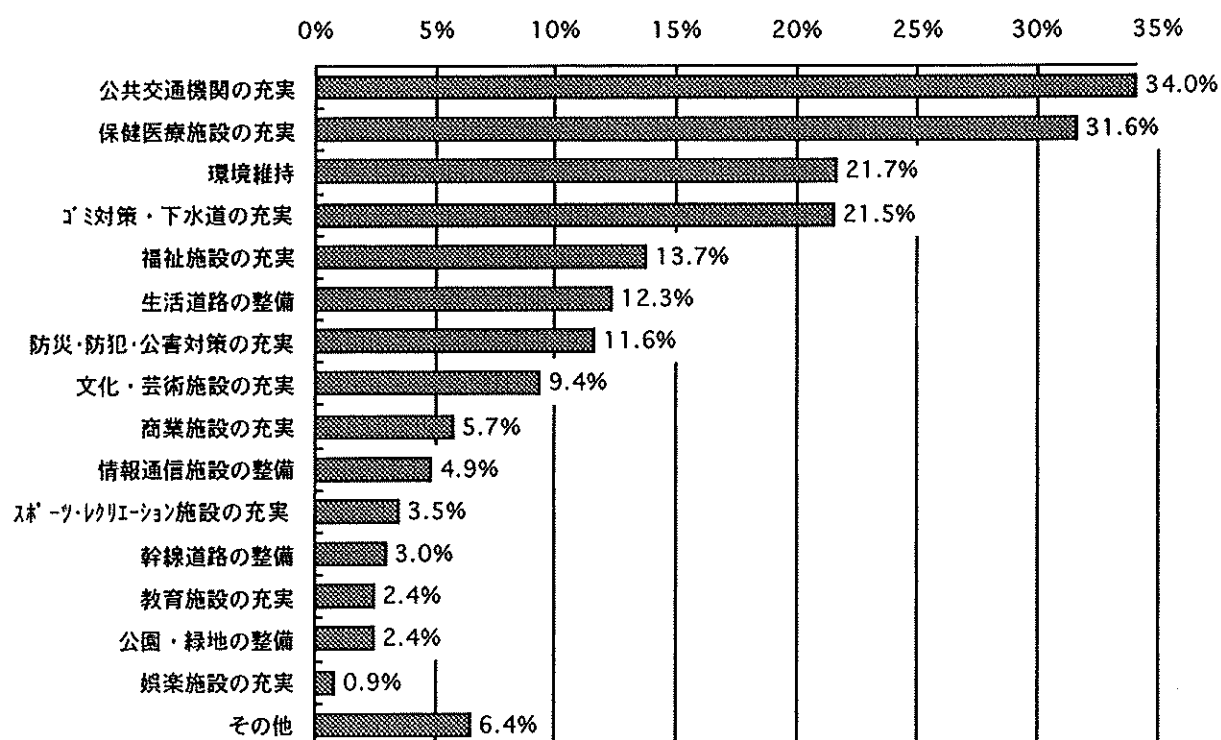
4) 町の発展方向

常住者、別荘者ともに、「自然豊かなまち」と回答している人が最も多く、ともに自然を基本においたまちの発展を望んでいる。



5) 別荘定住の社会条件

「社会的な条件が整備されれば、移り住んでみたい」と回答した人に、その条件を確かめたところ、「公共交通機関に充実」と「保健医療施設の充実」が最も多かった。「公園緑地の整備」については、わずかに2.4%で、これは別荘は敷地にゆとりがあり緑も多いことから、公園緑地の新たな整備の必要性を感じていないものと思われる。「町の発展方向」で「自然豊かなまち」と回答している人が多いことから、別荘所有者にとって保健休養地としての緑の保全には関心があると思われる。



(2) 「都市計画マスタープラン素案に対する意見要望」にみる公園緑地に関する意向

平成12年2～3月に実施した「都市計画マスタープラン懇談会」と「ハガキによる意見・要望」の中から、公園緑地に関する事項を次に示す。これらによると、「軽井沢のありのままの自然」を残していくことを多くの人が望んでいることがわかる。

番 号	意 見
農業が体験できる場をつくる。	
1	保安林・国有林を含めて、農業を取り巻く自然環境、特に馬取・発地・鳥井原の農用地の休耕農地の活用として、レジャー農園だけでなく、別荘の人に使ってもらう仕組み、第三セクター方式の可能性など具体的な検討が必要である。
2	南部貸農園（春～秋）的なレジャーと実利を兼ねたもの、簡易のキャンプが可能な施設など。
3	一般市民の農業に対する関心が高まりに伴って、このニーズに応える貸農園の開設を希望します。（風越地区、信濃追分周辺）
まちを花や野草でいっぱいにする。	
4	個人的なイメージとしては、九州のハウステンボスのように花と緑で囲まれた町並みに整えていったらどうか。
5	軽井沢は樹木はたくさんあるので、次にドイツのバーデンバーデンのように、花いっぱいにして国際的にも誇れるぐらいにしてみたい。
6	7月、8月、9月の3ヶ月は沿道に花を咲かせて下さい。
7	欧州の美しい町に比しても「花の木」を増やし美観の積極的創出に努めてほしい。
8	ゴルフ場や博物館、公園が多すぎる。町の花の桜草も植物園に行かないと見れない。保養地とするのならヨーロッパの用に少し不便でも余手をくわえない自然、また秋の七草を野で見たいです。
9	別荘地、ゴルフ場になってしまった所にも山野草がいっぱい咲いていた。これをよみがえらせて欲しい。
野鳥、小動物の生息地として自然林を守る。	
10	自然を開発せず、野性動物の居住地区を確実な型で維持する。
11	熊の出没 一回でも熊に襲われたことがマスコミに報道されたら、軽井沢のイメージが悪くなる。林道を散歩することができません。
12	人間の開発が原因で、猿には罪はないのですが、なんとかして人間のいない場所に移動させることはできないのでしょうか。将来が不安です。軽井沢のイメージダウンにつながりますので、ぜひとも専門の対策を考えてほしいと思います。
13	自然林が年々減少して野鳥、動物、植物の保全が危機的に進行していくのを喰い止めるため、自然林の確保に努めること。
14	あるものすべてに人手を加えず、鳥たち動物たち植物たちに自然を残しておくべきだと思います。
あるがままの自然を残していく。	
15	「国有林を背景として、常住者と別荘者がともに生活し続けられるまちを目指す」とあるが、国有林がどのように関わってくるのかが分からない。
16	緑との共生と利便性の増進は、相反するものであることが、軽井沢町の都市計画マスタープランの難しいところではないかと思う。別荘者は緑の保存を求め、住民は利便性を追求するという面がある。
17	国有林の活用とあるが、緑を伐採して開発することを想定しているのか。もし、そのような開発であれば、緑を保全するという理念と矛盾するのではないか。
18	浅間の自然の恩恵を受けてきたので、自然を十分に考慮して、都市マスを検討してほしい。
19	境界樹木の保護と管理指導行政の一律関与。
20	みだりに森を伐採しないでほしい。
21	野鳥の森は今のままで 軽井沢の静けさと綺麗な空気を楽しみにしています。
22	自然を残すのはありのままをそのままにする事。開発は時代遅れだ。昔のまゝこれこそ理想の姿だ。
23	欧米では自然を如何に残すかを理由に規制をします。そういった厳しい規制を常住者、別荘者及び観光業者が受け入れてこそ、世界に誇れるようになる軽井沢を形成できるでしょう。
24	美しい軽井沢の人工的でない素朴な自然を損なわないようにして下さい。新幹線には素通りされ車も通り抜けていくように見受けられますが、よろしいのではないのでしょうか。あまりに人工都市化されることはしないでください。また、軽井沢町民の意識を高めてください。家を建てるのに樹木を伐ってしまう。便利さよりも自然を愛すことです。
25	樹木採伐の規制は必要。

番 号	意 見
26	自然破壊をすることなく、魅力的な観光地の地位を維持していくことは、重要課題であろうが、自然との共生を大切にしてもらいたい。自然そのものの豊かさが来訪者の心を惹きつける魅惑となるような方策を考えるべき。湯川の水を浄化し、林間に溪流を眺めながら、寛ぐ憩いの散策路の整備が望まれる。
27	今までの静かな環境を森を大切に子孫に残すことを考えて下さい。
28	軽井沢は将来ともあくまでも緑と水に恵れた自然環境の中にあって欲しい。「観光地」としては、二義的に考えるべきと思う。
29	国有林の「節度ある利活用」を切に願い、隣の国有林がこわされ今より騒がしくなる事のない様にひたすら望みます。
30	緑地や川などは、なるべく自然のまま保全してほしい。
31	野鳥の森から北リクリエーション地区の自然保護についてしっかりした計画をお願いします。
32	軽井沢はいつ迄も昔ながらの自然豊かな野の花が咲く静かな空気のおいしい街であってほしい。人工的な観光施設、娯楽施設は必要ない。豊かな自然を好む人だけが来る所としてほしい。
33	軽井沢の自然の保護は、あくまで厳格にお願いしたい。
34	自然保護ファンドの設立…自然を守る町民、別荘所有者から、年間1200円/世帯。ゴルフ、スキー、テニス、飲食、駐車場利用時に一人50円徴収…開発防止のため民間から買上げる。
35	緑を大切に、心ない散歩者が、夏の花その他、庭の花、道の草花を根こそぎ持ち帰ることは心痛みます。
36	カラマツのCO2削減効果が立証されています。安易な伐採がふえています。カラマツは軽井沢町のシンボルです。町条例で伐採は許可制とし、環境を守って下さい。
37	クレソンをつめる清流、安心して歩ける散策道、あるがままの姿の自然を守り続けて欲しい。
水と緑のネットワークをつくる。	
38	湯川橋の上流についても整備してもらいたい。
39	湯川の計画にしても長倉公園の周辺を活用して、集客力のあるキャンプや家族連れが楽しめる場もできるのではないかな。
40	湯川の河川公園を下流部に延長して整備していくことを都市計画マスタープランに位置づけてもらいたい。
41	湯川のふるさとの川の整備が進められているが、中軽井沢南地区は人口増であり、人間とのふれあいが他の地区に比べて薄い。そのため、親水公園の管理棟を地域の人びとが文化的に交流できる施設とし、新しい文化の拠点としていってもらいたい。
42	水と緑のネットワークについては、見晴台への道を整備して、行きやすくしてはどうか。中部地区には、野鳥の森にほかに千ヶ滝にも道を整備して、川沿いに歩けるようにしてはどうか。
43	自然環境と共生した別荘地の保全、水と緑のネットワークを実現して下さい。
44	道路に多くの木を植える。最低で30-50位のハイキングコースを作ること。必要によってはリフトを造れ。スイスを参考にせよ。
45	湯川に沿う自然遊歩道の計画は、大変良い。ぜひ進めてもらいたい。
46	湯川の川岸に遊歩道を作り、子供老人が安心して散策出来るよう小道にし、川を渡る昔風の吊り橋などが有れば楽しい。自転車、車等はあぶないので乗入れ禁止。川の汚染、周辺にゴミのポイ捨てのない様、大きな開発をしないでほしい。浅間大橋の下の川辺に、ゴミを置いて行く、打上げ花火を夜おそくまでする、ラジカセをかけるなどのことを見るとキャンプ場を作らないでほしい。川は、ホタルが生息出来る様な環境に改善整備される事を願っております。
自然とのふれあい・管理のソフトづくりを進める。	
47	町道、国道周辺の雑草とり、ゴミ取り、植樹、花だん手入れ、看板（ユニークなデザイン性のあるもの）の設置、散歩道の整備、不要看板や芸術性のない広告はすべて撤去 ②ボランティアグループを結成し、環境向上一大運動を開始
48	「健康、スポーツ」「自然とのふれあい」等をテーマとしたソフトづくりが大切
軽井沢にふさわしい公園をつくる。	
49	風越公園は、レクリエーションの拠点になっているが、子どもだけではいけない。
50	新たな公園などを整備するときには、反対があったとしても、国際的にも通用するようなものを徹底的に作ってほしい。それでないと逆に軽井沢町の体力を低下させてしまう。地域の方針が決まれば、民間事業者も協力していく。
51	油井の釜の淵の景勝地を近接するからす明神と一体的に、公園整備の中に入れてもらいたい。
52	国際的な観光地には、無料で利用できる大きな公園があるが、軽井沢町には有料のものしかない。子供たちが遊ぶために隣の公園まで行っているのが実状である。観光客がリピーターになるためにも、緑の拠点となるような公園整備を検討してほしい。
53	大日向には昭和天皇行幸の記念碑が、見晴らしの良い丘の上に設置されており、周辺の緑とあわせた公園化などの活用も検討してほしい。

番 号	意 見
54	軽井沢の町にふさわしい英国式庭園を町立公園として、町民の憩いの場又観光客の訪れる観光地とする。この公園で、軽井沢産のフルーツのジャムや草花、カーデニンググッズを販売し、地域産業を振興し、収益は公園の維持費として運用する。
55	レクリエーション施設も必要でしょうが、騒音が出ないように配慮してほしい。
56	公園、緑地の整備について、人工的な遊歩道で固めすぎないこと。
緑であふれるまちの中をつくる。	
57	国際保健休養地という歴史を考えると北側も、軽井沢にきたという雰囲気を感じることができるように緑が目に入るようにしてほしい。
58	緑が少なくなっている。軽井沢の場合、自然環境を保全していくには、緑を守るといふより増やすという考え方でないと保全はできない。
59	常住市街地の施設新設に対して、一定数量以上の植樹＝緑の確保を義務づける必要がある。開発を行うと同時に自然の保持、緑の増強を望む。
60	街路樹を豊富にしてほしい。錦の御旗で自然を破壊しないで下さい。
軽井沢の素朴な自然と浅間山を遠望する田園風景を残す。	
61	大日向の農地が広がる場所は電柱もなく、非常に見晴らしが良かったため、絵を描く人、写真を撮る人など多くのひとが訪れている。そのような場所については、建築を制限することも検討する必要がある。
62	東、中、西、南北と増々の緑豊かな眺望が広がる田園風景を残しつつ、発展されることをお祈りします。
63	美しい軽井沢の人工的でない素朴な自然を損なわないようにして下さい。
64	歴史的資産として、浅間山の美感を生かす、環境整備を計画的樹木の整備を心掛けるようにする。各メイン道路美しい町作りとして各地上での電線を地下埋設
65	10年程前発地の田園風景に惹かれて別荘を持ったが、最近は休耕田がふえ雑草が生茂の様になり一部は牧草地になっている。山裾のゴルフ場も自然破壊にならないかと心配だ。此の広々とした田園を自然を失はない様十分検討し、良い環境を作って貰いたい。浅間を眺めたら散歩したり、サイクリングする自転車の為ではない落ち着いた所にしたい。

(3) 公園緑地に関する「まちづくり交流会の提言」

まちづくり交流会の提言から、公園緑地に関する事項を記載すると次のとおりである。

1) 緑化について

軽井沢町原風景は草地であり、陽が当たって明るく、夏に涼しいというのが特徴であった。別荘地では、夏の強い日差しをさえぎるために植樹が必要であったが、現在では大きくなりすぎて、堀辰雄や立原道造の頃の風景が失われてしまっている。

居住地においては、樹木を多くせず、明治から昭和時代初期の頃の軽井沢町原風景を思い起こすことができるような、浅間山を眺めることができるような風景を形成していくことも考える必要があるのではないか。

今後は、樹種についても、落葉松や樅等の大きくなるものだけでなく、場所ごとの特徴を出すような工夫が必要ではないか。

2) 公園整備について

子どもの遊び場となるような公園は必要であるが、それ以上については、町全体を公園のようにしていくことを考えるべきであり、特に、人工的な公園緑地として整備する必要はないのではないか。

3) 景観コンクールについて

軽井沢町のシンボルである浅間山について、眺望の良い場所を選ぶコンクールというものも考えられる。軽井沢に住んでいる人でも知らない場所が多くあり、選ばれた場所を地図にすれば観光客にも喜ばれるのではないかと。

8. 現況調査のまとめ

現況調査の結果、緑の基本計画の策定にあたって重要な事項を現況特性として整理する。

表 1-12 現況特性

調査項目		現 況 特 性 等
自 然 的 条 件	気 候	・軽井沢は高原の保健休養地にふさわしい冷涼な気候である。 ・大都市のように顕著ではないが、建物が多い場所や人が多く集まる場所は周辺より気温が高い。 ・霧は軽井沢東部地域の別荘の風景を維持している。
	地形・地質	・なだらかな高原状の地形をしている。 ・浅間山による火山噴出土でおおわれている。
	植 生	・浅間山の噴火により失われた植生が天然林へ移行する過程にあり、愛宕山から離山にかけての地域における本来の植生は草地である。
	動 物 相	・周辺の山岳地帯では、多くの野生動物の生息が確認されている。 ・近年、サルやクマが別荘地をはじめとして居住エリアに出没している。
	水 系	・本州の分水嶺となっており、千曲川水系の最上流地域にあたる。 ・町内には小河川が多く、軽井沢独自の風景をつくっている。
社 会 的 条 件	人 口	・人口密度は低く、ゆとりのある居住エリアを形成している。 ・人口の多くは、国道18号を軸とする地域に分布している。
	産業・観光	・別荘者や観光客を対象としたサービス業、小売・飲食業が主要産業である。 ・観光客の60%が夏期に集中している。
	土地利用	・ほとんどの都市的土地利用が用途地域指定区域内にある。 ・自然的土地利用のうち広い面積を占めている山林が、保健休養地としての緑の景観をつくっている。
	交通施設	・上信越自動車道とは主要地方道下仁田軽井沢線で連絡されており、自動車利用で軽井沢に訪れる時の玄関口となっている。 ・北陸新幹線、しなの鉄道が東西に走り、両線の接続駅である軽井沢駅が、鉄道利用で軽井沢を訪れる時の玄関口となっている。
	公共公益施設	・町の主要な公共施設は役場周辺に立地しており、公共施設ゾーンを形成している。 ・各地区には、公民館分館、児童館、児童遊園が整備されている。
	市街地開発等	・軽井沢駅前地区には、良好な街並み形成を目的とした地区計画が決定されている。
	防 災	・軽井沢は災害が少ない地域であるが、がけ崩れや地滑りが局地的に発生する心配はある。 ・避難地は75箇所指定されており、軽井沢南部地域のゴルフ場などの大規模なオープンスペースにも指定されている。

表 1-12 現況特性

調査項目		現 況 特 性 等
緑地 現 況 等	緑地現況	・公園などの施設緑地は用途地域指定区域内にある。 ・上信越高原国立公園などの地域制緑地により、軽井沢の約 70%が緑地指定されている。 ・居住者の多い国道 18 号を軸とした地域に、多くの公園が整備されている。
	緑化状況	・公園を含めて公共施設の敷地では、中低木を主体とした植栽となっており、周辺の別荘地や山林と比べて明るいイメージである。 ・河川沿いは自然に近い形態で整備されている。 ・民有地のうち別荘地では、大きな樹木が多く落ち着いた雰囲気である。 ・住宅地や商業地では生垣などの整備が進んでいるが、別荘地に比べると緑が少ない。
レクリエーション 施設・資源		・自然環境に加えて、歴史的・文化的施設や資源が多くあり、軽井沢の魅力の一つとなっている。
景 観		・緑に囲まれた別荘地が軽井沢の景観的イメージとなっている。 ・各地域は、それぞれ優れた郷土景観をもっている。 ・軽井沢の領域を感じさせてくれる山並みの中に、浅間山などのランドマークとなる山々がある。
緑に対する意向・要望等		・「自然豊かなまち」を町の発展方向に考えている人が多く、自然を基本としたまちづくりが望まれている。 ・別荘所有者は、新たな公園緑地整備の必要性を感じていない。むしろ周辺の緑の保全に関心がある。 ・常住者は、子どもの遊び場となる身近な公園の整備を望んでいる。 ・あるがままの自然を残してもらいたい。 ・農業体験ができる場がほしい。 ・まちを花や野草でいっぱいになりたい。 ・野鳥・小動物の生息地として自然林を守っていきたい。 ・湯川ふるさと公園づくりを上流や下流にも延長してほしい。 ・川沿いの遊歩道など、安全に散策できる道がほしい。 ・緑を守り、増やしてほしい。

第2章 緑の役割と課題の整理

緑地は身近にありながら、普段その存在意義や効果を意識していないのが現状である。緑地には、物理的效果と心理的效果、利用効果と存在効果など多様な意義や効果がある。

そこで、本章では第1章において調査した現況特性をふまえて、軽井沢における緑地の役割を明らかにし、豊かな自然環境を後世に引き継ぐために課された、緑地に関する課題を整理する。

緑地に関する役割を説明する分類として、「緑の基本計画策定の手引き」（長野県土木部都市計画課 平成9年3月）に示されている4つの観点により抽出・整理する。

(1) 環境保全系統

軽井沢の自然環境やまちの中の環境を良好なものに保つために必要となる緑地を抽出する。

(2) レクリエーション系統

常住者、別荘者及び観光客が行うレクリエーション活動の場となる緑地を抽出する。

(3) 防災系統

災害防止機能と災害時の避難に資する機能をもつ緑地を抽出する。

(4) 景観構成系統

軽井沢における主要な景観構成要素となっている緑地を抽出する。

1. 役割別の緑の抽出

(1) 環境保全系統の緑の抽出

環境保全系統では、次の視点から抽出を行う。

- ・ 軽井沢町の骨格を形成する緑地
- ・ 軽井沢町を特徴づける優れた自然
- ・ 郷土の歴史・文化と密接に結びついた緑地
- ・ 自然共生とネットワーク性

1) 軽井沢町の骨格を形成する緑地

軽井沢町の骨格を形成する緑地としては、軽井沢を包み込むように連なっている広域山岳地帯の緑地と、その広域的緑地から町内に突き出した緑地があげられる。また、豊かな緑に囲まれた別荘地は広大な広さがあり、軽井沢町の骨格を形成する緑地の一部を構成している。

表 2-1 軽井沢町の骨格を形成する緑地

緑地の意義・機能	対象となる緑地
・ 軽井沢町の周囲を縁取る山並み	浅間山、小浅間、石尊山、愛宕山 鼻曲山、留夫山、一ノ字山、矢ヶ崎山 八風山及び茂沢につながる山岳地
・ まちの中に突き出した山並み	離山、風越山
・ 豊かな緑に囲まれた地域	別荘地

2) 軽井沢町を特徴づける優れた自然

軽井沢町を特徴づける優れた自然としては、浅間山の火山活動が作りだした地形や豊かな自然環境があげられる。

特徴的な地形としては白糸の滝をはじめとした滝があり、周囲の山岳地から流れ出る河川や湖沼は、周囲の緑地と一体となった良好な水辺となっている。また、多様な野生動植物が確認されている周囲の山岳地は軽井沢町を特徴づける優れた自然を構成している。

表 2-2 軽井沢町を特徴づける優れた自然

緑地の意義・機能	対象となる緑地
・軽井沢町を特徴づける地形	白糸の滝、竜返しの滝、千ヶ滝
・良好な水辺	湯川、精進場川、矢ヶ崎川、熊沢川、塩沢川 発地川、茂沢川、泥川、雲場池、塩沢湖
・動植物が生息する良好な自然地	長倉のハナヒョウタンボク群落 野生動物が生息している周囲の山岳地

3) 郷土の歴史・文化と密接に結びついた緑地

郷土の歴史と結びついた緑地としては、地域の精神的な拠り所となる神社の社叢林（鎮守の森）や教会があげられる。

郷土の文化と結びついた緑地としては、明治時代以前の宿場町として栄えたまちの歴史、外国人や文化人の避暑地として発展してきた歴史を物語る文化財・史跡と一体となった緑地があげられる。また、多くの文人が軽井沢を訪れ足跡を残していることから、文学と結びついた緑地が特徴となっている。

地域の神社を主体とした祭りの他に、町全体の共通意識の高揚や観光客誘致を目的とした祭りがあり、その舞台となる場の背景として、周辺の緑地は不可欠なものとなっている。

表 2-3 郷土の歴史・文化と密接に結びついた緑地

緑地の意義・機能	対象となる緑地
・鎮守の森としての社叢林	愛宕神社、熊野神社、熊野皇大神社、駒形神社、諏訪神社（軽井沢・追分・発地・長倉・成沢）遠近宮、長倉神社、白髪神社、浅間神社、大山祠神社、大日向神社、杉瓜神社、泉洞寺、軽井沢高原教会、石の教会内村鑑三記念堂、旧軽井沢礼拝堂、軽井沢教会、軽井沢南教会、大日向カトリック教会等
・文化財・史跡と一体となった緑地	旧三笠ホテル、茂沢五輪塔、馬取の石仏群、峠のこまいぬ、峠の石の風車、峠の多重塔、発地の石仏群、浅間神社本殿、追分分去れの碑、追分一里塚、茂沢南石堂先住民遺跡、長倉の牧（牧場跡）等
・文学と結びついた緑地	堀辰雄文学記念館、軽井沢高原文庫等
・祭りと結びついた緑地	軽井沢若葉まつり、しなの追分馬子唄道中、軽井沢紅葉まつり、軽井沢氷まつり（ウィンターフェスティバル）等

4) 自然共生とネットワーク性

軽井沢を縁取る山岳地は野生動物の生息地となる大規模な緑地となっており、山岳地から流れ出す多数の河川は、野生動物が生息地間を移動するときの経路としての役割を担っている。また、離山や風越山は野生動物の移動経路の中継地として休息場所となる緑地を提供している。このように、軽井沢においては生態系を維持するための良好なビオトープネットワークが形成されている。

(2) レクリエーション系統の緑の抽出

レクリエーション系統では、次の視点から抽出を行う。

- ・ 常住者、別荘者のレクリエーションの場となる緑地
- ・ 観光レクリエーションに資する緑地

1) 常住者、別荘者のレクリエーションの場となる緑地

常住者や別荘者のレクリエーションの場としては、風越公園などの都市公園やゴルフ場などの民間レクリエーション施設があげられる。

①都市公園の整備量

都市計画区域における既存の都市公園には、住区基幹公園、都市基幹公園及び離山風致公園があり、全て用途地域指定区域内に位置している。表 2-4 に示すように、都市計画区域内人口（現在別荘に定住している人口を含む）1 人当たり都市公園面積は 78.3m^2 であり、21 世紀初頭までに整備すべき目標水準（ $20\text{m}^2/\text{人}$ ）の約 4 倍が既に整備されている。現在の人口規模からみた軽井沢町の都市公園は充足している。

また、将来社会の一線を退いた高齢者など別荘に定住する人が増加すると考えられる。しかし上記の既存都市公園の整備水準からみると、この別荘定住者を対象とした公園も充足していると考えられる。

・ 住区基幹公園

住区基幹公園は主として用途地域指定区域内に配置され、日常的なレクリエーションの場となる。用途地域指定区域内人口（現在別荘に定住している人口を含む）1 人当たりの住区基幹公園の面積は 5.4m^2 であり、整備標準 $4.0\text{m}^2/\text{人}$ の 1.35 倍が整備されている。しかし近隣公園が 1 人当たり標準面積を下回っており今後の整備課題となっている。

・ 都市基幹公園

都市基幹公園は軽井沢町全体を利用対象とする公園である。都市計画区域内人口 1 人当たりの面積は 5.4m^2 であり、整備標準 $4.5\text{m}^2/\text{人}$ の 1.2 倍が整備されている。

・ 風致公園

風致公園については離山の中腹から山頂にかけて 108.9ha が整備されており、都市計画区域内人口 1 人当たり 67.8m^2 となっている。

②誘致距離からみた公園配置

都市公園のうち住区基幹公園には利用対象の範囲が表 2-4 に示すように定められている。図 2-1 に示した軽井沢における整備済の住区基幹公園の誘致圏域をみると、人口が多い国道 18 号を軸とした地域以外は誘致圏域に含まれていない。

表 2-4 都市公園の整備標準と現況整備量

公園種別		整備標準			現況整備量					
		1箇所当り 標準面積	1人当り標 準面積	誘致距 離	用途地域指定区域			都市計画区域		
					箇所	面積	m ² /人	箇所	面積	m ² /人
住区 基幹 公園	街区公園	0.25ha	1m ² /人	250m	9	2.26	1.5	9	2.26	1.4
	近隣公園	2.0ha	2m ² /人	500m	1	1.20	0.8	1	1.20	0.7
	地区公園	4.0ha	1m ² /人	1km	1	4.60	3.1	1	4.60	2.9
住区基幹公園計		—	4m ² /人	—	11	8.06	5.4		8.06	5.0
都市 基幹 公園	総合公園	10～50ha	3m ² /人	—	1	8.72	6.0	1	8.72	5.4
	運動公園	15～75ha	1.5m ² /人	—	—	—	—	—	—	—
都市基幹公園計		—	4.5m ² /人	—	1	8.72	6.0		8.72	5.4
基幹公園計		—	8.5m ² /人	—	12	16.78	11.5	12	16.78	10.5
風致公園		—	8.5m ² /人	—	1	108.90	74.4	1	108.90	67.8
都市公園計		—	20m ² /人	—	13	125.68	85.9	13	125.68	78.3

注) 1人当たり標準面積において、住区基幹公園は用途地域指定区域内人口1人当たり面積であり、都市基幹公園は都市計画区域内人口1人当たり面積である。

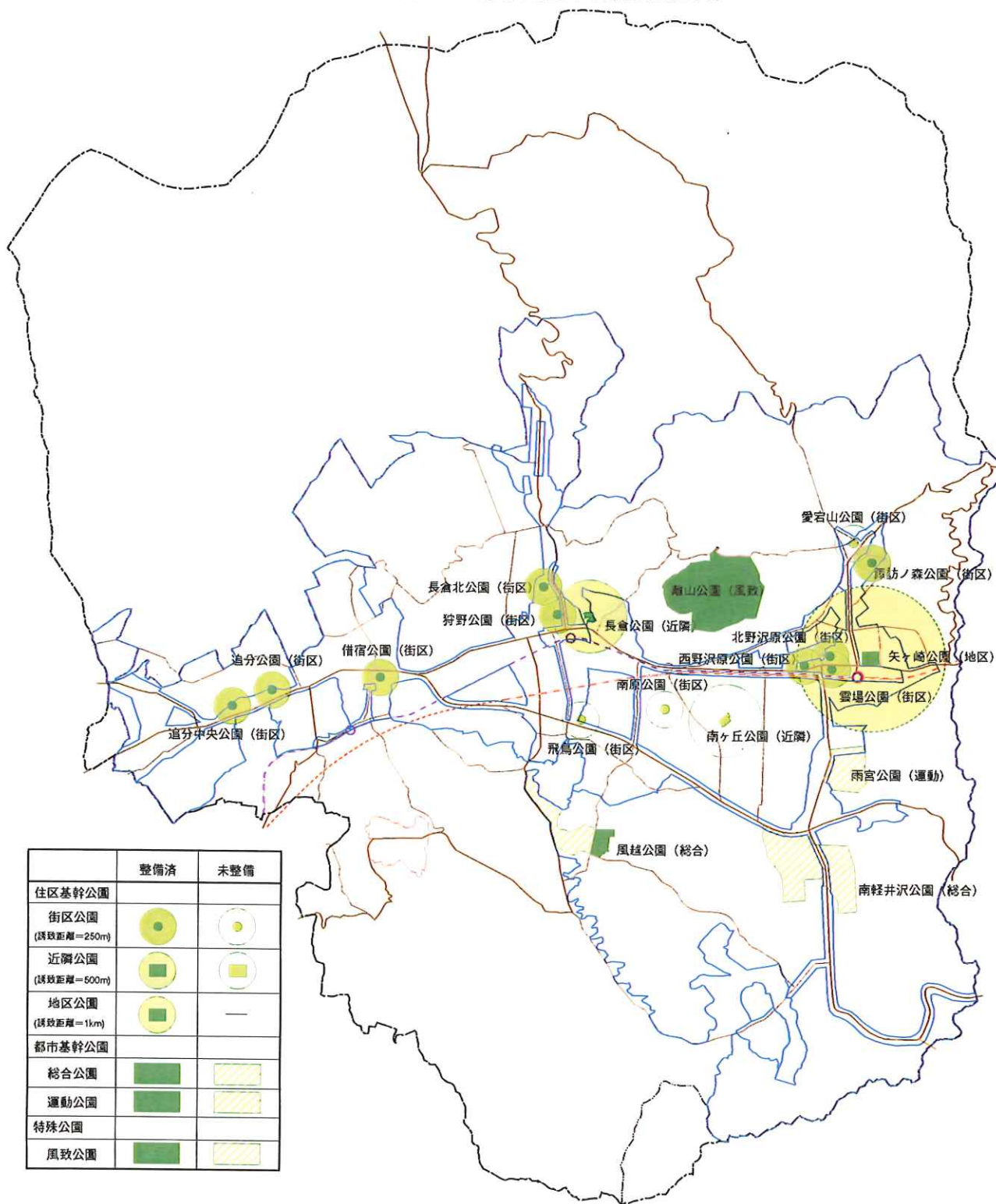
注) 1人当たり標準面積において、都市公園計に示した 20m²/人は 21 世紀初頭までに整備すべき目標水準である。

③レクリエーションの場となる緑地

上記でみたように公園面積は充足しているものの、公園の誘致圏域に含まれない地域が広く分布している。その要因としては、ゆとりのある居住エリアが形成されていること、用途地域内のうち別荘地とゴルフ場が広い面積を占めていることが考えられる。したがって、常住者と別荘者のレクリエーション活動に対応した緑地は、次のような場所が想定される。

緑地の意義・機能	対象となる緑地
・常住者のレクリエーションの場	・居住人口が多い地区から誘致圏域内の緑地で、身近な公園の整備が可能なもの。 ・地域生活拠点に近接する緑地で、週末レクリエーションの場として公園の整備が可能なもの。
・別荘者のレクリエーションの場	・別荘敷地にゆとりがあるため、別荘者の日常的なレクリエーションの場は別荘敷地内と安全に散策できる周辺道路と考えられる。

図2-1 都市公園の現況誘致圏域



2) 観光レクリエーションに資する緑地

軽井沢を訪れる観光客のレクリエーション活動として次のようなものが想定される。このうち公共施設で対応することが必要なレクリエーション活動には、テニスやサイクリング等のスポーツレクリエーション、祭の会場及び行楽の場があげられる。また、公園などの面的な施設を必要とするレクリエーション活動としてテニス、ピクニック及び自然観察があげられる。

表 2-5 観光レクリエーション活動

活 動		対応施設		公共空間としての候補地
		公共施設	民間施設	
趣味・創作	写真撮影	○	○	・軽井沢全域が対象となる。
	絵を描く	○	○	
買物・飲食	ショッピング	○	○	・農協主催の朝市広場等
	外食		○	
スポーツ	テニス	○	○	・風越公園などの規模が大きな公園
	サイクリング	○		・河川沿いの道路
	ゴルフ		○	
	スキー		○	
	スケート		○	
	乗馬		○	
行事・祭	行事・祭の見学	○		・祭の会場となる公園や道路等
行楽	ピクニック	○		・風越公園などの規模が大きな公園 ・サイクリング道路、遊歩道沿いの公園
	ハイキング	○		・林道等
	博物館・美術館	○	○	・既存施設を連絡するサイクリング道路、遊歩道の候補地等
	史跡・文化財	○		・史跡、文化財の周辺緑地
	自然観察	○		・軽井沢の骨格を形成する広大な緑地等

(3) 防災システムの緑の抽出

防災システムでは、次の視点から抽出を行う。

- ・自然災害の発生防止に資する緑地
- ・災害の緩和、復旧に資する緑地

1) 自然災害の発生防止に資する緑地

①水害の防止

軽井沢における水害は用水路の氾濫によるものがほとんどであり、周辺の山岳地帯にある緑地の保水機能により河川の氾濫は見られない。ただし、地域防災計画において治水対策が必要とされている河川があり、砂防指定地域内の緑地は保全対象となる。

表 2-6 治水対策が必要とされている河川及び砂防指定された河川

河川名	河川種別	砂防指定の有無	砂防指定地域
湯川	一級河川		
精進場川	〃	有	三笠
矢ヶ崎川	〃	有	水源地付近
泥川	〃		
発地川	〃	有	上発地付近
茂沢川	〃		
西ノ河原川	準用河川		
熊沢川	〃		
塩沢川	〃		
古川	〃		
中沢川	普通河川	有	茂沢

資料: 軽井沢町地域防災計画

②山崩れ・地滑りの防止

山崩れ・地滑りの災害履歴は少ないが、軽井沢町には山岳地に続く急峻な箇所が多く見受けられる。それに対応して、長野県や軽井沢町の山崩れ・地滑りに関する危険区域が指定されている。そのため、危険区域に指定された区域の緑地は、山腹の地盤などを樹木の根で締め固めて崩壊を防止または遅延させることが期待されるものとして保全対象となる。特に下記のような場所においては重要な緑地となっている。

- ・居住エリアに接する斜面地
- ・谷あいの斜面地
- ・居住エリアと急斜面地の間にあり、宅地化を阻止している緑地

表 2-7 軽井沢町における山崩れ・地滑り危険個所の指定状況

指定機関	指定の種類	軽井沢町での指定数
長野県	山腹崩壊危険地区	16 地区
	崩壊土砂流出危険地区	10 地区
	民有林林道における災害発生危険個所	7 箇所
	土砂崩壊危険個所	3 箇所
	急傾斜地崩壊危険箇所	9 箇所
	土石流危険溪流	42 河川
軽井沢町	崖地、急傾斜地等で警戒を要する個所	4 箇所

資料:軽井沢町地域防災計画

2) 災害の緩和、復旧に資する緑地

大震災や浅間山の大噴火時において、次のような緑地に期待される効果があげられる。

表 2-8 災害時の緑地の効果

災害時の緑地の効果	内容・意義
災害阻止効果	市街地やその周辺に分布する一定のまとまりをもつ緑地は、火災に対して効果的な焼け止まり線となる。火砕流等を阻止または避難のために遅延させる。
避難効果	市街地やその周辺に位置する公園等は、町民の生命、財産の安全を確保するための避難場所となる。
復旧効果	都市基幹公園等の拠点公園については、町民の情報基地として、食糧や資材等の供給基地として、まちの復旧、復興に大きな役割を果たす空間となる。

こうした災害に効果を発揮するものとして、軽井沢町では次の緑地が抽出される。

表 2-9 災害の緩和、復旧に資する緑地

災害時の緑地の効果	対象となる緑地
災害阻止効果が期待される緑地	・ 北部地域の広大な緑地 ・ 湯川沿いの緑地帯
避難効果が期待される緑地	・ 地域防災計画において避難場所の指定を受けた公園と避難場所の周辺の緑地
復旧効果が期待される緑地	・ 風越公園 ・ 地域の中心的公園（矢ヶ崎公園、長倉公園等）

(4) 景観構成系統の緑地の抽出

緑地は景観に対して、次のような機能を有している。

- ・緑視量の維持、拡大によって、緑の豊かさを感じられる快適な環境を形成する。
- ・人工的な要素によって形成される都市空間に潤いを与える。
- ・都市の境界景観（エッジ）や線景観（パス）を形成して、まちにわかりやすさを与える。
- ・都市住民に自然の美しさや季節感を感じさせることで安らぎを与える。
- ・地形と一体となった山林、河川、田園等の緑は、まちに個性を与え、魅力的な景観形成の基盤を構成する。

こうした緑地がもつ景観構成機能をふまえ、次の2つの視点から抽出を行う。

- ・軽井沢を特徴づけ、イメージを高める優れた景観資源
- ・良好な景観形成に寄与する景観資源

1) 軽井沢のイメージを高めるすぐれた景観資源

まちのイメージに結びつく優れた緑地景観資源としては、全国レベルで優れた自然的・歴史的風土景観やまちの名を連想させる公園などがあげられる。

具体例としては「青葉山：仙台市」、「鶴ヶ岡八幡宮を中心とした山々：鎌倉市」、「山下公園：横浜市」などがあり、軽井沢町においては、次のような景観的価値を有する緑地があげられる。

- ・浅間山
- ・別荘地の緑
- ・白糸の滝周辺

また、イメージを高め個性ある地域を形成していくために、次のような資源周辺の緑地が重要な役割を果たす。

表 2-10 地域を特徴づけ、地域の拠点となる郷土景観資源

地 域	対象となる緑地
軽井沢東部地域	・雲場池周辺 ・旧軽井沢の並木道 ・旧三笠ホテル周辺 ・旧碓氷峠見晴台周辺
軽井沢中部地域	・長倉公園（長倉神社） ・離山
軽井沢西部地域	・追分宿周辺
軽井沢南部地域	・塩沢湖周辺 ・風越公園 ・発地地区の田園風景

2) 良好な景観形成に寄与する景観資源

良好な景観形成に寄与する景観資源として、次のような緑地を抽出する。

表 2-11

緑地の景観構成機能		対象となる緑地
領域を感じさせる緑	まちの境界域や市街地と自然地域の境などに位置し、自分のまちの領域を認識できる面的広がりをもつ緑地で、スカイラインを構成する山並み等があげられる。	・居住エリアから見える稜線 ・居住エリアに隣接する斜面緑地
景観軸をなす緑	まちの方向性とわかりやすさを与える緑地で、線景観としては河川や街路樹等があり、点景観としては山等のランドマークがあげられる。	・湯川、矢ヶ崎川、精進場川等の市街地内の河川（景観軸となる可能性を持つ河川） ・軽井沢駅から旧軽井沢間の新道の沿線 ・軽井沢町へのエントランスとなる下仁田軽井沢線 ・浅間山 ・離山 ・押立山

2. 軽井沢町の緑の特性

「環境保全系統」「レクリエーション系統」「防災系統」及び「景観構成系統」の4つの視点から、緑地の持つ役割について検討した結果をふまえて、軽井沢町の緑の特性を、施設としての「公園」と存在価値としての「緑地」に分けて整理する。また、公園緑地に関するまちづくりの動向を整理する。

(1) 公園の特性

①風越総合公園は軽井沢町のスポーツレクリエーションの中心となっている。

風越公園では、長野オリンピック会場となったアリーナのほかに運動場、テニスコートなど質の高い施設が整備されており、町全体を対象としたスポーツレクリエーションの場として活用されている。

②公園は、常住者が居住している地区に配置されている。

街区公園を始めとする住区基幹公園は、人口集積が高い国道18号沿いの地区を中心に整備が進められている。

(2) 緑地の特性

①軽井沢町は緑で取り囲まれている。

浅間山から鼻曲山、留夫山、一ノ字山、矢ヶ崎山を経て八風山に至る山並みは、まちを取り囲む広大な緑地帯を形成している。

②軽井沢町は緑で区切られている。

北側から居住エリアに突き出した離山及び八風山から風越山に至る山並みによって、まちは区切られており、特徴ある地域に分割している。

③まちのシンボルとなっている浅間山は、まちのどこからでも眺められる。

浅間山は軽井沢町の背景として、また、精神的な拠り所としてシンボリックな山であり、すそ野を含めて雄大な景観を構成している。

④別荘地は緑の濃い落葉松などで覆われている。

別荘地は用途地域に指定されているものの、画地規模が大きく別荘敷地内は落葉松などの樹木が多く植えられているため、別荘地全体が広大な落葉松林となっている。

⑤軽井沢町原風景である草地景観が町南部に残されている。

元々、和美峠から旧軽井沢ロータリー、離山とその北側までは、樹木がなく草地が広がっていたが、軽井沢町の保健休養地や市街地形成の歴史の中で、現在のような落葉松林が形成されてきた。現在その軽井沢町原風景としての草地景観は、発地地区から杉瓜地区に広がる田園地域と南軽井沢付近のレクリエーション施設内に残されている。

⑥湯川は軽井沢町を南北に縦断し、自然地から別荘地及び市街地を貫いている。

湯川は白糸の滝を源流として、軽井沢町の中心を南北に縦断し風越山のふもとでその流れを西に変えている。また、周辺の山々からはいく筋もの川が流れ出て湯川に合流している。

⑦文化の香り高い施設が周囲の緑と一体となって、軽井沢町の文化水準を高めている。

重要文化財に指定されている旧三笠ホテルや堀辰雄をはじめとした軽井沢町で活躍した文化人の記念館が周囲の緑と一体となってその価値を高めている。

⑧コミュニティの拠り所となる神社が周囲の緑と一体となって、地区のシンボルとなっている。

昔より地区の精神的な拠り所となっている神社が各地区にあり、境内地は祭りの舞台として、また、日常的な子供の遊び場などに多目的に使用されている。周辺の緑はその背景となっている。

(3) 公園緑地に関連するまちづくりの動向

1) 湯川ふるさと公園整備事業

国道 18 号と同バイパス間に湯川と一体となった公園・緑地の整備計画が地元住民による計画への提言を参考にしながらつくられ、今後、実現に向けて実施の段階に入っている。

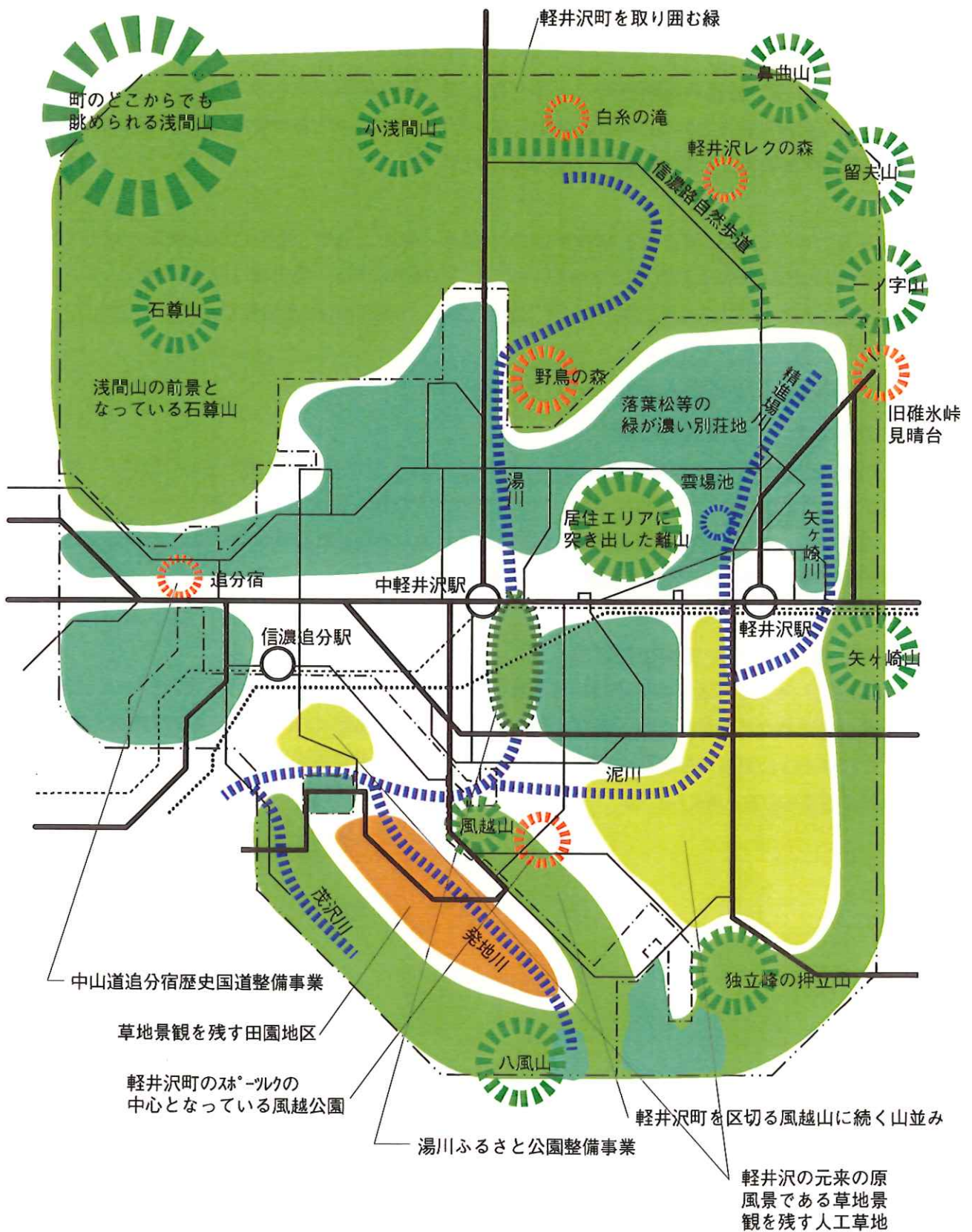
計画では、湯川の河川環境を保全して市街地内における良好な自然環境を創出するとともに、沿川市街地の憩いの場となる公園が配置されている。

2) 中山道追分宿歴史国道整備事業

国道 18 号及び町道追分村中線沿道を重要な歴史的・文化的価値を有する道路として、沿道の歴史的な建造物などの保存、復元及び活用を含めた整備計画がつくられ、住民協定が締結されている。

この事業は公園緑地を整備するものではないが、歴史的景観要素として沿道の緑地を保全していくなどの方策も必要と考えられる。

図 2-2 軽井沢町の公園緑地の特性



3. 緑に関する課題の整理

役割別の緑地の抽出と前項の軽井沢町の緑の特性から、次のような軽井沢町における公園緑地の課題があげられる。

①まちを取り囲む緑地の保全（環境保全系統）

町を取り囲む広大な緑地や離山・風越山などの緑地は、軽井沢町の骨格を形成している。これらの緑地内には多くの野生動物が生息しており、生態系の維持のために緑地の保全が課題となる。また、軽井沢町周辺地域の飲み水の水源として重要な役割を担っており、安心して飲める水を供給して快適な生活を確保するために緑地の保全が課題となる。

②緑地としての別荘地の保全（環境保全系統）

軽井沢町と別荘者両者の自然保護の努力により、軽井沢町の別荘地は市街地ではなく豊かな緑地の様相となっている。そのため新たな別荘開発に際しても十分な対策を講じて、緑地としての別荘地の保全を図っていくことが保健休養地軽井沢の課題となる。

③体系的な公園の整備（レクリエーション系統）

街区公園などの日常生活圏における公園や商業地内の小公園に対する要望が多くあり、身近な公園が不足している。また、軽井沢東部地域の矢ヶ崎公園や軽井沢中部地域の長倉公園に対して、軽井沢西部地域では地域の中心となる中規模の公園が整備されていない。さらに風越公園ではスポーツ施設が中心となっており、軽井沢町全域を利用対象とし町の中心となる公園としては機能が不足している。

このような状況から体系的な公園整備を推進することが課題となる。すなわち日常生活圏における身近な公園と各地域の中心となる中規模の公園の整備及び充実が課題となる。

さらに風越公園では周辺に立地している町立植物園、軽井沢高原文庫などの文化的施設や湯川の自然と連携して南部レクリエーション拠点の機能の充実が課題となる。

④豊かな緑の活用（レクリエーション系統）

軽井沢町の骨格となっている広大な緑地内には軽井沢レクの森や野鳥の森など自然の中でのレクリエーション施設や白糸の滝などの景勝地が分布している。これらの利用促進を図るため、緑を活用したネットワークづくりが課題となる。

⑤災害防止のための自然の保全（防災系統）

緑地としての別荘地や広大な北部緑地は軽井沢町の多くの面積を占めており、これらの緑地がもつ保水機能や傾斜地崩壊防止機能などの災害防止のための役割を活かすことは、軽井沢町において安全なまちづくりを進めるための重要な課題となっている。

⑥自然景観の構成要素としての緑地の保全（景観構成系統）

軽井沢町の風景は、山並み、川、別荘地の緑などの自然景観が主体となっている。モダンで落ち着いた国際保健休養地の環境を保つためには、自然景観を構成する要素として緑地を保全していくことが課題となる。

計画編

第3章 計画の基本方針

1. 緑の基本理念

軽井沢町のまちづくりの基本理念である「軽井沢町都市計画マスタープラン」におけるまちの将来像と将来構造をふまえ、「緑の基本計画」における緑の基本理念を位置づける。

(1) まちの将来像

軽井沢町は、緑が豊富で自然環境の優れた国際的な保健休養地である。この優れた環境を活かしたまちづくりを行い、それを未来へ引き継ぐことが、軽井沢町に課せられた課題である。

そこで、豊かな自然環境を舞台とし、「常住者」、「別荘者」及び「観光客」の三者を主人公として、歴史ある保健休養環境を引き継ぐとともに、良好で質の高い生活環境の実現を目指し、その目標となる将来像を次のように設定している。

豊かな自然環境に囲まれた国際保健休養地:軽井沢

図 3-1 軽井沢町の将来像



(2) 将来都市構造

1) 拠点の形成

軽井沢町の歴史文化を重視して、常住者、別荘者、観光客の生活行動の中心となる拠点を配置する。また、拠点には将来必要となる機能や施設を全体のバランスを考慮して適正に配置していく。

①地域生活拠点

江戸時代は、浅間根越の三宿（軽井沢宿、沓掛宿、追分宿）が生活行動の中心地であった。明治時代に入り、この三宿に対応するように3つの鉄道駅が設置され、現在も3駅周辺が生活行動の中心としての役割を果たしている。そのため、町内にある3駅周辺を日常生活の中心となる地域生活拠点（軽井沢駅地域生活拠点、中軽井沢駅地域生活拠点、信濃追分駅地域生活拠点）と位置づけ、公共サービス機能や商業サービス機能の配置・誘導に努める。

②レクリエーション拠点

軽井沢町南部の地域は田園地域であり、北部の地域は自然が豊かである。現在、南部の田園地域には、風越公園を中心にスポーツ施設や文化施設が数多く立地し、レクリエーション活動が活発に行われている。また、北部の自然地には、離山公園、軽井沢レクの森、野鳥の森などがあり、自然の中でのレクリエーションが盛んに行われている。そのため、常住者、別荘者、観光客のレクリエーションの中心となるレクリエーション拠点を風越公園周辺（南部レクリエーション拠点）、野鳥の森周辺（北部レクリエーション拠点）に位置づけ、レクリエーション施設の整備・誘導や良好な環境形成に努める。

2) まち形成軸の配置

軽井沢町の発展を支える「骨格」として、まち形成軸を位置づける。まち形成軸は、現在の諸機能の充実を図るとともに、新たな公共施設や商業施設などの生活関連機能や観光機能を配置するとともに、景観的にも優れた空間を創出することにより、軽井沢町のシンボリックな軸としていく。

①地域生活軸

軽井沢町がバランスよく発展するための骨格として、軽井沢駅地域生活拠点から信濃追分駅地域生活拠点付近までの国道18号を地域生活軸として位置づける。また、中軽井沢駅地域生活拠点から鳥井原・塩沢付近までをまちの骨格となる地域生活軸として位置づける。

②観光軸

旧軽井沢と軽井沢駅周辺相互の観光機能の向上を図る骨格として、旧軽井沢と軽井沢駅を結ぶ沿道を観光流動の主軸となる観光軸として位置づける。

③交通流動軸

軽井沢町を通過するだけの自動車交通を円滑に処理し、快適で安全な地域生活軸と観光軸を実現するため、上信越自動車道や碓氷バイパスと佐久・小諸方面などの周辺地域を連絡する東西方向と北軽井沢方面の南北方向に交通流動軸を配置する。

3) 自然環境軸・水と緑のネットワークの形成

自然環境を単なる景観物として保全するだけでなく、より多くの人が自然と接し身近に感じるものとするため、「自然環境軸」と「水と緑のネットワーク」の形成を図り、周辺も含めた環境形成に努める。

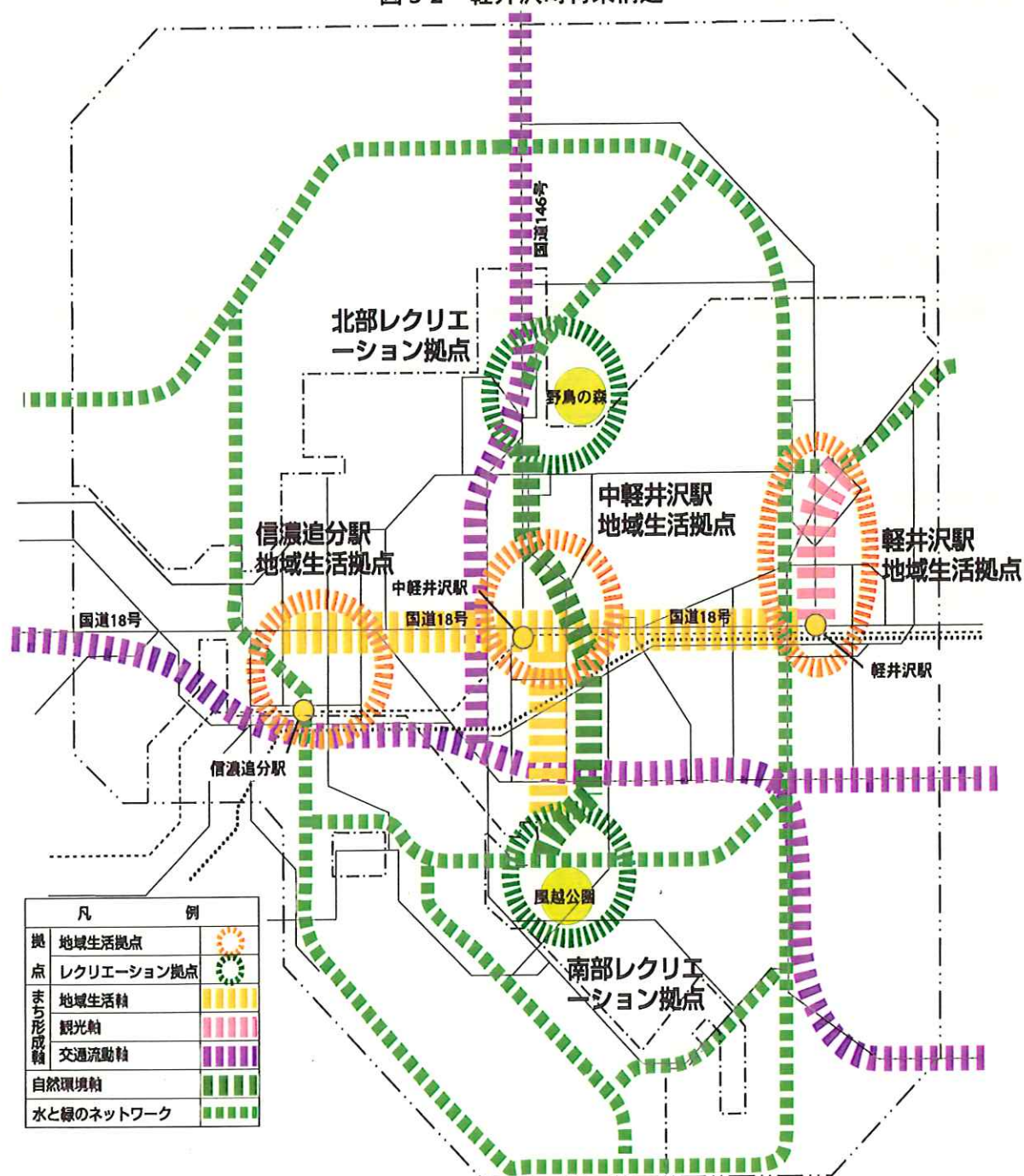
①自然環境軸

湯川を2つのレクリエーション拠点を相互に結ぶ自然環境軸として位置づけ、レクリエーションの場とするとともに、湯川周辺に残された貴重な動植物などの自然環境の保全を図り、軽井沢町の自然環境共生のシンボリックな軸とする。

②水と緑のネットワーク

泥川や矢ヶ崎川、信濃路自然歩道や見晴台遊覧歩道、林道などを活かして、町内を結ぶ「水と緑のネットワーク」の形成を図り、サイクリングや日常的な憩いの場、レクリエーションの場として位置づける。

図3-2 軽井沢町将来構造



(2) 緑の基本理念

軽井沢町の豊かな自然環境は良好な国際保健休養地を形成しており、この自然環境を背景として、「常住者」、「別荘者」、「観光客」の三者がさまざまな活動をしている。「常住者」は保健休養を目的に訪れる別荘者と観光客に質の高いサービスを提供することを生業としており、「別荘者」は別荘での読書や散策を楽しみ、時にはテニスやゴルフをして快適な保健休養生活を過ごしている。また、「観光客」は良好な保健休養地としての環境に触れるために訪れ、軽井沢町の歴史・文化に触れて、さらにテニスなどのスポーツを楽しんでいる。

この活動を支えているのは、「豊かな自然環境」であり、これがなければ「国際保健休養地：軽井沢」はあり得ないと考えられる。すなわち、軽井沢町の「豊かな自然環境＝緑」は、道路、水道、電気等と同じように、軽井沢町にとって重要な基盤でとなっている。

そのため、まちの将来像「豊かな自然環境に囲まれた国際保健休養地：軽井沢」を維持し、より質的な向上を図るため、軽井沢町の緑に関する基本理念を「軽井沢町の緑＝国際保健休養地：軽井沢を実現するための最も重要な基盤」と定め、魅力ある個性的な緑のまちづくりを推進していくものとする。

軽井沢町緑の基本計画の基本理念

軽井沢町の緑＝豊かな自然環境に囲まれた国際保健休養地軽井沢を実現するための最も重要な基盤

2. 基本方針

一般的に緑地は下に示すような効果があり、概ね4つの効果に分類できる。したがって、この4つの分類にしたがい、緑の基本理念「軽井沢町の緑＝豊かな自然環境に囲まれた国際保健休養地軽井沢を実現するための最も重要な基盤」に基づいた軽井沢町の緑に関する基本方針を次のように設定する。

表 3-1 緑地の効果

環境保全効果	都市形態規制誘導効果 地域生態系保全効果 微気候調節効果 公害防止緩衝効果 視線誘導、遮へい効果	環境保全系統の緑地
利用効果	レクリエーション効果 教育効果	レクリエーション系統の緑地
防災効果	災害防止効果 避難効果	防災系統の緑地
心理的效果	審美的効果 自然感享受効果 精神的リラックス効果	景観構成系統の緑地

（１）緑は軽井沢町を支える最も重要な基盤として保全する

軽井沢町周辺の広大な緑地は町の骨格であるとともに、常住者、別荘者、観光客の生活の背景となっていることから、軽井沢町を支える最も重要な基盤と位置づけて保全していく。

また、この広大な緑地は、多くの野生動物に生息場所を提供する重要な自然環境となっているため、自然生態の保全の視点から骨格となる緑地をつなぎ、より豊かな自然環境の維持を図っていく。

（２）常住者、別荘者、観光客の多様な余暇活動を支える公園をつくる

風越公園には体育館や多目的グラウンドをはじめとしたスポーツ施設があり、常住者の健康維持と子どもの体力増強のため多くの利用者がいる。塩沢湖周辺の美術館や追分宿にある堀辰雄文学記念館など町内に多く分布する歴史文化施設が余暇活動の場として多くの別荘者や観光客に利用されている。また、自然指向の高まりにより野鳥の森や湯川の河川敷の利用者も増えている。

このような余暇活動の多様化に対応するため、体系的に公園を整備していくとともに、湯川などの河川によって公園をネットワークし、利用を促進していく。

（３）安全なまちを支える緑を守り、創出する

軽井沢町は災害の少ない所であるが、過去の実績から浅間山が噴火すると大きな被害が想定できる。浅間山のすそ野に広がる広大な緑地は、火砕流の速度を抑えて避難の時間的余裕を生み出してくれるものと考えられる。また、この緑地は急傾斜地において、がけ崩れや土砂の流出を防止して水害の被害からまちを守っている。そのため、これらを安全なまちを支える緑地として保全していく。

また、災害の発生時のために、多様な避難経路と安全な避難地を用意しておく必要がある。軽井沢町では、地域防災計画に基づいて災害時の円滑な避難・救護活動を予め計画しているが、それに加えて、多様な避難経路と十分なオープンスペースを確保するため、幹線道路沿道の緑化や広い公園を体系的に配置していく。

（４）保健休養地軽井沢にふさわしい風景を整える

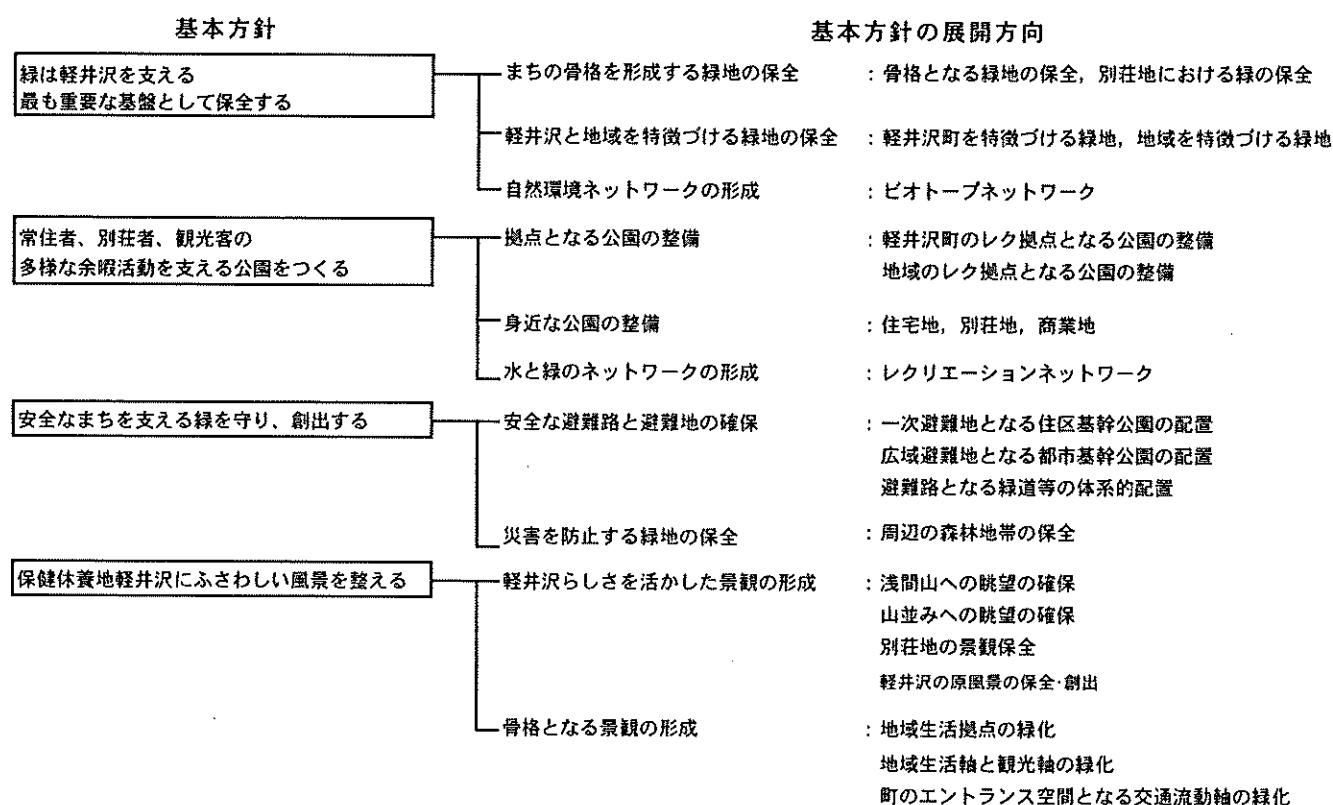
保健休養地の風景の重要な景観要素となっている別荘の屋敷林や発地・杉瓜周辺の広大な田園風景を軽井沢町の郷土景観を構成する緑地と位置づけて保全していく。また、軽井沢町の元々の風景は草地であったことから、平坦地の人工草地を軽井沢町原風景を現在に残している緑地と位置づけて保全していく。

また、北陸新幹線や上信越自動車道の整備により、以前より気軽に軽井沢へ来る人が増えると予想されるため、人が多く集まる軽井沢駅周辺などの広域交通の結節点や国道18号沿道などの地域生活軸において、軽井沢町らしい景観形成を図る。

3. 施策の体系

「基本方針」に基づいた軽井沢町における公園緑地の主要施策の展開方向を「第4章 緑地の配置方針」をもとに整理すると次のとおりであり、今後は、この基本方針の展開方向に沿って公園緑地の施策を定めていくものとする。

図3-3 公園緑地の基本方針の展開方向



第4章 緑地の配置方針

第2章で抽出した「(1) 環境保全系統」、「(2) レクリエーション系統」、「(3) 防災系統」及び「(4) 景観構成系統」ごとの緑地について配置方針を検討する。

1. 環境保全系統配置方針

(1) まちの骨格を形成する緑地の保全

1) 骨格となる緑地の保全

軽井沢町の骨格を形成している要素として、経済社会活動の骨格となっている幹線道路等のほかに軽井沢町を取り囲む森林地帯があげられる。

住民意向調査¹において、常住者では44%、別荘者では73%の人が「軽井沢町の発展方向」として「自然豊かなまち」と回答しており、どちらも最も多くの人々が回答している。この「自然豊かなまち」を形成する最も重要な基盤となっているのが広域の森林地帯から連続する緑地と考えられる。

そのため、これらの軽井沢町を取り囲む緑地や離山、風越山等のまちを区切る緑地を国際保健休養地としての環境を形成する骨格として位置づけ保全維持していくものとする。

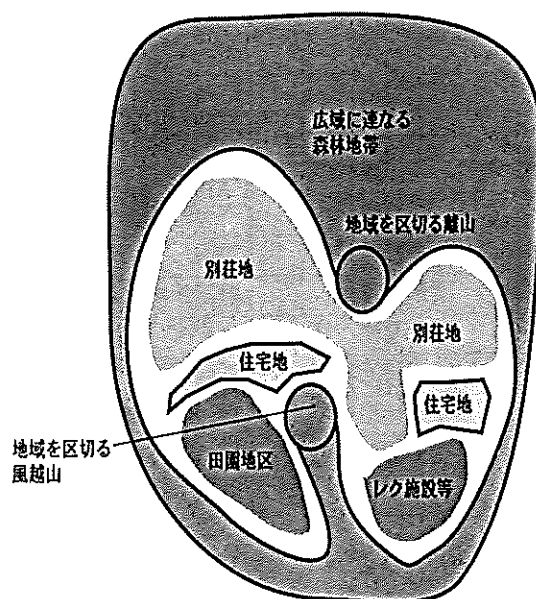
2) 別荘地における緑の保全

かつて草地を主体とした植生であった場所に別荘地開発とともに落葉松等が植林され、現在は周辺の森林地帯と区別できないほどの地理的形態となっている。

住民意向調査の「軽井沢町の将来土地利用」において、常住者では「現在のままでよい」(28%)と回答した人が最も多くなっている。また、別荘者では「住宅地、別荘地などの開発を規制する」(38%)、「現在のままでよい」(32%)と回答しており、両者とも現在の環境を維持するため土地利用の大きな変化を望んでいないと考えられる。

このような意向をふまえて、別荘地の緑を国際保健休養地としての環境を形成する骨格として位置づけ保全維持していくものとする。

図 4-1 まちの骨格を形成する緑地パターン



1. 軽井沢町都市計画マスタープラン策定における意向調査で、常住者、別荘者及び観光客を対象として実施されたものである。

(2) 軽井沢と地域を特徴づける緑地の保全

1) 軽井沢町を特徴づける緑地

住民意向調査で出された「保全したい場所」として上位を占めたのは、「三笠通り」、「旧軽井沢別荘地」、「雲場池周辺」、「追分宿周辺」、「旧碓氷峠」及び「野鳥の森」等である。軽井沢を特徴づける要素としては、旧軽井沢別荘地に代表される「別荘地」、追分宿周辺、旧碓氷峠の歴史性をもつ地区及び野鳥の森に代表される「自然環境」から構成されていると考えられる。

いずれの要素も「緑豊かな～」や「自然の中の～」といった言葉で形容されるように、周辺の緑地が重要な役割を果たしている。

したがって、これらを軽井沢町を特徴づける要素と一体となった緑地として保全維持していくものとする。

2) 地域を特徴づける緑地

「保全したい場所」のベスト 20 を地域別にみると表 4-1 とおりである。これらの場所では、周辺の緑、沿道の緑、公園の緑及び農地や山並みの緑等が一体となってその場の雰囲気構成している。そのため、これらを地域を特徴づける場所の緑地として保全維持していくものとする。

表 4-1 地域別保全しておきたい場所

	常住者		別荘者	
1	雲場池周辺	東部地域	三笠通り	東部地域
2	三笠通り	東部地域	旧軽井沢別荘地	東部地域
3	追分宿周辺	西部地域	雲場池周辺	東部地域
4	旧軽井沢別荘地	東部地域	野鳥の森	中部地域
5	旧碓氷峠	東部地域	追分宿周辺	西部地域
6	離山	中部地域	碓氷峠遊覧歩道	東部地域
7	湯川	中部地域	旧軽街道周辺	東部地域
8	碓氷峠遊覧歩道	東部地域	万平通り	東部地域
9	旧軽街道周辺	東部地域	千ヶ滝地区の別荘地	中部地域
10	1000m 林道	西部地域	旧碓氷峠	東部地域
11	プリンス通り	東部地域	南原地区の別荘地	東部地域
12	旧三笠ホテル・愛宕山周辺	東部地域	万平ホテル	東部地域
13	長倉公園	中部地域	南ヶ丘地区の別荘地	東部地域
14	千ヶ滝地区の別荘地	中部地域	離山	中部地域
15	発地・茂沢の田園風景	南部地域	旧三笠ホテル・愛宕山周辺	東部地域
16	白糸の滝	その他	ロイヤルプリンス通り	中部地域
17	矢ヶ崎公園	東部地域	雲場ノ池通り	東部地域
18	ロイヤルプリンス通り	中部地域	1000m 林道	西部地域
19	小瀬林道	中部地域	信濃路自然歩道	その他
20	塩沢湖周辺	南部地域	湯川	中部地域

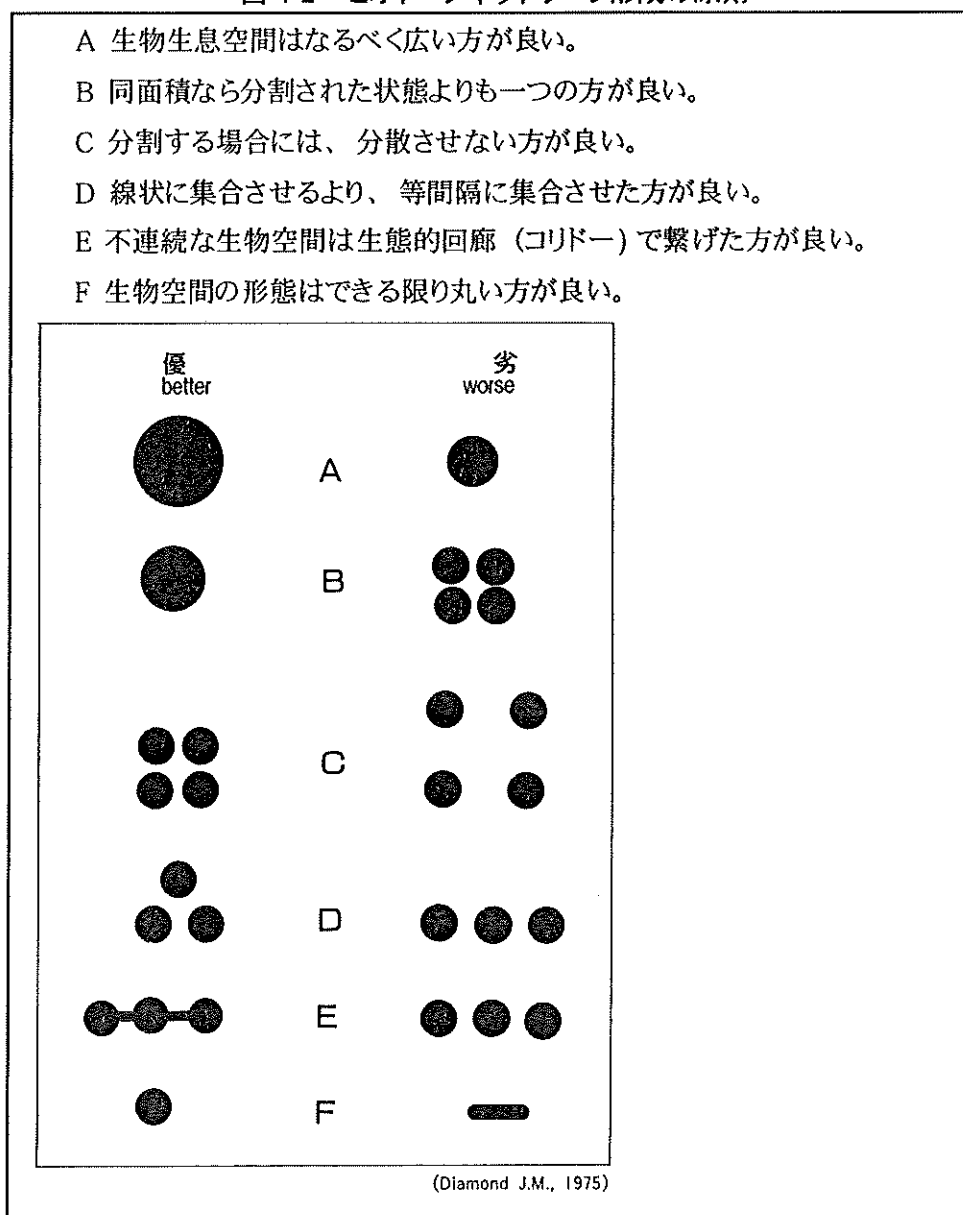
(3) 自然環境ネットワークの形成

サル、クマ等の出没回数の増加をふまえると、近年軽井沢町周辺の生態系が変化してきている考えられる。これらは人為的要因によることが多く、今後も軽井沢町が自然豊かな国際保健休養地でありつづけていくためには、人間と生物の適切な関係を維持していく必要がある。

そのために、それぞれの動物の生息地としての森林地帯を保全していくとともに、動物の移動経路や隠れ場所を確保し良好な生態系を維持するために自然環境ネットワーク（ビオトープネットワーク）を形成していくものとする。

植物も含めた生物全てについて詳細な調査を行い軽井沢町の自然構造を明らかにした上で、本来の生態系を保全・復元することは不可能に近いことである。そのため動植物生息地の形態や配置等に関し、次の原則をふまえることが最も効率的であると実証的研究によって明らかにされており、国際自然保護連合（IVCN.1980）によって提唱されている。

図 4-2 ビオトープネットワーク形成の原則



この原則をふまえて、軽井沢町の自然環境ネットワークを次のように配置する。

- ・核となる面的なビオトープとして北部森林地帯と南部森林地帯の保全を図り、相互に繋ぐ。
- ・回廊として野鳥の森と風越山の間では湯川を位置づけ、風越山と八風山の間では丘陵地の緑地を位置づけて保全を図る。
- ・湯川については中間地点に保全緑地や小公園を配置して、良好な動植物の種の交流を確保していく。

図 4-3 自然環境ネットワークの形成イメージ

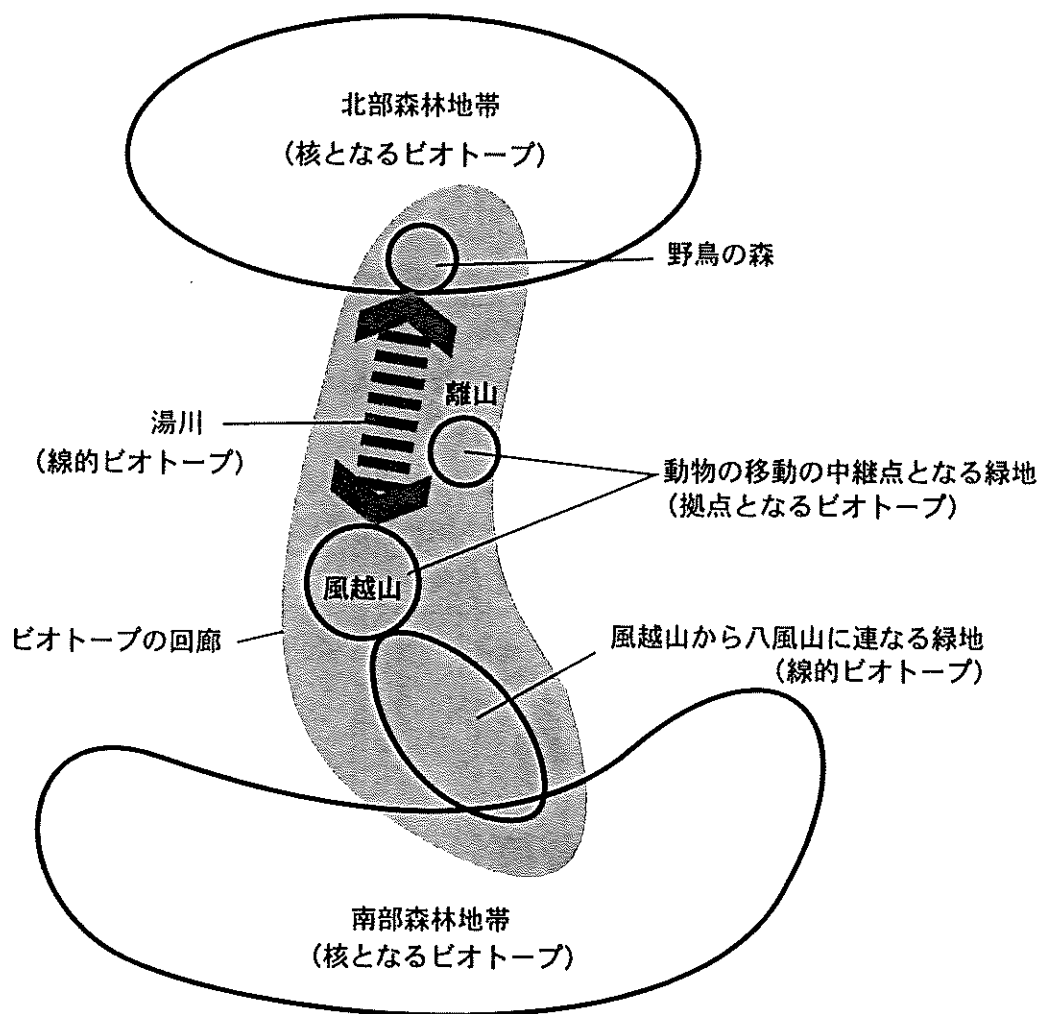
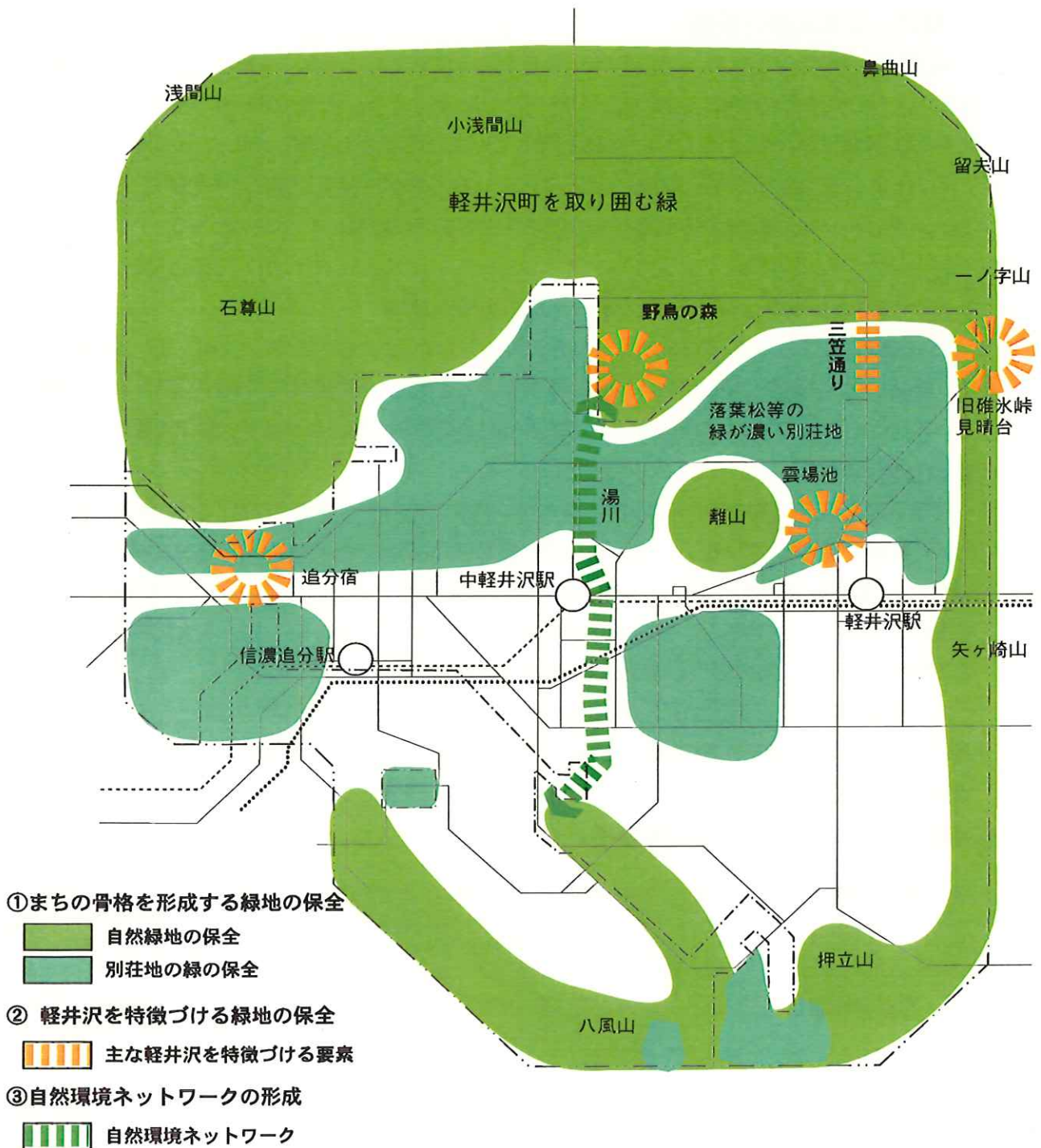


図4-4 環境保全系統の緑地配置方針図



2. レクリエーション系統配置方針

(1) 拠点となる公園の整備

軽井沢町が国際保健休養地であるといった特色ある地域であるため、常住者、別荘者及び観光客全ての人びとの利用を想定しておくことが求められている。また、現在の経済社会情勢をふまえると、できる限り利用効率が上がるように公園を配置していくことも必要とされている。

そのため、軽井沢町全域を対象としたレクリエーション拠点となる公園を町中央部に、地域の人びとのレクリエーション拠点となる公園を3つの地域生活拠点に配置していくものとする。

1) 軽井沢町のレクリエーションの拠点となる公園の整備

公園緑地に関する意見・要望のうち「軽井沢町のあるがままの自然を残していく」といった要望が多く、整備された公園をつくるよりも、あるがままの自然を残し、まち全体を公園としていくことが望まれている。したがって、軽井沢町全体を公園化するための活動の場となる拠点公園を配置していく。

①拠点公園の配置

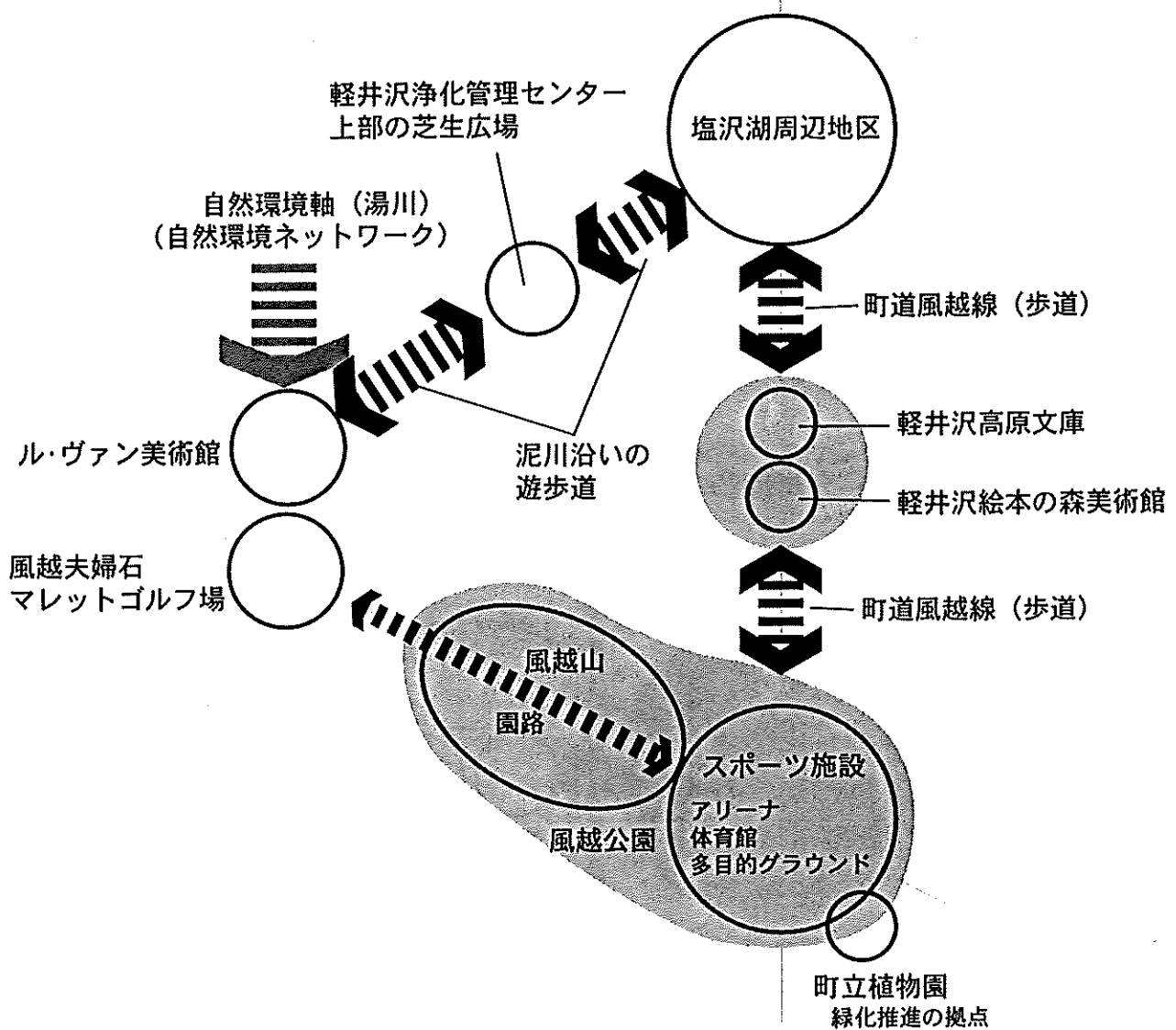
常住者の「軽井沢町のスポーツレクリエーション施設」に対する満足度は低く、40歳代以降の年代の人に不満が多くなっている。一方、別荘者が将来軽井沢町に定住するために必要とされる社会条件のうち「公園緑地の整備」、「スポーツレクリエーション施設の充実」に比べて「文化・芸術施設の充実」を上げた人が多くなっている。このように常住者と別荘者では公園やレクリエーション施設の内容に対する要望が異なり、町の拠点となる公園には多様な機能が求められている。

この多様な要望に応えるために、常住者を対象とした質の高いスポーツレクリエーション施設があり、近くには文化・芸術施設が多く立地している風越公園を町の拠点公園と位置づけ、周辺の文化・芸術施設等と一体となった南部レクリエーション拠点の形成を図るものとする。

②南部レクリエーション拠点の整備イメージ

- ・ 風越公園： 長野オリンピックで使用した質の高い施設を活かして、軽井沢町のスポーツレクリエーションの拠点とする。また、町道風越線西側の風越山は散策等の静的レクリエーションゾーンとして整備を進める。
- ・ 町立植物園： 軽井沢町の緑化推進拠点として、町内の草花を紹介、緑化に対する意識向上等の啓発とともに、緑化ボランティアの活動の場として機能の充実を図る。
- ・ 軽井沢浄化センター上部： 施設の上部を風越公園の機能を補完する芝生広場として一般利用に開放する。
の芝生広場
- ・ 遊歩道ネットワーク： 町道風越線の歩道、湯川や泥川の管理用道路、農道等を活かして、風越公園、塩沢湖周辺地区、ル・ヴァン美術館、風越夫婦石マレットゴルフ場を相互に結ぶ遊歩道ネットワークの形成を図る。

図 4-5 風越公園を中心とした南部レクリエーション拠点の整備イメージ



2) 地域のレクリエーション拠点となる公園の整備

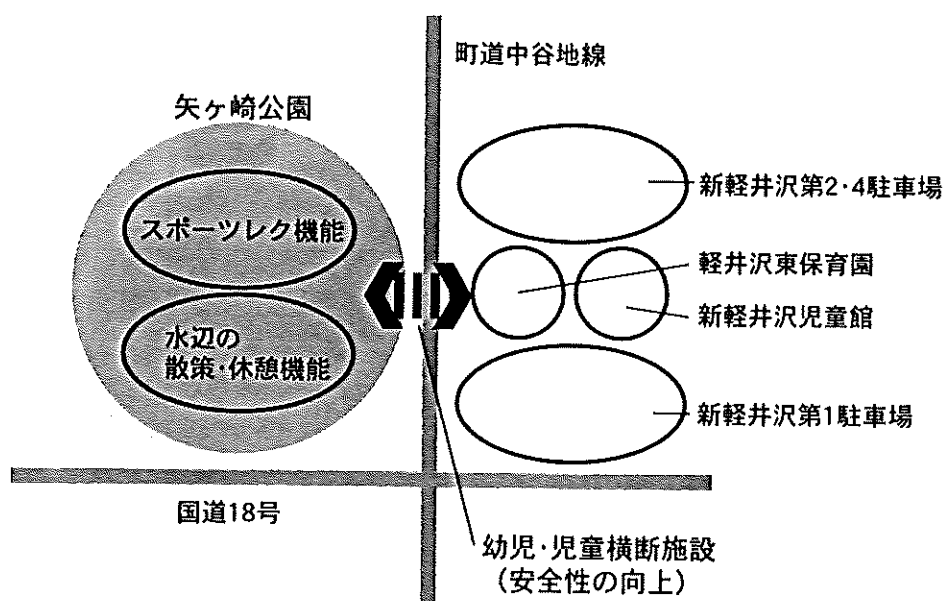
常住者に比べて別荘者は「公園・広場・子供の遊び場」や「スポーツレクリエーション施設」に対する不満が少ない。これは、別荘者が主に利用するのはゴルフ場等の民間レクリエーション施設であり、公共施設としての公園を利用する機会が少ないためと考えられる。

このような状況をふまえて、地域におけるレクリエーション拠点については常住者を主な利用者として、生活の中心となる地域生活拠点に配置する。

① 軽井沢駅地域生活拠点

- ・既存の矢ヶ崎公園（地区公園）を地域のレクリエーション拠点となる公園として機能充実を図る。
- ・矢ヶ崎公園周辺では夏期の観光シーズンに大型観光バスの通行があるため、隣接する軽井沢東保育園や新軽井沢児童館の幼児・児童が安全に矢ヶ崎公園を利用できるよう横断施設の充実を進めていく。

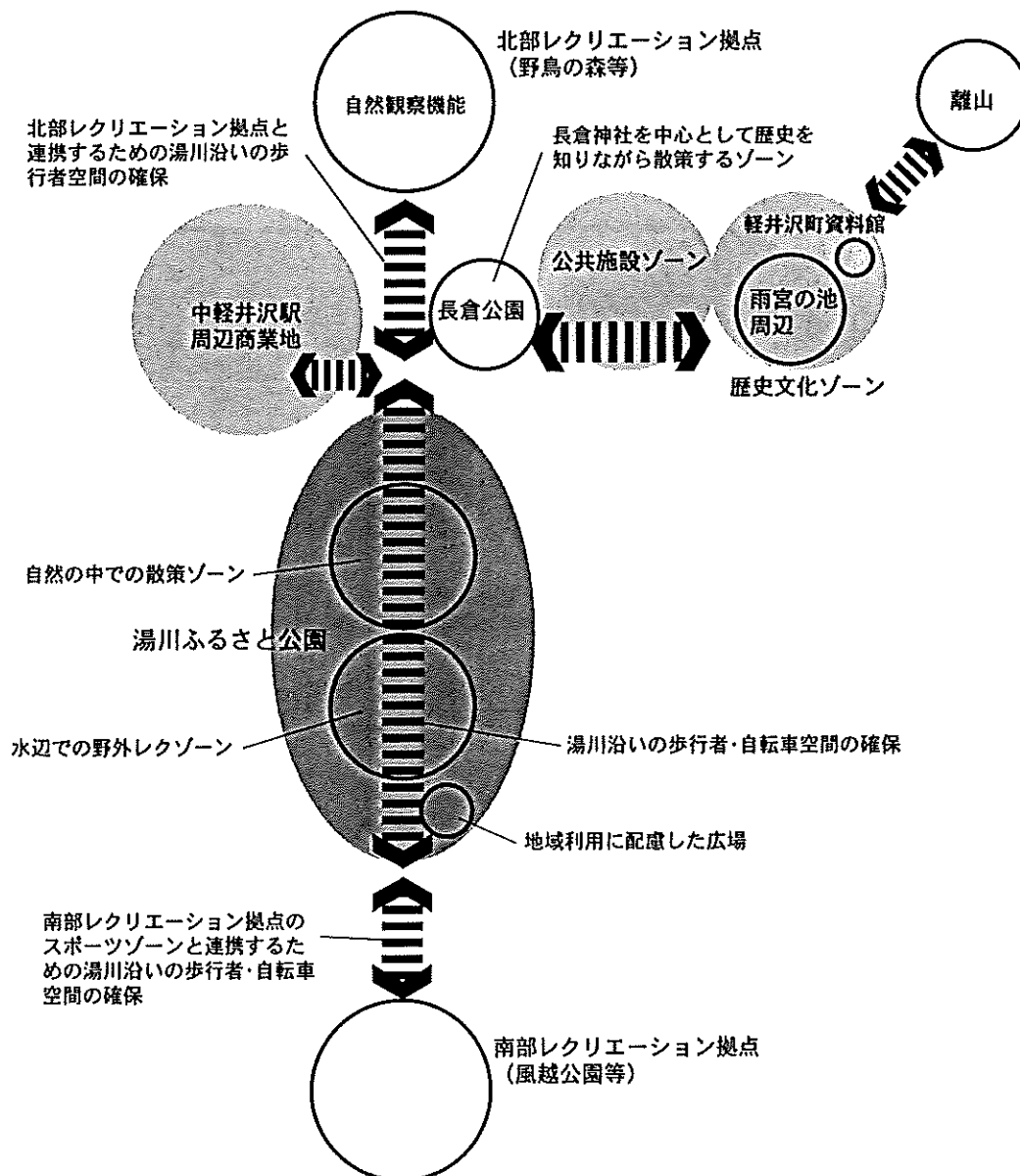
図 4-6 軽井沢駅生活拠点の中心となる公園の整備イメージ



② 中軽井沢駅地域生活拠点

- ・近隣公園として長倉公園が開設されているが、規模的にも地域のレクリエーション拠点となる公園として十分な機能が配置されていないのが現状である。そのため、現在整備が予定されている「湯川ふるさと公園」や町有地であり由緒ある雨宮の池周辺との連携により、地域のレクリエーション拠点となる公園整備を進める。
- ・近接する公共施設ゾーンや中軽井沢駅周辺商業地を訪れる人びとの利用を想定して、散策・休憩機能や野外レクリエーション機能を中心とした公園整備を進める
- ・この地域のスポーツレクリエーション機能については南部レクリエーション拠点の風越公園を利用するものとして、湯川沿いの遊歩道によりネットワーク化を進める。

図 4-7 中軽井沢駅生活拠点の中心となる公園の整備イメージ

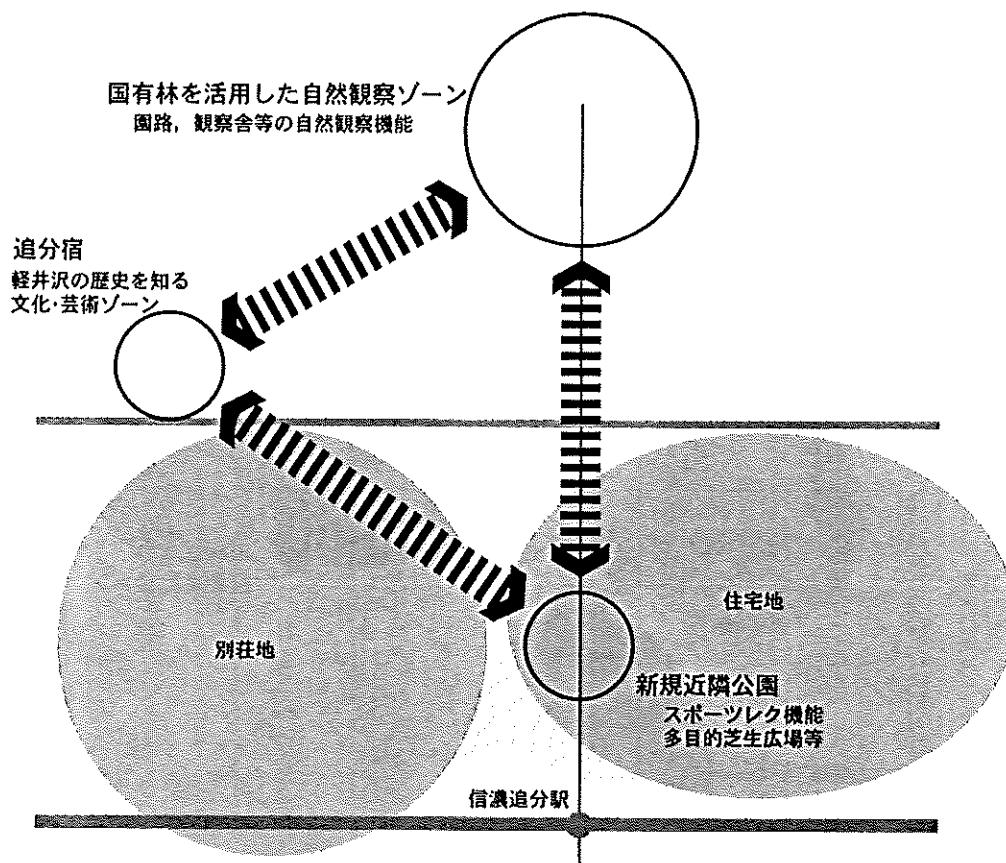


③ 信濃追分駅地域生活拠点

現在、軽井沢西部地域には、地域全体を対象とした公園は開設されていない。そのため、将来の人口増加をふまえて信濃追分駅周辺に近隣公園の新規整備を推進する。

1000m 林道北側の国有林を活用した自然観察ゾーンの形成を図り、新規近隣公園及び歴史的環境ゾーンである追分宿の3つを相互に遊歩道ネットワークにより結び、一体の公園として整備を推進する。

図 4-8 信濃追分駅地域生活拠点の中心となる公園の整備イメージ



(2) 身近な公園の整備

常住者の「公園等の整備状況」についての不満が多くなっている。「不満足」が20～40歳代で40%以上を占めており、特に「30～40歳代」では過半数を超えている。これは子供を持つ常住者のための公園や遊び場が少ないためと考えられる。また、軽井沢中部地域、軽井沢南部地域及び大日向地区において、今後の重点施策として「公園の充実」をあげる人が多くを占めており、身近な公園の整備が望まれている。

そのため居住者が多い地区又は多くなると予想される地区に、子供の遊び場や高齢者の散策等の日常的レクリエーションに対応した街区公園を配置し整備を進める。

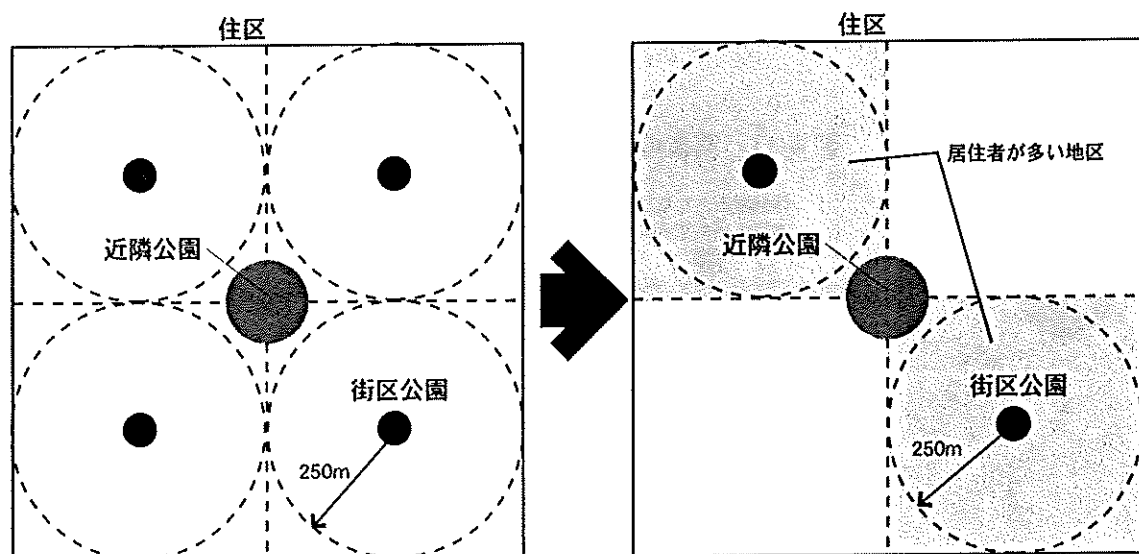
①住宅地

身近な公園の配置は、交通量が多い幹線道路を横断しないで利用できるように誘致圏域を設定して、誘致圏域内の居住者構成に合わせて公園規模を算定することが一般的である。

しかし、軽井沢の住宅地は別荘地と同様に敷地が大きく、住宅建物分布にゆとりがある。そのため、身近な公園を誘致距離250mで配置することは効率的でなく、偏りが生じる可能性があると考えられる。また、現在身近な公園として児童遊園（児童福祉法に基づく公園厚生施設の一つ）が数多く開設されているが、児童遊園の1箇所当たりの規模が小さく十分な機能を果たすには至っていないのが現状である。

そのため、軽井沢町の住宅地において居住者が多い地区又は多くなると予想される地区に、1箇所当たり2500m²を標準とした街区公園を配置するとともに、近接する児童遊園との間に遊歩道を整備して連携を強化していくものとする。また、軽井沢南部地域の田園地区においても居住者の多い地区に、1箇所当たり2500m²を標準とした身近な公園を配置していくものとする。

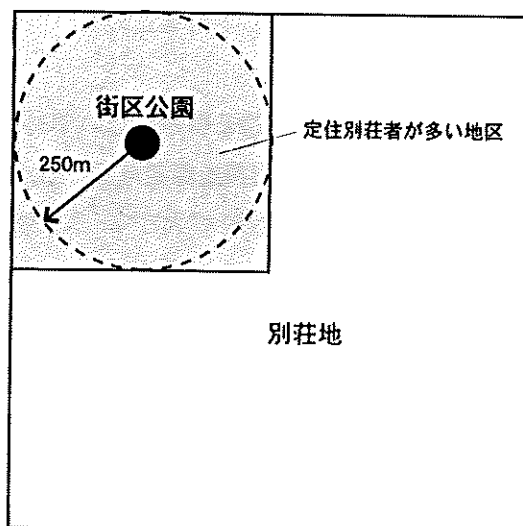
図4-9 住宅地における街区公園の配置イメージ



②別荘地

増加が予想される別荘定住者を対象とした身近な公園については、ゆとりのある別荘敷地や緑豊かな別荘地内の道路が街区公園が担うべき児童・高齢者のための日常的レクリエーションの場としての機能を併せ持っており、別荘定住者の分布や年齢構成等の状況を明らかにした上で、適宜配置していくものとする。

図 4-10 別荘地における街区公園の配置イメージ

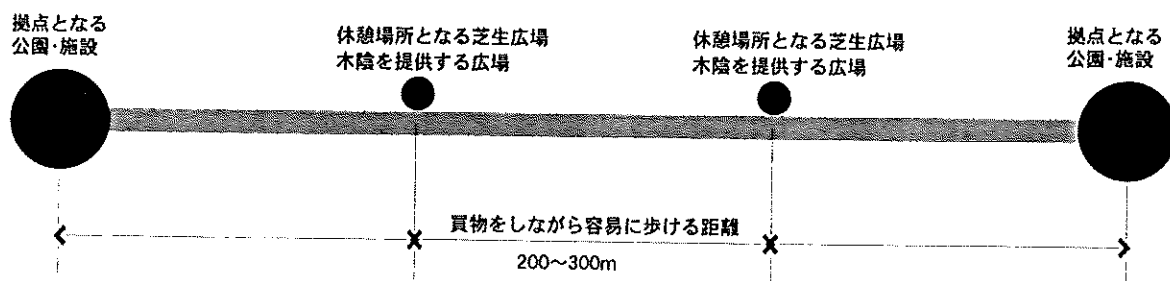


③商業地

旧軽井沢地区や町内の各駅前の商業地には多くの観光客が集まり賑わいをみせている。商業地には諏訪ノ森公園や狩野公園が開設されており、別荘者、観光客の休息の場として利用されている。

したがって、芝生広場と木陰を提供する植樹等により、夏期では木陰に入れば涼しいといった軽井沢の気候を活かした親しみのある公園づくりを推進していくものとする。

図 4-11 商業地における公園配置のイメージ



(3) 水と緑のネットワークの形成

湯川等の河川沿いの道の整備に対する要望に応じて、軽井沢町都市計画マスタープランの「まちの将来構造」において「水と緑のネットワーク」を位置づけている。

現在のレクリエーションネットワークとしては、主に観光客を対象として平坦地においてはサイクリングコースが、北部森林地帯においてはハイキングコースが設定されており多くの利用者がある。サイクリングコースは、幹線道路に併設された自転車専用道路、比較的交通量の少ない別荘地内道路、町道及び農道等によって構成されている。ハイキングコースについては、信濃自然歩道、小瀬林道及び三笠通り等の町道により構成されており、北部森林地帯にある名勝地「白糸の滝」や野外レクリエーションとなっている「野鳥の森」、「軽井沢レクの森」を巡るコースとなっている。

また、公園緑地に対する要望は、湯川や千ヶ滝に至る川を代表とする「川沿いの遊歩道」、周辺森林地帯における「ハイキング道」の整備に関するものに分けられる。

このような状況をふまえて、水と緑のネットワークを以下のように形成させる。

①軽井沢町全域を対象としたレクリエーション拠点である風越公園と地域のレクリエーション拠点となる公園の連携を図り、公園相互の機能の補完と利用効率を高めるために、南部レクリエーション拠点と各地域生活拠点をむすぶ3つのルートを配置する。

- ・軽井沢駅地域生活拠点： 矢ヶ崎公園
 - ・精進場川、泥川沿いの歩行者空間の充実
 - ・主要地方道下仁田軽井沢線の歩道、自転車専用道路の維持管理
- ・中軽井沢駅地域生活拠点： 長倉公園
湯川ふるさと公園
雨宮の池周辺
 - ・湯川ふるさと公園としての湯川沿いの歩行者空間の充実
- ・信濃追分駅地域生活拠点： 新規近隣公園
追分宿周辺地区
自然観察ゾーン
 - ・町道借宿発地線の歩道整備又は裏側の農道へのルート設定
 - ・湯川沿いの歩行者空間の充実

②地域生活拠点と北部森林地帯を連絡して多様なレクリエーション活動の場を提供するルートを配置する。

〔南北方向のネットワーク〕

- ・軽井沢駅地域生活拠点～旧碓氷峠見晴台：
 - ・精進場川沿いの歩行者空間の充実
 - ・見晴台遊覧歩道の維持管理
- ・中軽井沢駅地域生活拠点～軽井沢レクの森：
 - ・小瀬林道の維持管理
- ・信濃追分駅地域生活拠点～石尊山：
 - ・石尊山登山道の維持管理

〔東西方向のネットワーク〕

- ・信濃路自然歩道：
 - ・三笠通りから東側と峰の茶屋から西側の整備推進

③軽井沢町全域を対象としたレクリエーション拠点である風越公園と南部森林地帯を連絡して多様なレクリエーション活動の場を提供するルートを配置する。

〔南北方向のネットワーク〕

・主要地方道下仁田軽井沢線：

・歩道、自転車専用道路の維持管理

・発地川、茂沢川：

・川沿いの歩行者空間の充実

〔東西方向のネットワーク〕

・妙義荒舟スーパー林道：

・ルート設定と維持管理

図 4-12 水と緑のネットワーク形成のイメージ

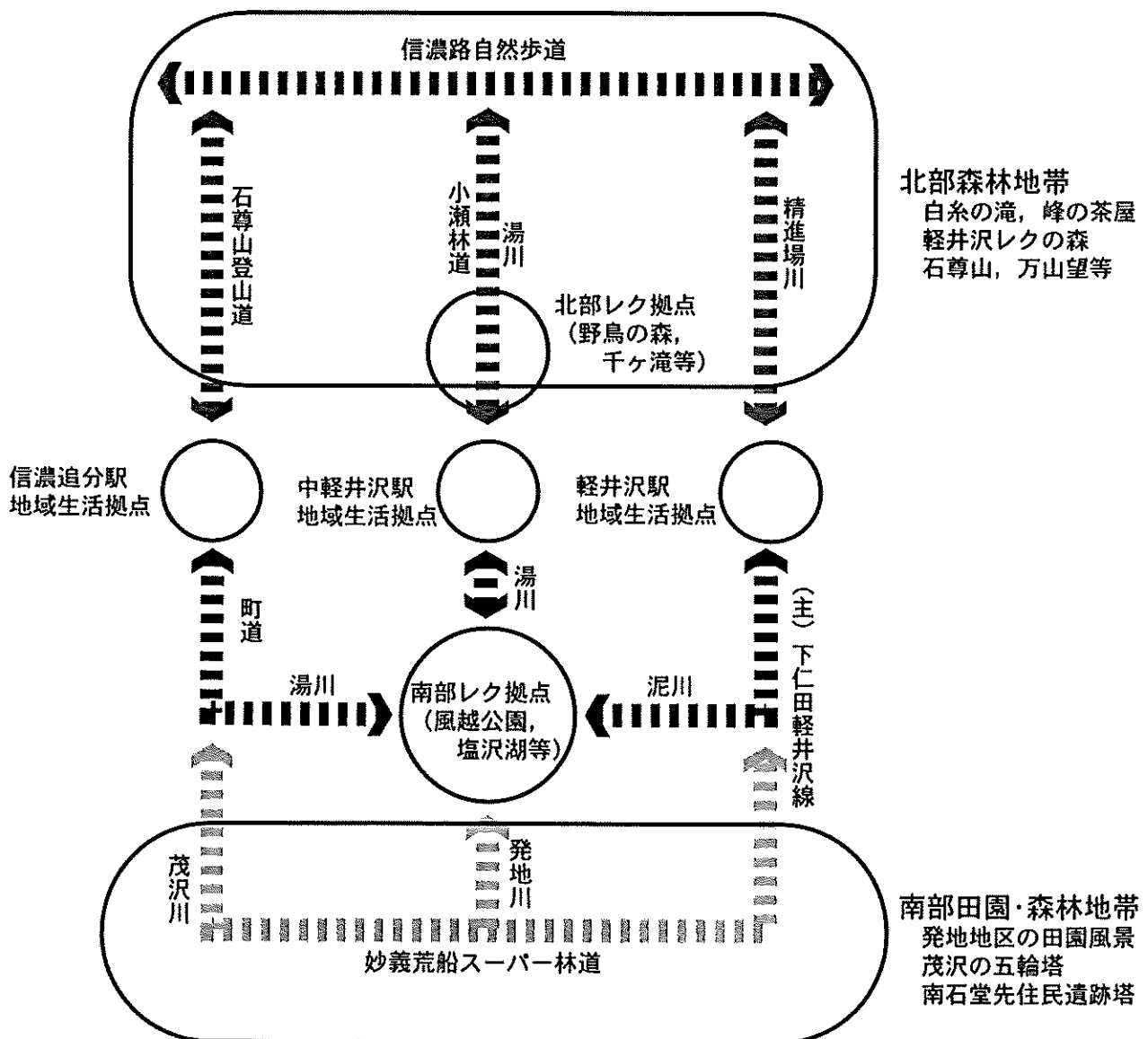
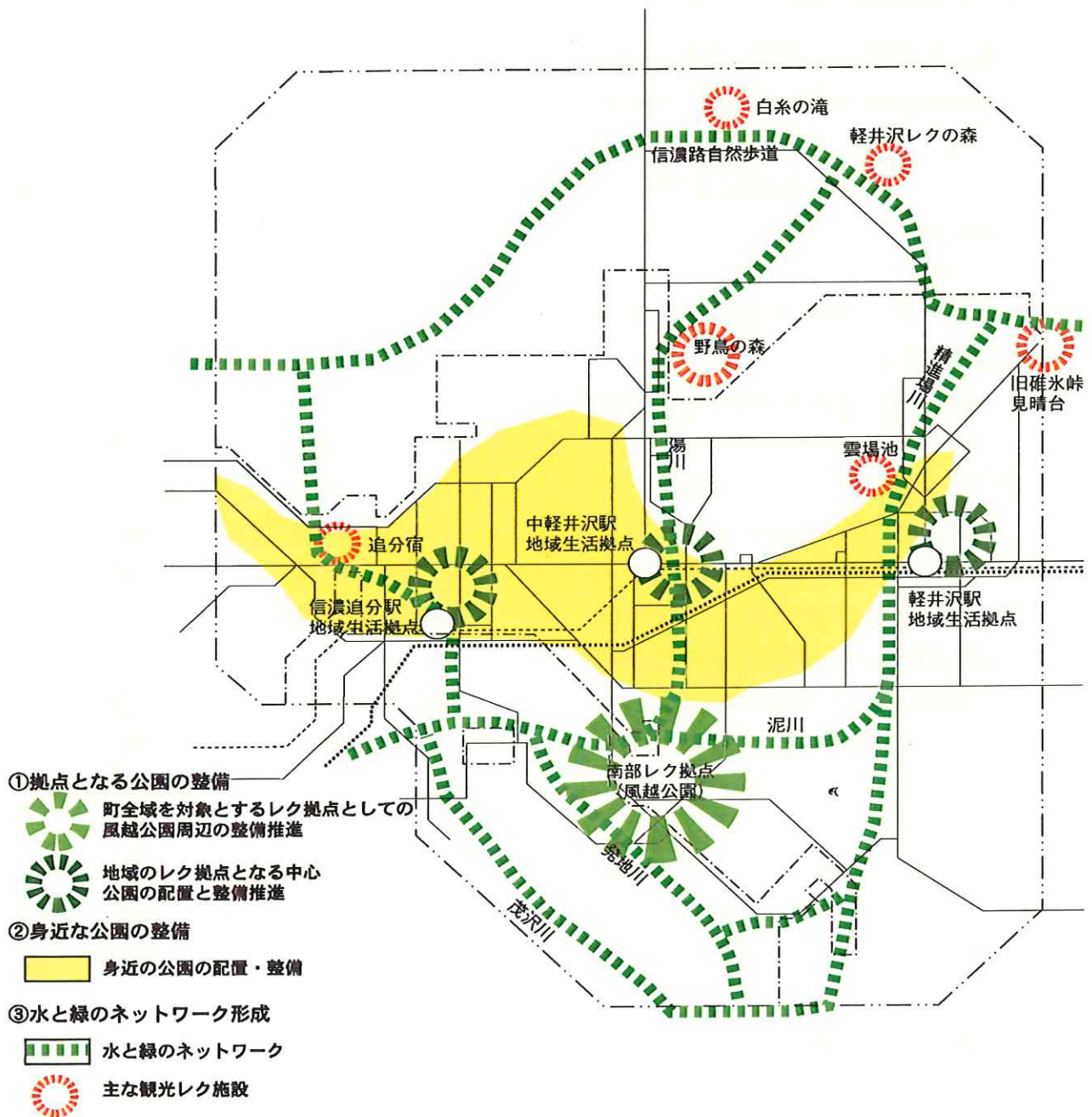


図 4-13 レクリエーション系統の緑地配置方針図



3. 防災系統配置方針

(1) 安全な避難路と避難地を確保する

公園や緑地は災害時に避難地や避難路としての役割を果たす防災機能を持っており、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災の時に公園が避難地として利用された。

一方で、「軽井沢町地域防災計画」では、軽井沢町において想定されている主な災害として、地震と浅間山の火山災害があげられており、災害時の対応策として公園等公共施設が避難地として指定されている。

そこで、防災系統配置方針では、地域防災計画との整合性を図りながら、防災の観点から公園緑地のあり方を検討する。

1) 一次避難地となる住区基幹公園の配置

一次避難地は最終避難地への集合拠点であり、物資の配給等の救護活動の拠点として防災的に多様な役割を果たすもので、一次避難地としては住区基幹公園のほか小中学校等が対象となる。

したがって、「軽井沢町地域防災計画」において避難地に指定されている諏訪ノ森公園、矢ヶ崎公園、長倉公園、狩野公園及び風越公園（風越公園は広域避難地でもある）等の公園に加えて、軽井沢西部地域の新規近隣公園を一次避難地として活用できるように整備を推進していく。

2) 広域避難地となる都市基幹公園の配置

広域避難地は災害時の最終避難地となり、防災拠点の機能も併せ持つものである。広域避難地としては都市基幹公園、地区公園等が対象となり、高齢者や児童が徒歩約1時間で到達できる概ね2km以内に市街地外の安全な場所に避難できない地域（避難困難地域）において計画的に配置するものである。

軽井沢町の用途地域内において避難困難地域はないが、大規模な公園は被災者の緊急輸送のためのヘリポート、野外応急収容施設の設置等の広域防災拠点としての機能を併せ持っていることから、軽井沢町全域の中心となる風越公園（総合公園）を防災拠点として活用できるように充実整備を推進する。

3) 避難路となる緑道等の体系的配置

避難路は広域避難地等の安全な場所へ通じる幅員15m以上の道路及び幅員10m以上の緑道が対象となる。

軽井沢町においては、災害時の安全拠点となる地域生活拠点を連絡する地域生活軸及び各地区と防災拠点となる風越公園を連絡する幅員15m以上の幹線道路を位置づけ、火災等から避難者を守る街路樹等の整備を推進する。また、災害時に多様な避難経路を確保するため、水と緑のネットワークのうち幅員10m以上の遊歩道を安全な避難路として活用できるように整備を推進する。

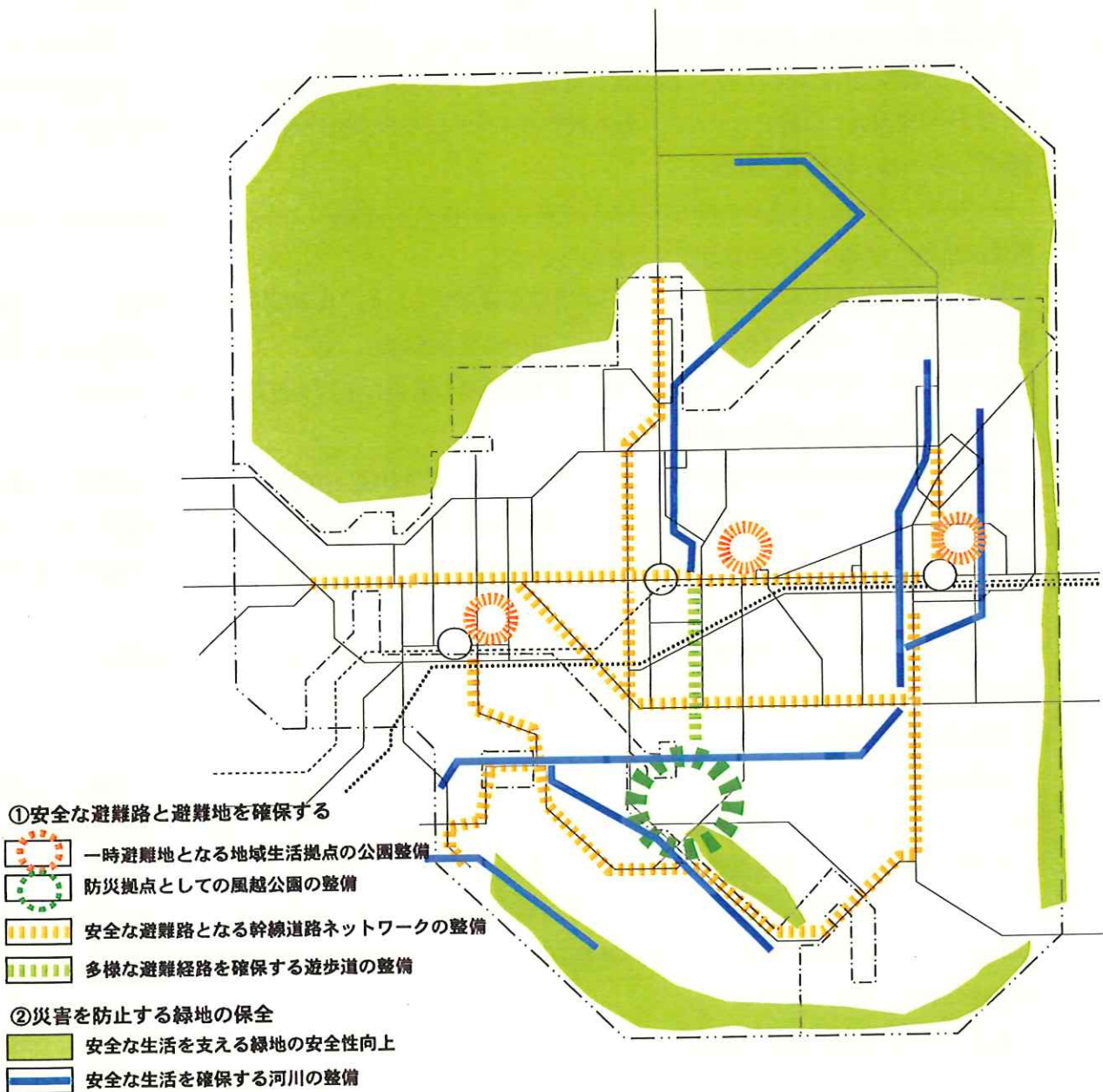
(2) 災害を防止する緑地の保全

緑地は土砂崩壊や土砂流出を未然に防ぎ、災害の拡大を防止する役割を担っている。

軽井沢町においては周辺の森林地帯に急傾斜地や河川の危険箇所が多くあり局地的な災害の発生が心配される。そのため周辺森林地帯に指定されている保安林及びその周辺の緑地の維持保全を図っていくものとする。また、水害を未然に防止するため、湯川などの河川改修を推進するとともに、新

たな開発にあたっては雨水の流出を調整して下流地域の浸水を未然に防止する緑地の保全を図っていくものとする。

図4-14 防災システムの緑地配置方針図



4. 景観構成系統配置方針

(1) 軽井沢らしさを活かした景観の形成

1) 浅間山への良好な眺望の確保

住民意向調査において、常住者では 44%、別荘者では 73%の人が「軽井沢町の発展方向」として「自然豊かなまち」と回答しており、どちらも最も多くの人々が回答している。また、「都市計画マスタープラン懇談会」においても、「浅間山の美観を活かす計画的な樹林の整備」に対する要望があり、「まちづくり交流会」の提言のなかに「軽井沢町のシンボルである浅間山について、眺望の良い場所を選ぶコンクール」の提案もある。

そのため、浅間山の眺めの前景となる別荘地の緑の保全や近景としての常住市街地の良好な景観形成を進め、浅間山への良好な眺望を確保していく。

特に、主要地方道下仁田軽井沢線からの眺望を確保するため、街路樹の高さや間隔についても配慮するとともに、前景となるゴルフ場や離山の緑の保全を進める。また、女街道から眺める浅間山の前景となるゴルフ場や広々とした農地景観及び周辺建物の屋根の形状や色彩に配慮するものとする。

2) 山並みへの良好な眺望の確保

軽井沢町の景観は緑地を基調としており、町のどこからでも山並みが眺められることが景観の特徴となっている。また、離山、風越山及び押立山は各地域のランドマークであり、離山は国道 18 号の、風越山は県道豊昇茂沢中軽井沢停車場線と町道風越線の、押立山は主要地方道下仁田軽井沢線のアイストップとなっている。

そのため、軽井沢町を取り囲む緑地や離山、風越山、押立山等のまちを区切る緑地を、町のどこからでも眺められる山並みとして良好な眺望を確保していくものとする。

3) 別荘地の景観保全

住民意向調査で出された「保全したい場所」のベスト 20（表 4-1 参照）のなかに、「旧軽井沢別荘地」、「千ヶ滝別荘地」、「南原別荘地」及び「南ヶ丘別荘地」があげられており、これらの別荘地は軽井沢町を印象づける国際保健休養地としての景観を構成していると考えられる。

そのため、別荘敷地の樹林が張り出した別荘地内道路からの緑の景観を維持していくとともに、他の周辺地区からの眺望の対象としても、植栽の位置や樹種の指定等により国際保健休養地としての良好な緑の景観を保全していく。

4) 軽井沢の原風景の保全・創出

「まちづくり交流会」の提言のなかに「軽井沢町の原風景は草地であり、陽が当たって明るく、夏に涼しいというのが特徴であったが、現在は樹林が大きくなりすぎて、堀辰雄や立原道造の頃の風景が失われてしまっている。明治から昭和時代初期の頃の軽井沢町の原風景を思い起こすことができるような風景を形成していくことも必要である。」といった提案がある。

そのため、軽井沢町の原風景である草地景観を残す発地地区から杉瓜地区にかけての農地を保全するとともに、落葉松や樅等の大きくなる樹種だけでなく、場所ごとに特徴のある樹種とし、軽井沢町の原風景の創出を進めていくものとする。

(2) 骨格となる景観の形成

1) 地域生活拠点の緑化

住民意向調査において、「住宅・別荘周辺の街並みの美しさ」に対する評価は、常住者の45%が、別荘者の60%の人が「満足」と回答している。また、「改善して欲しい場所」として、「旧軽井沢商業地」、「軽井沢駅周辺商業地」及び「中軽井沢駅周辺商業地」があげられており、別荘地にくらべて住宅地や商業地における街並み景観の整備が望まれている。

そのため、各地域生活拠点において電線類の地中化や沿道の建物や屋外広告物の意匠・色彩の統一等の街並み景観の整備とともに、うるおいのある景観形成をめざして、街路樹等の公共空間の緑化や生垣等の宅地内緑化を推進する。

表 4-2 地域別改善して欲しい場所

	常住者		別荘者	
1	国道18号	全地域	旧軽井沢商業地	東部地域
2	軽井沢駅～旧軽井沢	東部地域	軽井沢駅～旧軽井沢	東部地域
3	プリンス通り	東部地域	旧軽井沢地区	東部地域
4	旧軽井沢ロータリー周辺	東部地域	旧軽井沢ロータリー周辺	東部地域
5	旧軽井沢商業地	東部地域	国道18号	全地域
6	国道146号	中部地域	プリンス通り	東部地域
7	軽井沢駅周辺地区	東部地域	国道146号	中部地域
8	軽井沢中学校前踏切	中部地域	軽井沢駅周辺地区	東部地域
9	離山線	東部地域	町営駐車場	東部地域
10	湯川	中部地域	高速インター～軽井沢	東部地域
11	町営駐車場	東部地域	中軽井沢駅周辺地区	中部地域
12	国道18号バイパス	全地域	別荘地	全地域
13	雲場池	東部地域	国道18号バイパス	全地域
14	中軽井沢商業地	中部地域	千ヶ滝西区	中部地域
15	中軽井沢駅周辺地区	中部地域	中軽井沢地区	中部地域
16	中軽井沢駅	中部地域	1000m 林道	西部地域
17	旧軽井沢地区	東部地域	軽井沢中学校前踏切	中部地域
18	新幹線の側道	全地域	中軽井沢商業地	中部地域
19	中軽井沢地区	中部地域	追分宿	西部地域
20	矢ヶ崎公園	東部地域	国際射撃場	南部地域

2) 地域生活軸と観光軸の緑化

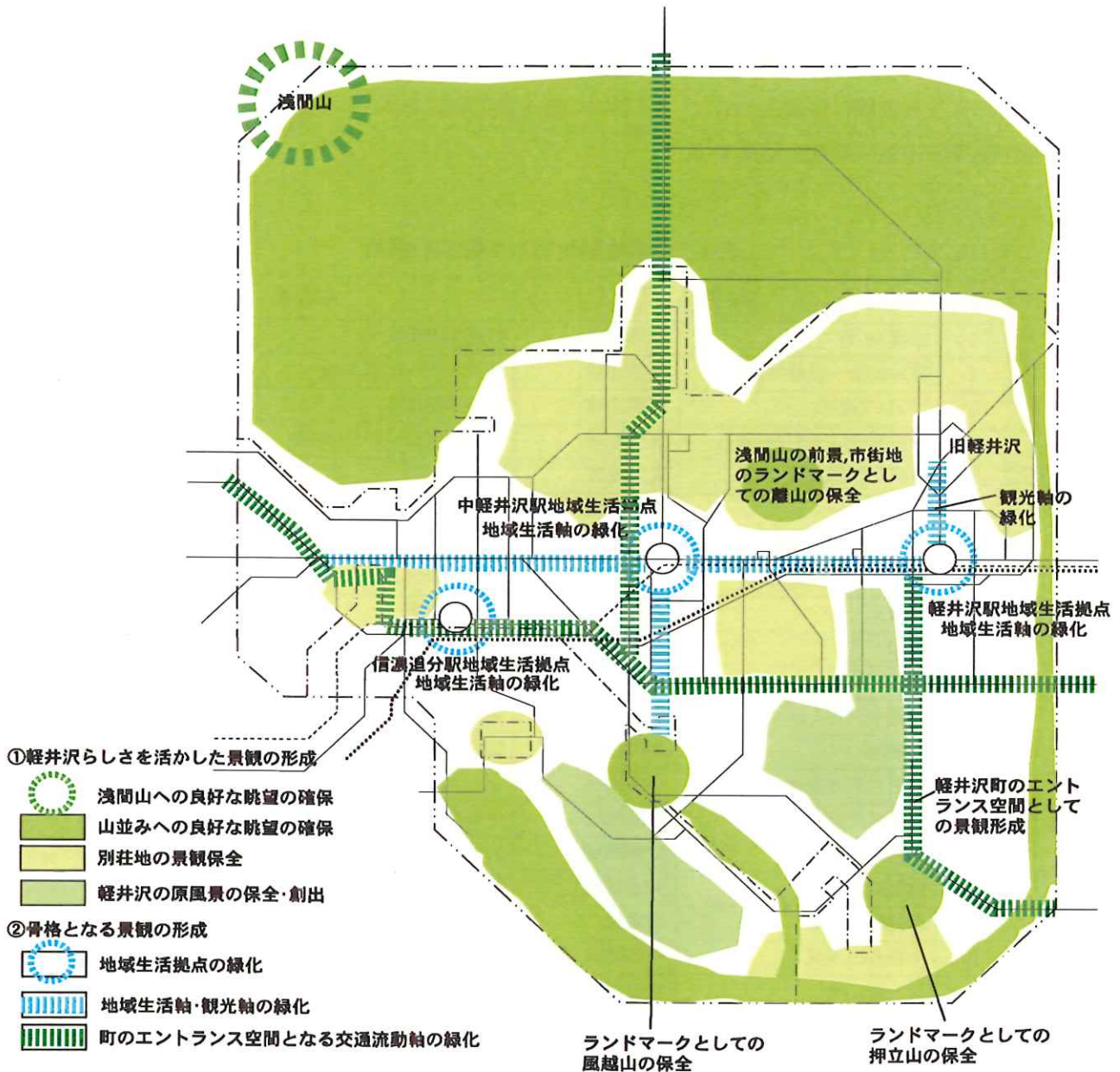
地域生活拠点の緑化を推進するとともに、地域生活軸や観光軸における沿道商業地の良好な景観形成と快適な歩行者空間を創出するため沿道の緑化を推進する。

3) 町のエントランス空間となる交通流動軸の緑化

軽井沢町へのエントランス空間である交通流動軸は、軽井沢町を訪れ、通過する人が「軽井沢」を感じる場所である。「都市計画マスタープラン懇談会」等の要望に「緑であふれ、軽井沢を感じる緑の創出」があげられている。

そのため、碓氷軽井沢インターチェンジに接続している主要地方道下仁田軽井沢線、東西方向の国道18号バイパス及び南北方向の国道146号において、保健休養地軽井沢を印象づける緑の濃い風景を創出することをめざして、沿道の緑化を推進する。

図4-15 景観形成系統の緑地配置方針図



5. 総合的緑地配置の方針

4 系統の緑地配置方針を総合的にふまえて、基本方針に沿っているかを次の視点から再検討し、総合的な配置方針図を作成する。

＜総合的な緑地配置方針の検討の視点＞

- ・国際保健休養地の最も重要な基盤としての緑地が十分に確保されているか。
- ・全町的な公園緑地系統（パークシステム）として成り立つような均衡ある配置となっているか。
- ・まちの将来像に位置づけられている骨格的な緑地が配置されているか。
- ・動植物の生態系を保全し、各緑地を有機的に機能させることによって緑の豊かさを実感できるまちづくりを実現する緑のネットワークが形成できるか。
- ・各地域の緑地の充足度を十分に配慮し、均衡あるまちの環境が形成されるようにバランスに配慮した配置となっているか。
- ・「常住者」、「別荘者」及び「観光客」の緑に対する意向・要望をふまえ、これらが反映された配置となっているか。

（1）緑は軽井沢町を支える最も重要な基盤として保全する

1）軽井沢町を縁取り、区切る緑地の保全

まちを縁取る浅間山から鼻曲山、碓氷峠、八風山を経由して茂沢周辺に至る山並と、まちを区切り直接眺望できる離山、風越山及び押立山などの山並を軽井沢町の基盤として保全を推進するとともに、「野鳥の森」と「風越山」間を結ぶ湯川沿いの緑地を自然環境ネットワーク（ビオトープネットワーク）として保全を推進する。

湯川沿いの自然環境ネットワークは「湯川ふるさと公園整備事業」により整備を進め、周辺の自然林を保全して自然環境の観察の場とするとともに、居住エリア内においては公園施設を配置してレクリエーション利用に供する緑地とする。

2）別荘地の緑の保全

「軽井沢町は全体が公園である」といった印象は、緑の濃い別荘地が大きな要因と考えられる。そのため、旧軽井沢地区等の「保全しておきたい場所」としてあげられた緑の濃い別荘地を軽井沢町の緑地の一部として保全方策を推進する。また、別荘地の緑は、まちのシンボルである浅間山の眺望の前景として保全していくとともに、新規別荘地開発においても十分な緑地量を確保していく。

（2）常住者、別荘者、観光客の多様な余暇活動を支える公園をつくる

1）軽井沢町の緑の拠点となる公園をつくる

①軽井沢町の緑の拠点となる風越公園の整備推進

質の高い運動施設が整備されている風越公園一帯は、周辺に立地する文化施設やレクリエーション施設とのネットワークにより南部レクリエーション拠点として形成させ、スポーツレクリエーション機能を主体とした整備を推進する。

また、公園西部の風越山は居住エリアから直接眺望できる緑地となっていることから、麓の泥川と一体的に自然環境を活かした静的レクリエーションの場として整備を推進する。

②地域の中心となる公園の配置と整備の推進

地域の中心となる公園は、日常生活において憩いの場を提供し、地域活動の拠点としての機能を果たし、災害時には避難場所となる。そのため、各地域生活拠点に地域の中心となる公園を配置し整備を推進する。

2) 多様な日常生活に対応した公園をつくる

街区公園は子供や高齢者の利用を対象としているため、日常生活に密着した利便性の高い配置としていくことが必要である。そのため、居住エリアの人口の多い地区においては、誘致距離 250m を基準にサービスする配置とし整備を推進する。また、用途地域外の人口が多い地区においても、身近な公園をコミュニティの拠り所となっている神社などと一体的に配置し、日常的な利用とともに地区の祭りスペースとして利用できるなど多目的な公園として整備を推進する。

3) 水と緑のネットワークの形成

上信越高原国立公園内に点在するレクリエーション施設相互の利用効率を高めるため、信濃路自然歩道や湯川及び石尊山登山道を活かして、水と緑のネットワークの形成を図る。なお、上信越高原国立公園内の自然緑地は野生動物の生息地でもあり、水と緑のネットワークの形成にあたっては、自然生態系に十分配慮していくものとする。

また、健康的な生活志向の高まりにより余暇の過ごし方や目的が、身近な自然とのふれあいを求めたものへと移行している。そのため、湯川、精進場川、泥川、発地川や茂沢川などの河川を活かして水と緑のネットワークの形成を図り、体系的に配置された公園利用の利便性を向上させる。

(3) 安全な町を支える緑を守り、創出する

1) 災害時に安全な場所へ行ける道をつくる

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災では、幹線道路とともに緑地や緑道が避難者の通行路として重要な役割を果たしていた。そのため、災害時における多様な避難経路として水と緑のネットワークを活用できるように配置する。

2) 災害時に常住者、別荘者、観光客の生命を守るオープンスペースをつくる

救援活動の拠点としては、町の緑の拠点となる風越公園のほかに地域の中心となる近隣公園、地区公園を地域の防災の拠点として活用できるように公園を配置する。

(4) 保健休養地軽井沢にふさわしい風景を整える

1) 郷土の歴史・文化と結びついた緑地の保全

旧三笠ホテルなどの文化財や史跡の周辺は緑の濃い自然緑地や別荘地となっているが、そのほとんどが民地であることから、緑地が喪失してしまう可能性がある。そのため、周辺地権者との十分な調整のもとに保全方策を講じていく。また、歴史国道整備事業が進められている追分宿地区では、建造物の復元・修復とともに、周辺の緑の保全や創出を推進し、地区全体で歴史的景観の形成をめざす。

2) 軽井沢町固有の草地景観をのこす

軽井沢町原風景である草地景観を残す発地地区から杉瓜地区にかけての農地を保全する。農地の保全に当たっては、農業生産という農地本来の機能の維持が前提となるため、農業施策との十分な調整を図りながら草地景観を残していく。

草地景観を永続的に残すために、レクリエーション施設内において、建物などの施設の建設にあたっ

ては、施設事業者との十分な調整を図っていく。また、自然地のまま残されている部分については緑地保全地区などの指定も視野に入れた調整を図っていく。

3) 地域特性に対応した身近な緑を増やす

①住宅地

別荘地と比べて居住エリアの緑地量は少ないため、居住エリア全体の緑地量を増やしていくことをめざす。緑化の方策としては、小中学校などの公共施設の緑化を推進しそれを波及させて地区計画などにより生け垣や庭木の植栽などの整備を促進していく。また、居住エリア内には樹齢の長い大木があり、中軽井沢地区にはケヤキの大木が地区のランドマークともなっている。これらの大木を保存していく仕組みづくりを推進していく。

②商業地

商業地では、夏期に木陰を作り出す街路樹や買物客が休憩するための小広場など商業活性化策と連携して緑を増やしていく。

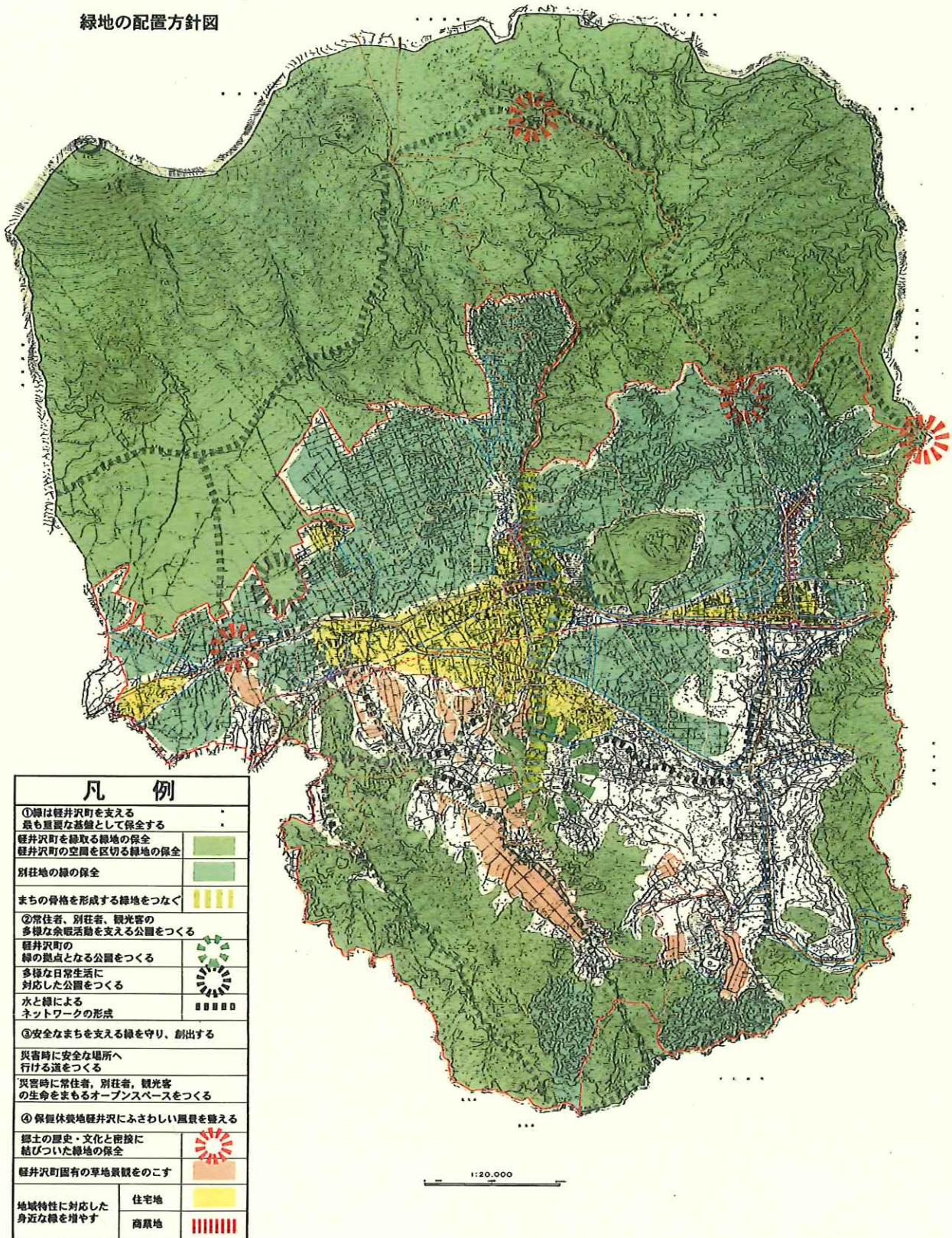
図 4-16 緑地の配置方針と主な緑地

緑地の配置方針	主な緑地	
緑は軽井沢町を支える最も重要な基盤として保全する 軽井沢町を緑取る緑地の保全	町北部の都市計画区域外国有林 東部、南部の樹林地	
軽井沢町の空間を区切る緑地の保全	麓山 八風山から風越山に続く樹林地	
別荘地の緑の保全	樹林地に近い別荘地	
まちの骨格を形成する緑地をつなぐ	湯川と周辺緑地(湯川都市緑地)	
常住者、別荘者、観光客の多様な余暇活動を支える公園をつくる 軽井沢町の緑の拠点となる公園をつくる 多様な日常生活に対応した公園をつくる	風越公園、浄化管理センター 地域の中心となる公園 身近な公園	地区、近隣公園：軽井沢東部、中部、西部の各地域 (軽井沢南部地域：風越公園を位置づける) 街区公園、運動場、児童遊園、湯川都市緑地
水と緑のネットワークの形成	河川と周辺緑地 林道 幹線道路などの歩道	湯川、泥川、矢ヶ崎川などの川 信濃路自然歩道、小瀬林道など (主) 下仁田軽井沢線、地域連絡道路など
安全なまちを支える緑を守り、創出する 災害時に安全な場所へ行ける道をつくる 災害時に、常住者、別荘者、観光客の生命を守るオープンスペースをつくる	幹線道路 緑道 避難、救援活動の拠点 地域の防災拠点	15m以上の道路の緑化と沿道緑地の保全 10m以上の緑道の緑化と沿道緑地の保全 風越公園、レクリエーション施設(民間) 地区公園、近隣公園
保健休養地軽井沢にふさわしい風景を整える 郷土の歴史・文化と密接に結びついた緑地の保全 軽井沢町固有の草地景観をのこす 地域特性に対応した身近な緑を増やす	文化財、景勝地 農地(農用地区域) 住宅地 商業地 公共施設ゾーン 大木・巨木	旧三笠ホテル、旧雄水峠見晴台、白糸の滝 追分宿周辺 住宅地、社寺林などの緑 商業地の小広場など 役場、病院等の公共施設の緑化

軽井沢町緑の基本計画

緑地の配置方針図

図 4-14 緑地の配置方針図



第5章 緑地の保全及び緑化の目標

1. 計画フレーム

緑の基本計画の前提となる計画のフレームを設定する。設定の検討にあたっては、「軽井沢町第3次長期振興計画：後期計画（平成10年～平成14年）」及び「軽井沢町都市計画マスタープラン」の計画フレームとの整合性を考慮した。設定の考え方は次のとおりである。

- ・保健休養地としての軽井沢町の特性を考慮して、常住者と定住別荘者に区分して計画フレームを設定する。
- ・北陸新幹線による別荘者の定住状況を計画へ反映させることから、現況を平成11年とし中間年次を平成17年及び最終目標年次を平成27年とした。
- ・さらに、少子化による人口増の逓減を考慮しており、常住者人口がピークとなる平成22年時点のフレームも並記した。

(1) 計画対象区域

計画対象区域は都市計画区域とする。

計画対象市町村名	都市計画区域名称	面積
軽井沢町（一部）	軽井沢国際親善文化観光都市計画	8,301ha

(2) 都市計画区域人口の見通し

都市計画区域人口の見通しについては、保健休養地としての軽井沢町の特性から、常住人口と定住別荘人口に区分して設定する。

年次	平成11年 (現況)	平成17年 (中間年次)	平成22年 (参考値)	平成27年 (目標年次)
常住人口	16,052人	17,600人	18,100人	17,900人
別荘定住人口	—	1,900人	2,900人	2,900人
人口	16,052人	19,500人	21,000人	20,800人

(注) 現況人口は、毎月人口移動報告(平成11年10月)による。

(3) 市街地（用途地域指定区域）の規模

軽井沢町は未線引き都市計画区域であるため、市街地は用途地域の規模とする。また、保健休養地としてゆとりのある市街地の形成を目指していることから、計画フレームに対して広い範囲に用途地域が設定されている。そのため、増加人口は現在の用途地域の中で吸収可能と考えられる。

年次	平成11年 (現況)	平成17年 (中間年次)	平成22年 (参考値)	平成27年 (目標年次)
市街地人口	14,638人	18,000人	19,500人	19,500人
市街地の規模	6,288ha	6,288ha	6,288ha	6,288ha
人口密度	2.3人/ha	2.9人/ha	3.1人/ha	3.1人/ha

注) 市街地: 用途地域指定区域内

2. 緑地の確保目標水準

緑地確保目標水準は、都市計画中央審議会の答申等によると将来市街地（用途地域指定区域）面積の概ね 30% 以上とすることが望ましいと考えられる。軽井沢町には保健休養地としての形成過程において緑化が進められてきた経緯があり、現在も豊かな緑の環境を維持するために軽井沢町に関わる人たちの努力が続いている。その結果、平成 11 年現在において、市街地（用途地域指定区域）面積の 33.5%、都市計画区域の面積の 46.7% の緑地が確保されている。

軽井沢町では現在の緑地量を維持していくとともに、必要となる新たな緑地を創出していくことを目標として、将来市街地（用途地域指定区域）に対する目標と都市計画区域に対する目標を次のように設定する。

平成 27 年における 緑地確保目標量	将来市街地面積に対する割合 A	都市計画区域面積に対する割合 B
	概ね 2,148.06ha 34.2%	概ね 3,915.98ha 47.2%

$$A = \frac{\text{将来市街地内の緑地確保目標量}}{\text{将来市街地面積}}$$

$$B = \frac{\text{緑地の確保目標量}}{\text{都市計画区域面積}}$$

3. 都市公園等の施設緑地として整備すべき緑地の目標水準

都市公園等の目標水準としては都市計画中央審議会の答申やこれまでの施策目標の経緯をふまえて、21 世紀初頭を目途に人口 1 人当たり面積 20m² 以上とすることが望ましいとされている。軽井沢町では、保健休養地として多様なレクリエーションに対応した公園を整備してきており、平成 11 年現在において、人口 1 人当たり 84.3m² の都市公園等が整備されている。一方、保健休養地であるため、離山公園などのように施設が少なく地域の風致を維持するための公園も含まれており、それを除くと、人口 1 人当たり 16.5m² となっている。

このような状況と夏期に集中して訪れる人の利用をふまえて、目標年次（平成 27 年）に、都市公園等の施設緑地として整備すべき公園の目標水準として、他の都市の目標値（人口 1 人当たり面積 20m²）の約 5 倍の 104.2m² を確保していくものとする。また、常住人口ベースでも他都市の目標値の約 6 倍の 121.1m² を確保していくものとする。

年 次	平成 11 年 (現況)	平成 17 年 (中間年次)	平成 22 年 (参考値)	平成 27 年 (目標年次)
都市公園	78.3 m ² / 人	74.3 m ² / 人 67.0 m ² / 人	97.5 m ² / 人 84.1 m ² / 人	115.8 m ² / 人 99.6 m ² / 人
都市公園等	84.3 m ² / 人	79.7 m ² / 人 71.9 m ² / 人	102.8 m ² / 人 88.6 m ² / 人	121.1 m ² / 人 104.2 m ² / 人

注) 上段：常住人口 下段：常住人口＋別荘定住人口

表 5-1 都市公園等の整備の長期目標（出典：「都市計画中央審議会答申」平成7年7月）

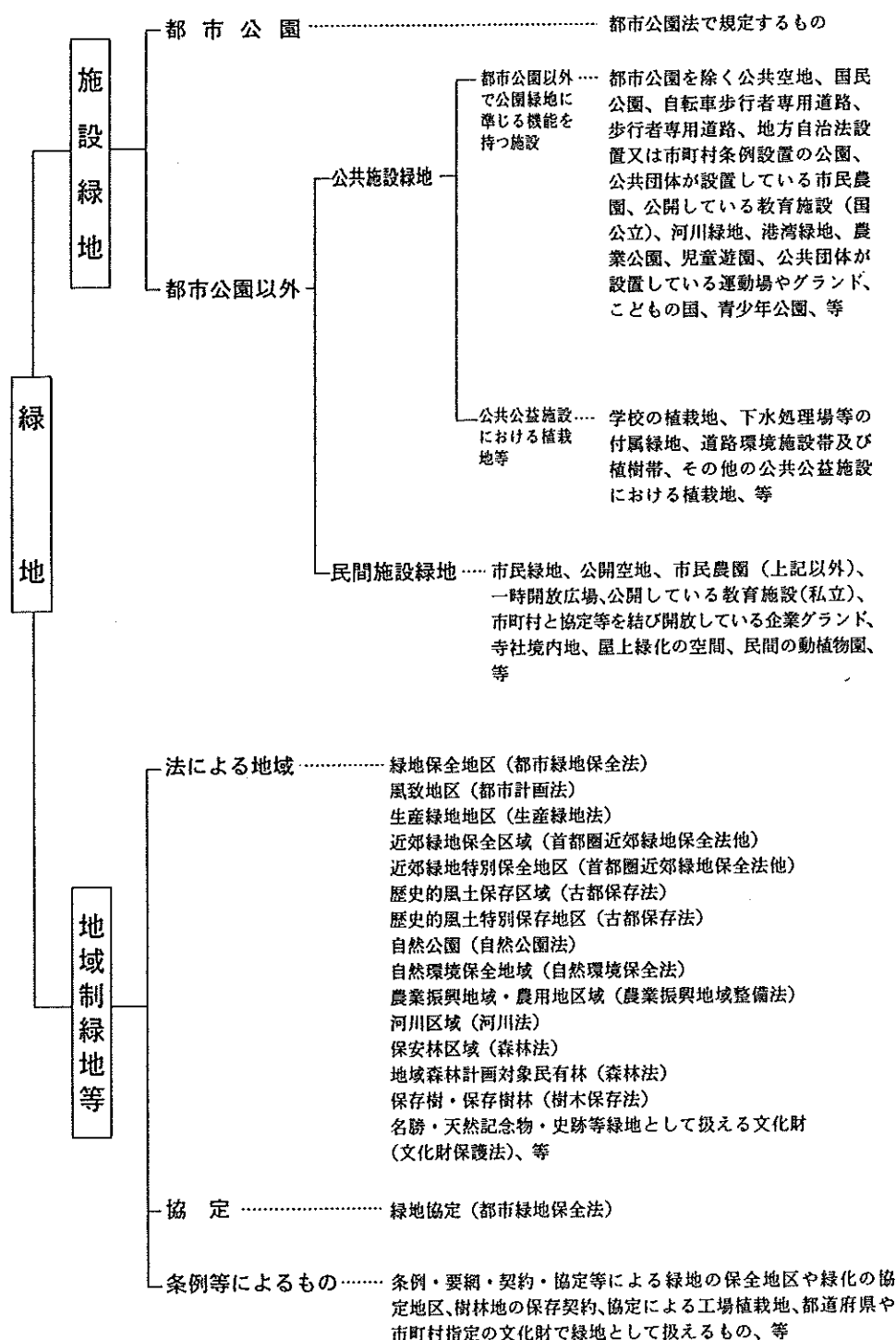
公園種別		21世紀初頭の目標 (㎡/人)
基幹公園	住区基幹公園	4.0
	街区公園	1.0
	近隣公園	2.0
	地区公園	1.0
	都市基幹公園	4.5
	総合公園	3.0
	運動公園	1.5
その他の公園	特殊公園	8.5
	緩衝緑地	
	都市緑地	
	緑道	
	都市林	
大規模公園	大規模公園	3.0
	広域公園	2.0
	国営公園	1.0
都市公園等合計		20.0

第6章 緑地の保全及び緑化の推進のための施策

1. 整備保全する緑地の種類

「第4章 緑地の配置方針」に定める緑地について、実現を図るための施策に関する基本的方針を定める。緑地の役割と施策の関連をわかりやすくするために、図6-1に示す緑地の種類をふまえ、施設緑地と地域制緑地に区分して施策をまとめる。

図6-1 緑地の分類と種類



2. 施設緑地の整備目標及び整備方針

施設緑地については、都市公園と公共施設緑地に区分してまとめる。整備目標と推進方向を示す。

(1) 都市公園

1) 街区公園

常住者を対象として、子どもと高齢者のための身近な公園として整備を推進する。

現在、11箇所の街区公園が都市計画決定されており、9箇所が整備済である。これに加えて、身近な公園として児童遊園が整備されている。この既存公園施設の配置と保健休養地としてゆとりある市街地形成を目指す軽井沢町の将来像をふまえて、居住者が多い地区に10箇所の新規街区公園を配置する。規模は街区公園の標準規模（0.25ha）を確保する。

また、用途地域外の居住エリアのなかで身近な公園がない下発地地区に街区公園を配置し、整備の推進を図る。

表 6-1 街区公園の整備方針

年 次	平成 11 年 (現況)	平成 17 年 (中間年次)	平成 22 年 (参考)	平成 27 年 (目標年次)
街区公園の 整備地区	人口が多い地区 を中心にして、 9 箇所、2.26ha が開設済	成沢地区 古宿地区	鳥井原地区 塩沢地区	離山地区 成沢地区 中軽井沢南地区 (2 箇所) 借宿地区 下発地地区

2) 近隣公園・地区公園

各地域生活拠点に、常住者の週末レクリエーションの場となる近隣公園、地区公園を配置する。

地域の中心となる公園として、軽井沢駅地域生活拠点にある既設の矢ヶ崎公園（地区公園）の充実整備を図るとともに、中軽井沢駅地域生活拠点では、湯川ふるさと公園や雨宮の池周辺とともに地域の中心となる公園として、長倉公園（近隣公園）の充実整備を進める。

また、信濃追分駅地域生活拠点では、新たな住宅地の整備に伴い居住者が増える予想される借宿地区に2.0ha、1箇所の近隣公園を配置し整備を図る。

表 6-2 近隣公園の整備方針

年 次	平成 11 年 (現況)	平成 17 年 (中間年次)	平成 22 年 (参考)	平成 27 年 (目標年次)
近隣公園の 整備地区	長倉公園		借宿地区	
地区公園の 整備地区	矢ヶ崎公園			

3) 総合公園

主に常住者を対象として、軽井沢町全域を対象としたレクリエーション拠点として目標年次までに風越公園の整備を推進する。

なお、総合公園として風越公園のほかに南軽井沢公園が都市計画決定されているが、人口ピーク時（平成22年）の別荘定住者を含む人口21,000人に対する総合公園の必要量は6.3haであり、その他に観光客等の利用を考慮しても風越公園（39.1ha）で必要量を充足できると考えられる。したがって、軽井沢町の中心に位置する風越公園の整備を重点的に推進することとする。

表 6-3 総合公園の整備方針

年 次	平成11年 (現況)	平成17年 (中間年次)	平成22年 (参考)	平成27年 (目標年次)
総合公園の 整備地区	風越公園の一部 (8.72ha) が開設 済		風越公園の一部 (14.47ha)	風越公園の一部 (15.91ha) を整備 し、全区域開設

4) 運動公園

運動公園として雨宮公園が都市計画決定されているが、人口ピーク時（平成22年）の別荘定住者を含む人口21,000人に対する総合公園の必要量は3.15haであり、都市基幹公園全体の必要量9.45haは、風越公園で充足できると考えられる。

また、軽井沢町の中心に位置する風越公園には長野オリンピック時に整備された質の高いスポーツ施設があるため、スポーツレクリエーションの拠点としても位置づけ整備を推進する。

表 6-4 運動公園の整備方針

年 次	平成11年 (現況)	平成17年 (中間年次)	平成22年 (参考)	平成27年 (目標年次)
運動公園の 整備地区	既計画決定 未整備			

5) 風致公園

保健休養地として風致景観を保全し、自然の中における週末のレクリエーションの場として利用できる離山公園が整備されている。離山の麓にある雨宮の池周辺を一体的に新規の風致公園として整備を推進し、中軽井沢地区からの離山公園への入口として、登山道を整備して一体性を確保していく。

表 6-5 風致公園の整備方針

年 次	平成11年 (現況)	平成17年 (中間年次)	平成22年 (参考)	平成27年 (目標年次)
風致公園の 整備地区	離山公園 (108.9ha) 開設済		甲山地区	

6) 都市緑地

自然環境の保全と水辺におけるレクリエーションの場として、野鳥の森から風越公園に至る湯川沿いの緑地を都市緑地と位置づけ、湯川の生態系を維持するための自然型護岸と一体的な整備を推進する。また、近接した居住エリアの身近な公園として、商業地に買物にきた人たちや役場を訪れた人たちが利用する公園として、自然環境に配慮しつつ整備を進める。

平成22年までに国道18号から同バイパス整備を推進するとともに、国道18号上流部と同バイパス下流部についても、目標年次までに整備を推進する。

表 6-6 都市緑地の整備方針

年 次	平成11年 (現況)	平成17年 (中間年次)	平成22年 (参考)	平成27年 (目標年次)
都市緑地の 整備地区	—	国道18号～ 同バイパス区間	国道18号～ 同バイパス区間	野鳥の森～ 国道18号の区間 国道18号バイパス～ 風越公園の区間

(2) 公共施設緑地

公共施設緑地として、大日向地区と追分地区にある運動場、放課後や休日に一般開放が期待できる小中学校のグラウンド及び現在16箇所に整備されている児童遊園を公共施設緑地として位置づけ、都市公園との連携により身近な公園の整備を推進する。

1) 運動場

大日向地区と追分地区に整備されている運動場は、その規模から近隣公園を補完する施設緑地と位置づけ、植栽整備などの質的充実を進める。

2) 小中学校のグラウンド

スポーツレクリエーションや地域の行事(運動会、盆踊りなど)の場として、小学校3校、中学校1校のグラウンドの一般開放を検討し、地域コミュニティの中心となるオープンスペースとして位置づけていく。

3) 児童遊園

日常生活圏にある子どもの遊び場として児童館に併設されている児童遊園は、街区公園の役割を補完する施設緑地として位置づけていく。

4) その他

風越公園に近接する「軽井沢浄化管理センター」では施設上部が芝生となっており、今後南部レクリエーション拠点を構成する芝生広場として、安全性を確保しながら一般開放を検討していく。

3. 地域制緑地の指定目標及び指定方針

(1) 風致地区

軽井沢には、河川沿いの風致景観を保全維持すること、しなの鉄道の車窓からの良好な眺めを確保することを目的に4地区に風致地区が指定されている。風致地区内には多くの別荘や住宅が立地しており、これらの人たちの協力を得ながら、保健休養地としての良好な環境の維持に努める。

(2) 自然公園

自然公園としては、上信越高原国立公園及び妙義荒船佐久高原国定公園の区域が指定されている。これらは、保健休養地としての環境を形成している広大な緑地を形成しているとともに、林業の生産の場でもある。今後も豊かな自然環境を軽井沢の重要な基盤として保全していくとともに、自然観察や林業を体験する場としての活用を進めていくものとする。

(3) 農用地区域

軽井沢南部地域の広大な田園地区は、農業生産の場であるとともに保健休養地としての風景を構成するものである。そのため農用地区域に指定されている農地を中心に整備・保全を進めていくものとする。

(4) 河川区域

水辺の少ない軽井沢にとって、河川は貴重な親水空間であり、野生小動物の生活の場ともなっている。したがって、河川整備にあたっては多自然型護岸などを採用することにより、自然環境の保全と保健休養地としての環境の向上に努めるものとする。

(5) 保安林

軽井沢の保安林の指定状況をみると、用途地域内では土砂流出防備、土砂崩壊防備、水害防備など災害防止を目的とした指定が多く、用途地域外では水源かん養を目的とした指定が多くなっている。今後も保安林の各目的を達成するため緑地の保全維持を図っていくこととする。

(6) 地域森林計画対象民有林

林業の生産の場として地域森林計画に定められた民有林の分布をみると、離山周辺地区、愛宕山から押立山に至る尾根周辺地区及び南部地域に指定されている。この緑地は軽井沢の骨格を形成する緑地であることから、今後も林業の生産の場とするとともに保健休養地の重要な基盤として保全維持を図っていくものとする。

樣式-1

-107-

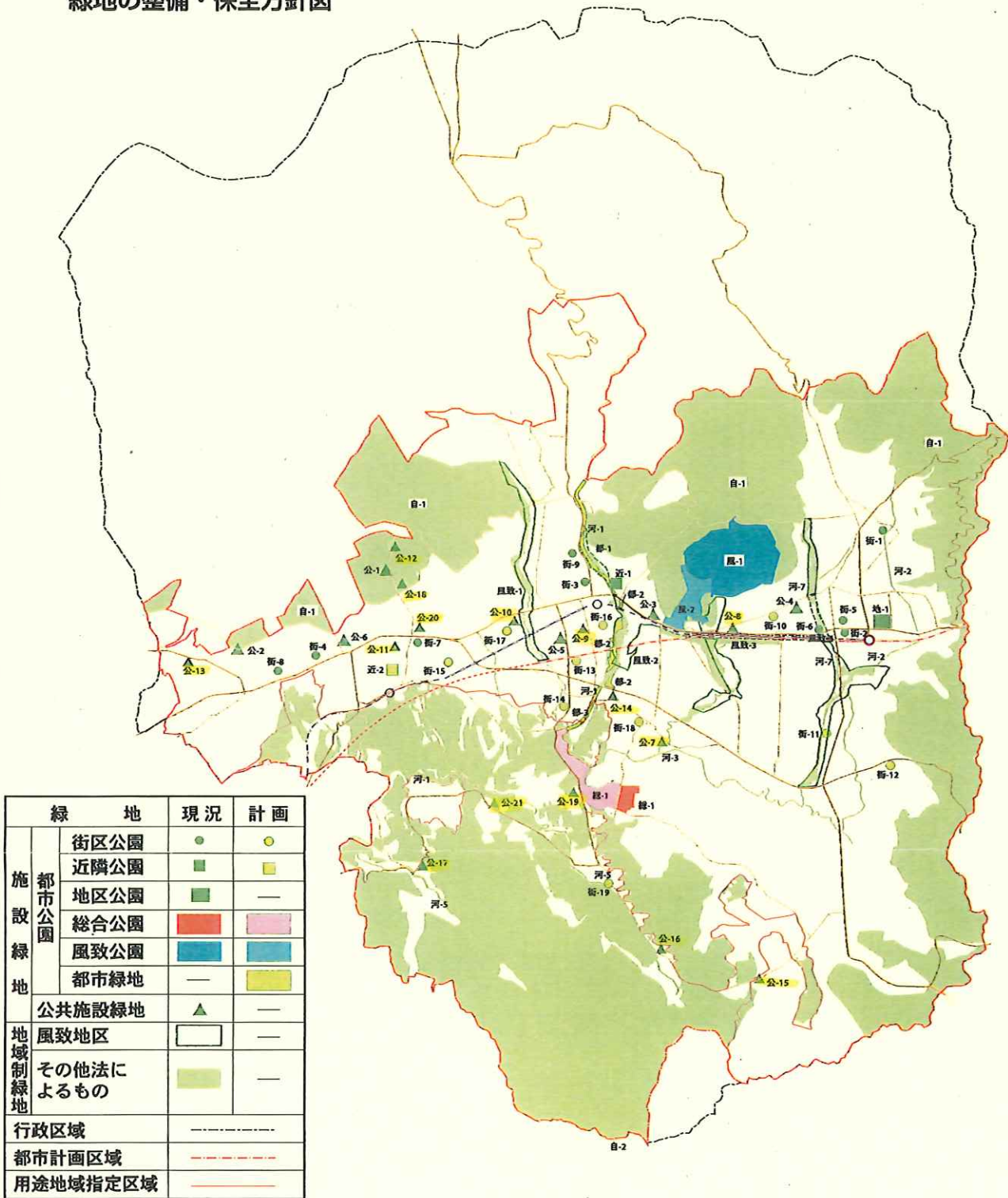
公園緑地個別調査

公園種別	公園番号	図面 対照 番号	公園名称	用途地域 指定区域 (1)	用途地域 指定外区域 (2)	都市計画 区域 (3)=(1)+(2)	都市計画 区域外 (4)	行政区域 (3)+(4)	重 複
街区公園	2・2・2	街1	諏訪ノ森公園	0.30		0.30		0.30	
	2・2・3	街2	雲場公園	0.16		0.16		0.16	
	2・2・5	街3	狩野公園	0.24		0.24		0.24	
	2・2・6	街4	追分公園	0.58		0.58		0.58	
	2・2・7	街5	北野沢原公園	0.18		0.18		0.18	
	2・2・8	街6	西野沢原公園	0.13		0.13		0.13	雲場川風致地区
	2・2・9	街7	借宿公園	0.25		0.25		0.25	
	2・2・10	街8	追分中央公園	0.19		0.19		0.19	
	2・2・11	街9	長倉北公園	0.23		0.23		0.23	
		街10		0.25		0.25		0.25	H27
		街11		0.25		0.25		0.25	H27
		街12		0.25		0.25		0.25	H17
		街13		0.25		0.25		0.25	H27
		街14		0.25		0.25		0.25	H22
		街15		0.25		0.25		0.25	H27
		街16		0.25		0.25		0.25	H27
		街17		0.25		0.25		0.25	H17
		街18		0.25		0.25		0.25	H22
		街19			0.25	0.25		0.25	H27
近隣公園	3・3・2	近1	長倉公園	1.20		1.20		1.20	地域森林計画対象民有林
		近2		2.00		2.00		2.00	H22
地区公園	4・4・1	地1	矢ヶ崎公園	4.60		4.60		4.60	
総合公園	5・5・2	総1	風越公園	39.10		39.10		39.10	地域森林計画対象民有林：4.3ha
風致公園	7・6・2	風1	離山公園	108.90		108.90		108.90	保安林
		風2		27.50		27.50		27.50	地域森林計画対象民有林
都市緑地		都1		9.00		9.00		9.00	H27
		都2	湯川緑地	5.90		5.90		5.90	H22
		都3		4.25		4.25		4.25	H27
公共施設緑地	運動場	公1	大日向運動場	1.30		1.30		1.30	国立公園内
		公2	第2運動場（追分）	0.70		0.70		0.70	
	教育施設グラウンド	公3	軽井沢中学校校庭	1.50		1.50		1.50	
		公4	軽井沢東部小学校校庭	1.80		1.80		1.80	
		公5	軽井沢中部小学校校庭	1.40		1.40		1.40	
	児童遊園	公6	軽井沢西部小学校校庭	1.60		1.60		1.60	
		公7	塩沢児童遊園	0.09		0.09		0.09	
		公8	離山児童遊園	0.03		0.03		0.03	
		公9	中軽井沢南児童遊園	0.28		0.28		0.28	
		公10	古宿児童遊園	0.03		0.03		0.03	
		公11	借宿児童遊園	0.06		0.06		0.06	
		公12	大日向児童遊園	0.14		0.14		0.14	国立公園内
		公13	三ッ石児童遊園	0.15		0.15		0.15	
		公14	鳥井原児童遊園	0.03		0.03		0.03	
		公15	馬取児童遊園		0.06	0.06		0.06	
		公16	上発地児童遊園		0.07	0.07		0.07	
		公17	茂沢児童遊園		0.12	0.12		0.12	
		公18	浅間台児童遊園	0.03		0.03		0.03	国立公園内
		公19	風越児童遊園		0.07	0.07		0.07	
		公20	つくしヶ丘児童遊園	0.07		0.07		0.07	
		公21	杉瓜児童遊園		0.05	0.05		0.05	
施設緑地 計				216.17	0.62	216.79	0.00	216.79	
	風致地区	風致1	熊沢風致地区	29.00		29.00		29.00	
		風致2	湯川風致地区	39.70		39.70		39.70	内第2種：18.1ha
		風致3	離山風致地区	46.50		46.50		46.50	内第2種：6ha
		風致4	雲場川風致地区	68.70		68.70		68.70	内第2種：4.7ha
	自然公園	自1	上信越高原国立公園	737.00		737.00	7,128.00	7,865.00	
		自2	妙義荒船佐久高原国定公園		11.2	11.20	141.8	153.00	
	農業振興地域農用地区域				298.70	298.70		298.70	
河川区域	河川	河1	湯川	13.10		13.10		13.10	
		河2	矢ヶ崎川	8.00		8.00		8.00	
		河3	泥川	5.10		5.10		5.10	
		河4	濁川			0.00	1.30	1.30	
		河5	発地川		3.20	3.20		3.20	
		河6	茂沢川		3.00	3.00		3.00	
		河7	精進場川	13.10		13.10		13.10	雲場川を含む
		河8	熊沢川	1.00		1.00		1.00	
		河9	西ノ河原川	1.00		1.00		1.00	
		河10	塩沢川	2.00		2.00		2.00	
		河11	古川	0.50		0.50		0.50	
		河12	中沢川			0.00		0.00	
	保安林		水源かん養		185.90	185.90	7,269.80	7,455.70	
			土砂流出防備	125.90	52.40	178.30		178.30	
			土砂崩壊防備		0.30	0.30		0.30	
			水害防備	8.90	0.20	9.10		9.10	
			干害防備	51.20		51.20		51.20	
			保健	51.20		51.20		51.20	
地域森林計画対象民有林				1,606.10	1,409.50	3,015.60		3,015.60	
地域制緑地間の重複				725.90	197.10	923.00	7,271.10	8,194.10	
地域制緑地 計				2,082.10	1,767.30	3,849.40	7,269.80	11,119.20	
施設・地域制緑地間の重複				150.21	0.00	150.21	0.00	150.21	
緑地 総 計				2,148.06	1,767.92	3,915.98	7,269.80	11,185.78	

軽井沢町緑の基本計画

緑地の整備・保全方針図

図 6-2 緑地の整備・保全の方針図



第7章 緑化重点地区計画

1. 緑化重点地区の設定

緑化重点地区は「緑化の推進を重点的に図るべき地区」として次のような地区に設定し、都市公園等公共事業による緑化とあわせて、住民による民有地の緑化推進等、官民一体となって「緑の基本計画」がめざす姿を早期に実現するものである。

<緑化重点地区の対象となる地区>

- ①駅前等まちのシンボルとなる地区
- ②特に緑が少ない地区
- ③風致地区など風致の維持が特に重要な地区
- ④緑化の推進に関して住民の意識が高い地区
- ⑤市街地開発事業等面的な開発が行われる地区
- ⑥緑地協定の締結の促進等により良好な住宅地の形成を促進する地区
- ⑦再整備の動きのある工場地において核となる公園の整備にあわせて工場緑化を推進する地区
- ⑧都市公園を核として地域制緑地の制度を活用しながら都市住民の自然とのふれあいの場の創出を図る地区
- ⑨優良な農地や屋敷林等を保全し、美しい郷土景観の保全を図る地区
- ⑩教育施設の集積地等において公共施設と民有地の一体的な緑化及び景観形成により良好な環境の保全及び創出を図る地区

以上のような「重点緑化地区の対象となる地区」の特性をふまえて、中軽井沢駅地域生活拠点を緑化重点地区と位置づける。位置づけの考え方は次のとおりである。

- ①役場等の軽井沢町全体を対象とした公共公益施設が集中立地し町全域の生活の中心となる地区であり、周辺の別荘地や野鳥の森等のレクリエーション施設に訪れる別荘者や観光客等の来街者が多く集まる地区であるため、中軽井沢駅地域生活拠点は軽井沢のシンボルとなる地区を形成している。
- ②湯川沿いは手つかずの自然が多く残されており、国際保健休養地としての環境を維持していくために、湯川沿いに指定されている風致地区や周辺緑地等と一体的に風致景観を維持し緑豊かなまちづくりを進めていくことが求められている地区である。
- ③地区住民による地域活性化の活動が行われており、公園緑地の整備や地域緑化に関しても意識が高い地区である。
- ④南部レクリエーション拠点（風越公園を中心としたスポーツレクリエーション拠点）と北部レクリエーション拠点（野鳥の森を中心とした自然レクリエーション拠点）を結ぶ、軽井沢町の緑の骨格となる湯川が位置し、「軽井沢町都市計画マスタープラン」の「まちの将来構造」において位置づけられている自然環境軸の形成といった面からも重要な地区である。

2. 地区の現況

(1) 地区の概況

役場、病院、中央公民館など町の主要な公共施設が立地する地域であり、中軽井沢駅周辺には日用品主体の商業施設が集積し、常住者の生活の中心的地域となっている。周辺地区には住宅地と別荘地が広がり、北部の千ヶ滝別荘地内にはレクリエーション施設や温泉地が立地している。

主要な交通施設については東西方向に国道18号、国道18号バイパス、しなの鉄道、北陸新幹線が通り、中軽井沢駅前から草津方面の南北方向には、国道146号が通っている。そのほかに町内の各地域と連絡する道路が集まっており、中軽井沢駅地域生活拠点とは交通の要衝となっている。

(2) 地区の現況

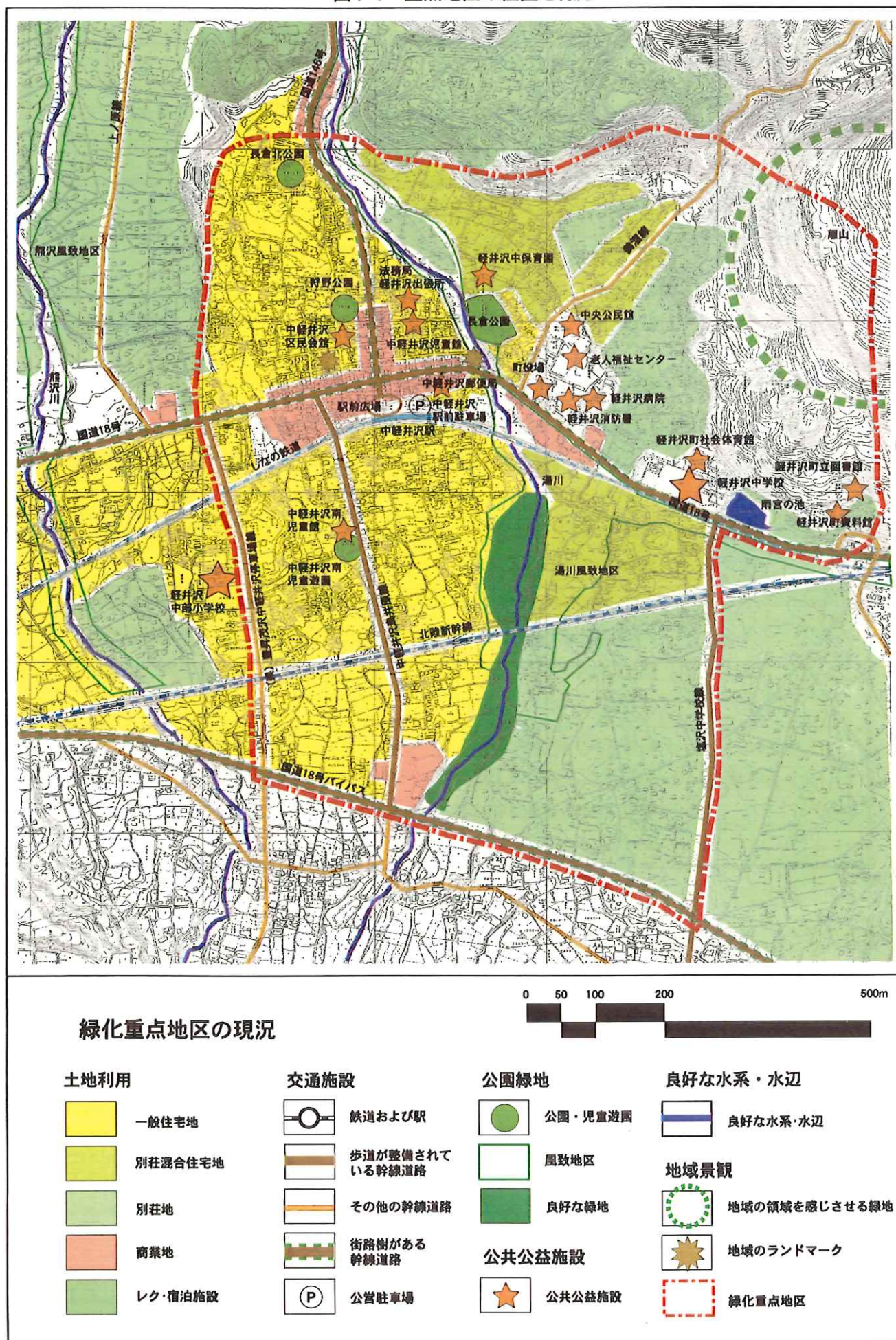
次に地区の現況を整理する。

表 7-1 緑化重点地区の現況

土地建物利用	【中軽井沢駅北地区】 国道18号と国道146号を軸として市街地が形成されており、市街地後背地の緑地と緑豊かな別荘地に取り囲まれてコンパクトな商業・住宅市街地となっている。 【中軽井沢駅南地区】 県道豊昇・茂沢・中軽井沢停車場線と一級町道中軽井沢鳥井原線を軸に市街地が形成されつつあり、沿道以外は空閑地が多く残る住宅市街地となっている
交通施設	【鉄道・駅】 しなの鉄道の中軽井沢駅があり、北側に駅前広場が整備されている。 【幹線道路】 幹線道路のうち歩道及び街路樹の整備状況は次のとおりである。 ・国道18号（歩道＝3.5m，街路樹有） ・国道18号バイパス（歩道・自転車道＝6.0m，街路樹有） ・国道146号（歩道＝3.5m，街路樹一部有） ・県道豊昇・茂沢・中軽井沢停車場線（歩道＝1.5m，街路樹無） ・町道塩沢中学校線（歩道＝1.5m，街路樹無） ・町道中軽井沢鳥井原線（歩道＝1.5m，街路樹無） 【公営駐車場】 ・中軽井沢駅前駐車場（収容台数：75台）
公園緑地	【公園緑地等】 ・近隣公園：長倉公園（1.2ha） ・街区公園：狩野公園（0.24ha），長倉北公園（0.23ha） ・中軽井沢南児童遊園（中軽井沢南児童館に併設） ・湯川風致地区（第1種：約21.6ha，第2種：約18.1ha） ・熊沢風致地区（第1種：約29.0ha）

公園緑地	【緑地分布】 ・周辺を別荘地に囲まれており、別荘敷地の豊かな緑は自然緑地としても良好なものとなっている。 ・湯川沿いに良好な自然緑地が分布しており、ハルニレ林の自生地やアオキラン、サクラソウなど、多くの絶滅危惧種が自生している。
施設整備状況	【行政施設】：軽井沢町役場，長野地方法務局軽井沢出張所 【教育施設】：軽井沢中学校，軽井沢中部小学校 【福祉施設】：軽井沢老人福祉センター，軽井沢中保育園，中軽井沢児童館，中軽井沢南児童館 【医療施設】：軽井沢病院 【コミュニティ施設】：軽井沢町中央公民館，中軽井沢区民会館 【その他公共公益施設】：軽井沢町立図書館，軽井沢町資料館，軽井沢町社会体育館，軽井沢消防署，中軽井沢郵便局
良好な水系・水辺	・良好な水系として湯川，熊沢川の2河川があり，良好な水辺として由緒ある雨宮の池が地区の東端に位置している。
地域景観	・地区の東側にある離山は，その山肌が国道18号等の東西方向の道路のアイストップとなっており，地域の領域を感じさせる重要な緑地を構成している。 ・湯川橋の袂等にある巨木がランドマークとなっており，地区の良好な景観を構成している。
まちづくりの履歴と動向	・沓掛土地地区画整理事業（昭和34年完了，軽井沢町施行） ・湯川ふるさと公園（湯川緑地）整備事業（平成12年8月現在計画中） ・中軽井沢商業地の商店主等が中心となり，地域活性化のための諸活動が行われている

図 7-1 重点地区の位置と現況



3. 課題の整理

地区現況に基づき、保全すべき緑地、地区に必要な公園、緑化が必要な場所等の緑地の保全及び緑化推進のための課題を整理すると表7-2のとおりである。

(1) 「国際保健休養地としての環境を守る」ための課題

軽井沢町の中心に位置する中軽井沢駅地域生活拠点において「豊かな自然環境に囲まれた国際保健休養地：軽井沢」を実現していくために、湯川沿いの自然緑地の保全等による自然環境軸の形成やゆとりのある別荘地の既存樹林の保全等、国際保健休養地としての環境を守っていくことが課題となっている。

(2) 「レクリエーションの場づくり」のための課題

常住者、別荘者及び観光客の多様な余暇活動を支えるために、地域の拠点となる公園の整備、湯川沿いに残された自然緑地の節度ある活用、中軽井沢駅南地区における身近な公園の整備等、快適に利用できるレクリエーションの場づくりが課題となっている。

(3) 「国際保健休養地としての景観を整える」ための課題

軽井沢町らしい景観形成のために、町の顔となる地区の緑化、地域生活軸の緑化、住宅地や商業地の民有地の緑化等、国際保健休養地としての景観を整えることが課題となっている。

表7-2 緑化重点地区における緑地及び緑化の課題

「国際保健休養地としての環境を守る」ための課題	・自然環境軸の形成 ・自然緑地としての別荘地における既存樹林の保全
「地域のレクリエーションの場づくり」ための課題	・北部レクリエーション拠点及び南部レクリエーション拠点と地区を結ぶレクリエーションネットワークの形成 ・地域の拠点となる公園の整備 ・湯川沿いの節度あるレクリエーション利用 ・中軽井沢駅周辺商業地の活性化を促す公園緑地の配置 ・中軽井沢駅南地区において不足している身近な公園の新設 ・北陸新幹線により分断される地区の適正な公園配置
「国際保健休養地としての景観を整える」ための課題	・町の顔となる公共施設ゾーン、中軽井沢駅周辺の緑化 ・住宅地や商業地における緑を増やすための緑化 ・地域の緑を増やすための公共施設の緑化 ・地域生活軸の緑化

4. 地区緑化の基本方針

中軽井沢駅地域生活拠点の公園緑地に関する課題及び「軽井沢町都市計画マスタープラン」の軽井沢中部地域まちづくり方針をふまえて、緑化重点地区における緑化の基本方針と地区緑化の推進テーマを設定する。

(1) 自然環境軸の形成（テーマ1：自然と共生するまちをつくる）

湯川沿いにはハルニレ林やアオキラン、サクラソウ等の絶滅危惧種の自生地があり、北部森林地帯と南部森林地帯を繋ぐビオトープネットワークとして重要な自然環境軸（線的ビオトープ）を形成している。この手つかずの湯川沿いの自然を保全し良好な動植物の生態系を維持するとともに、より身近に自然を感じられる「自然と共生するまちづくり」を進める。

(2) 公園ネットワークの形成（テーマ2：まち全体を公園にする）

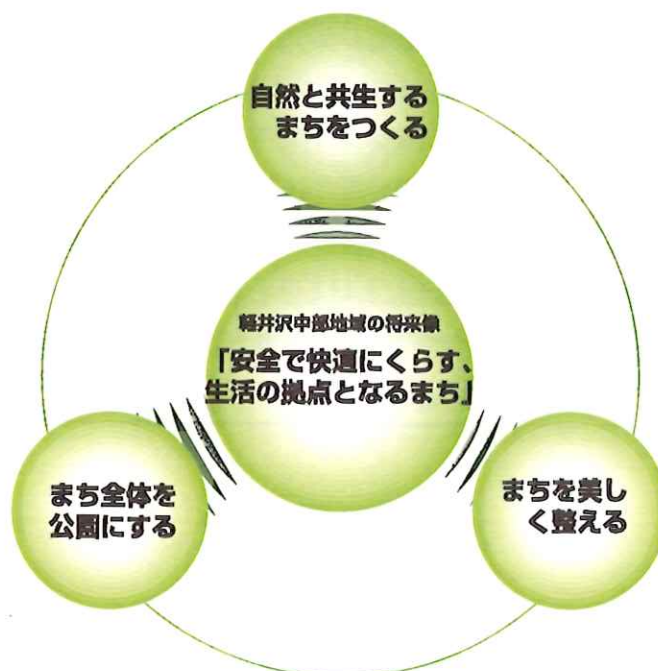
中軽井沢駅地域生活拠点では地域の中心となる公園を配置するために必要となる、まとまったオープンスペースが見当たらない。現在は、地区の中心となる公園として長倉公園が整備されており、湯川の河原の一部がバーベキューなどの野外レクリエーションの場として利用されている。また、軽井沢町資料館等の文化施設に隣接している雨宮の池周辺は公園候補地としてあげられている。

そのため、これらのレクリエーション資源を散策路等の歩行者空間により結び地域の中心となる公園のネットワークを形成していく。さらに身近な公園との連携により「まち全体を公園にするまちづくり」を進める。

(3) 緑豊かな生活拠点の形成（テーマ3：まちを美しく整える）

まちの顔となる役場等の公共施設ゾーンや中軽井沢区民会館、軽井沢中学校等の公共公益施設の緑化を推進するとともに、店舗駐車場の植栽、住宅の生垣等により中軽井沢駅周辺商業地や住宅地において緑を増やし、緑豊かな生活拠点を形成するために「まちを美しく整えるまちづくり」を進める。

図7-2 中軽井沢駅地域生活拠点緑化の基本方針



5. 地区緑化計画

国際保健休養地軽井沢として統一した緑の景観形成を推進するとともに、中軽井沢駅地域生活拠点の個性ある緑化推進を図るため、次のとおり緑化方針を設定する。

(1) テーマ1：自然と共生するまちをつくる

1) 湯川沿いの良好な自然緑地の保全

湯川の護岸を多自然型護岸により整備し生態系を保全するとともに、ハルニレ林等の貴重種の樹林は公的担保策を講じて保全していく。

(2) テーマ2：まち全体を公園にする

1) 地域の中心となる公園の整備

歴史ある雨宮の池周辺を風致公園と位置づけ、隣接する軽井沢町資料館や社会体育館等連携した地域の中心となる公園として整備していく。また、雨宮の池と離山の山頂部を結ぶ登山道の整備により、既存の離山風致公園と一体的な公園として整備を進める。

2) 湯川沿いのオープンスペースを活かした公園の整備

湯川沿いに残された自然環境への影響に配慮しながら、自然観察の場、野外レクリエーションの場及び軽井沢町の特産物である高原野菜を販売する広場等を設けた地域の中心となる湯川ふるさと公園の整備を進める。

3) 身近な公園の整備

中軽井沢駅南地区は北陸新幹線により地区が分断されており、身近な公園も不足している。そのため、湯川ふるさと公園や既存の児童遊園と連携して身近な公園の整備を進める。

4) 公園ネットワークの形成

長倉公園、雨宮の池周辺の風致公園及び湯川ふるさと公園を結ぶネットワーク形成のため、国道18号の歩道等を活用して安全で快適な歩行者空間の整備を進める。また、買物や公共施設にきた人びとの利用促進のため、役場周辺の公共施設ゾーンや中軽井沢駅周辺商業地と湯川ふるさと公園等との連携を強化していく。

(3) テーマ3：まちを美しく整える

1) 公共公益施設の緑化

人と生活情報の出会いの場として中軽井沢駅前や公共施設ゾーンの緑化を充実させるとともに、地域緑化のモデルとして地区内の公共施設の緑化を進める。また、中軽井沢駅周辺では観光情報や買物情報機能を備えた広場等を整備し、まちの顔となる地区として緑化を進める。

2) 地域生活軸の街路樹の整備

地域生活軸となる県道豊昇茂沢中軽井沢停車場線、町道中軽井沢鳥井原線を安全で快適な歩行者空間を確保するとともに、中軽井沢駅地域生活拠点のメインストリートとしてふさわしい街路樹の整備を進める。

3) 住宅地の緑化

住宅等の民有地における生垣や庭木等の育成により、周辺の緑地と連続した緑を増やし、緑豊かなまちの景観を整えていく。

4) 別荘地の既存樹林の保全

別荘敷地の細分化やリゾートマンションの建設に際して、既存敷地内の緑地率（敷地面積に対する緑地の面積）を確保するとともに、国際保健休養地としての緑の景観を維持していくために別荘地の既存樹木の保全を進める。

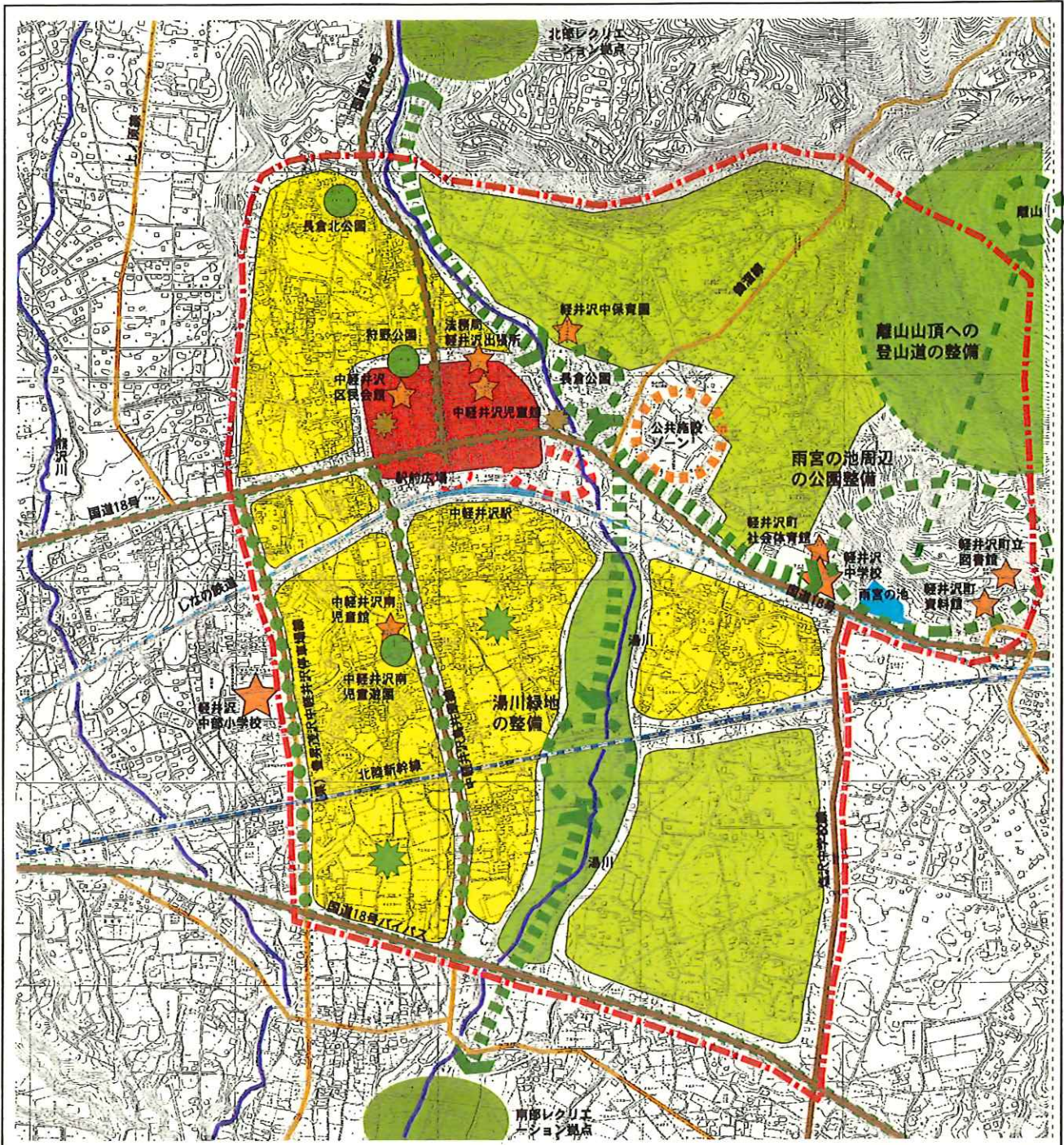
5) 商業地の緑化

人と人の出会いのまちとして緑と花による街角の緑化や店舗前面の緑化により、地域活性化に資する湯川から連続した緑を創出する。また、商業地内のランドマークとなる巨木の保全を進める。

6) 地域の領域を感じさせる離山の保全

地区の東西方向に走るとの道路からも見ることができる離山は、中軽井沢駅地域生活拠点の領域を感じさせるものであることから、その山腹の緑地景観の保全を進める。

図 7-3 地区緑化計画図



地区緑化計画



自然と共生するまちをつくる

-  良好な自然緑地の保全
-  緑化重点地区

まち全体を公園にする

-  地域の中心となる公園の整備
-  拠点となる公園ネットワークの整備
-  既存公園の充実整備
-  身近な公園の整備 (位置は未定)

まちを美しく整える

-  公共施設の緑化
-  地域生活軸の街路樹の整備
-  住宅地の緑化
-  別荘地の既存樹木の保全
-  商業地の緑化
-  中経井沢駅、商業地と湯川緑地との連携
-  地域のランドマークとなる巨木の保全
-  地域の領域を感じさせる離山の保全